

# 第6回 諫早市地域 タクシー適正化・活性化協議会

□タクシー適正化・活性化特別措置法の  
再指定

□適正化(減車等)・活性化(需要喚起等)  
の取り組み状況

□タクシー事業の活性化に向けて  
(タクシー需要の掘り起こし)

平成25年3月22日

10:00～

長崎運輸支局 2F会議室



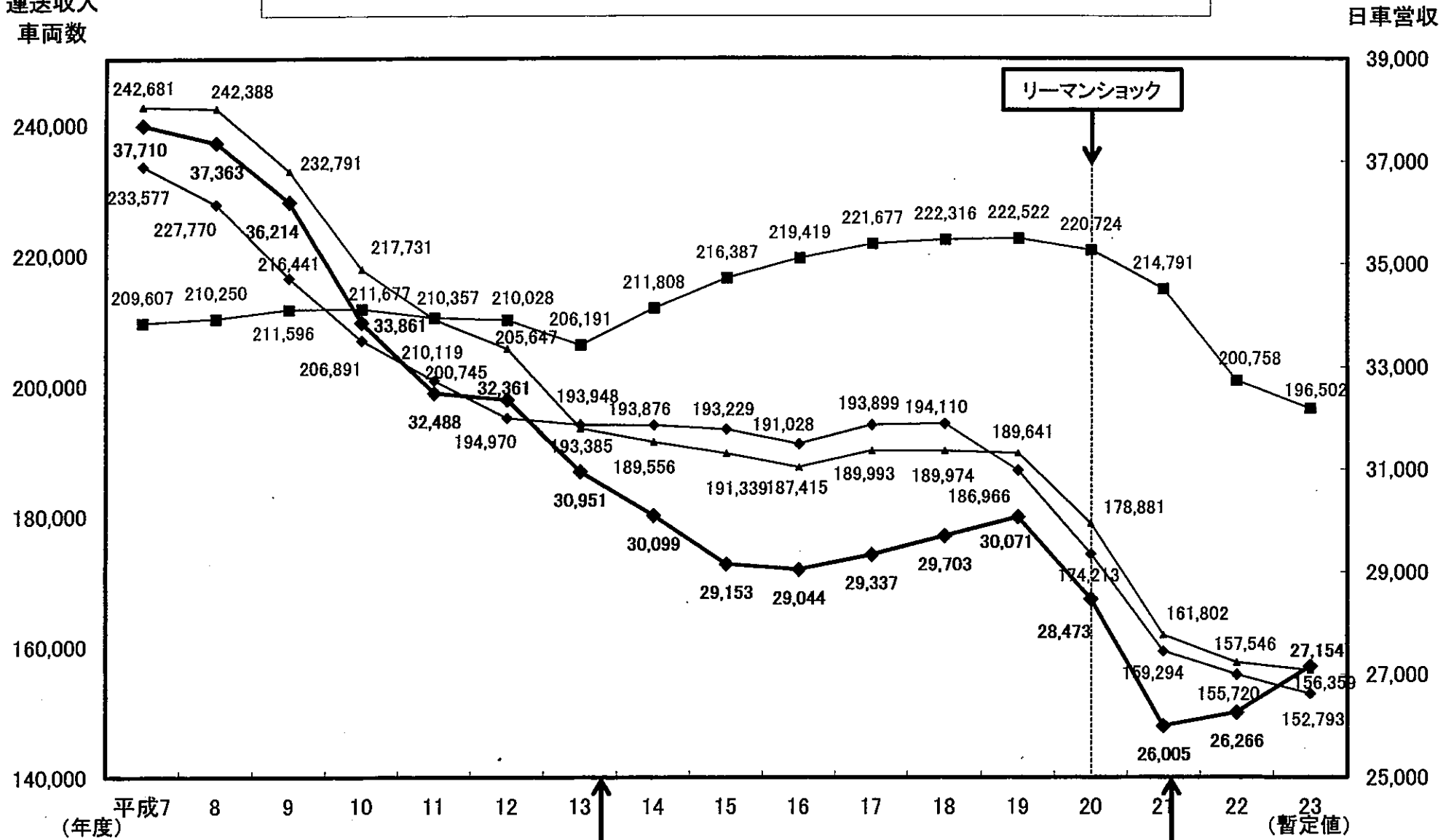
**タクシー適正化・活性化特別措置法の特定地域の  
再指定について**



# 全国のタクシー事業の経営状況等の推移 (法人)

輸送人員  
運送収入  
車両数

◆輸送人員(万人)    ▲運送収入(千万円)    ■車両数(両)    ◆日車営収(円)



※日車営収：実働1日1車当たりの運送収入

規制緩和(需給調整規制等)

国土交通省調べ

タクシー適正化・活性化法施行

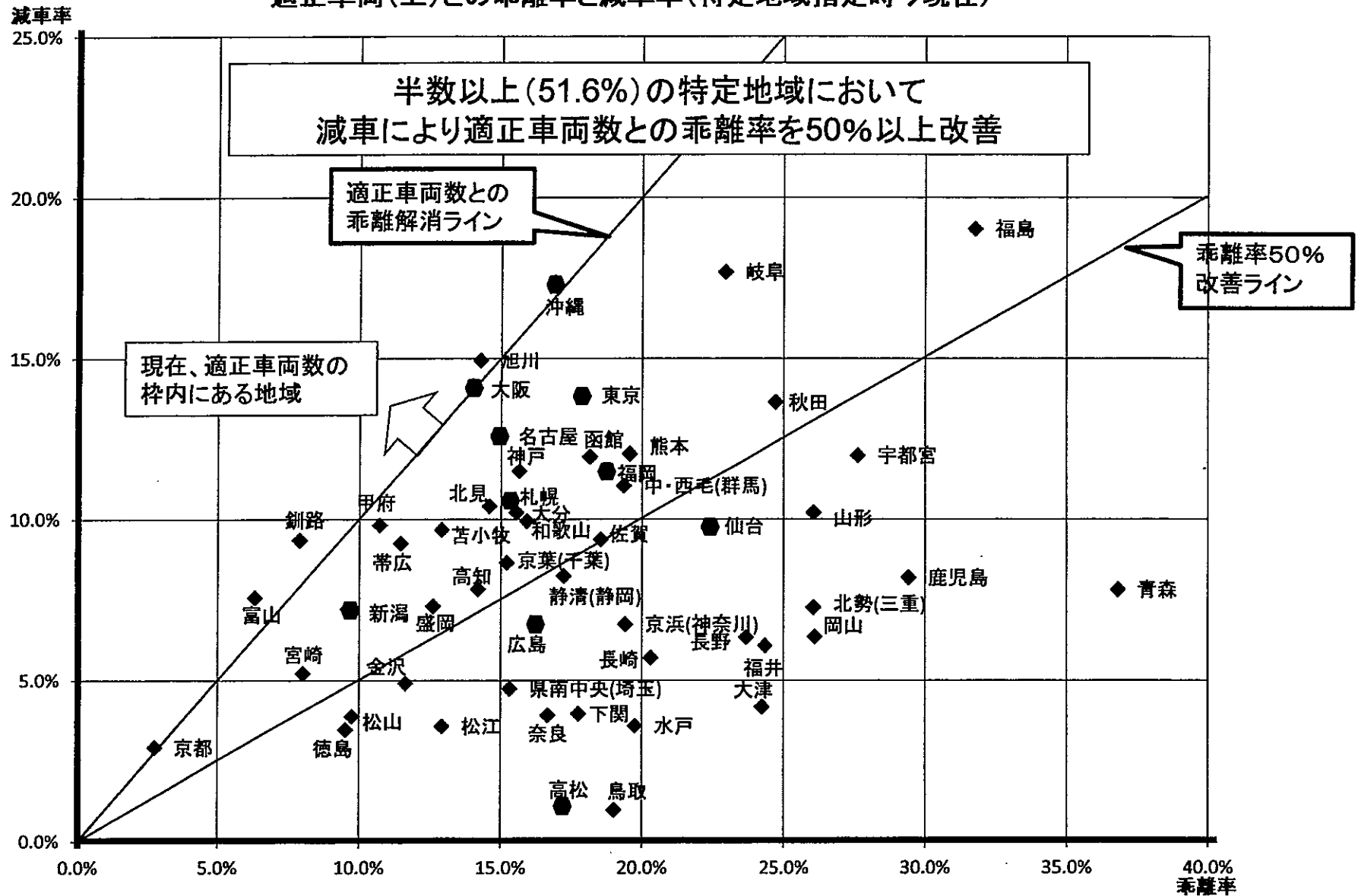
## 減車進捗状況

|      |          |         |       | 平成24年7月26日現在                 |
|------|----------|---------|-------|------------------------------|
| ブロック | 基準車両数(※) | 現在車両数   | 減車率   | 現在車両数と<br>適正車両数(上<br>限)との乖離率 |
| 北海道  | 9,140    | 8,076   | 11.6% | 4.2%                         |
| 東北   | 10,387   | 9,245   | 11.0% | 16.3%                        |
| 関東   | 67,890   | 58,167  | 14.3% | 7.1%                         |
| 北陸信越 | 6,762    | 5,849   | 13.5% | 3.9%                         |
| 中部   | 19,345   | 17,009  | 12.1% | 7.4%                         |
| 近畿   | 36,531   | 32,120  | 12.1% | 2.0%                         |
| 中国   | 12,031   | 11,228  | 6.7%  | 12.7%                        |
| 四国   | 4,623    | 4,385   | 5.1%  | 9.4%                         |
| 九州   | 21,762   | 19,205  | 11.7% | 8.7%                         |
| 沖縄   | 3,616    | 2,962   | 18.1% | -0.6%                        |
| 全国計  | 192,087  | 168,246 | 12.4% | 6.9%                         |

※ 特定特別監視地域の指定時における車両数。地域によって指定日は異なるが、  
H20年7月に指定された地域が多数を占める。

# 適正車両数との乖離率の改善状況（特定地域指定時→現在）

適正車両(上)との乖離率と減車率(特定地域指定時→現在)

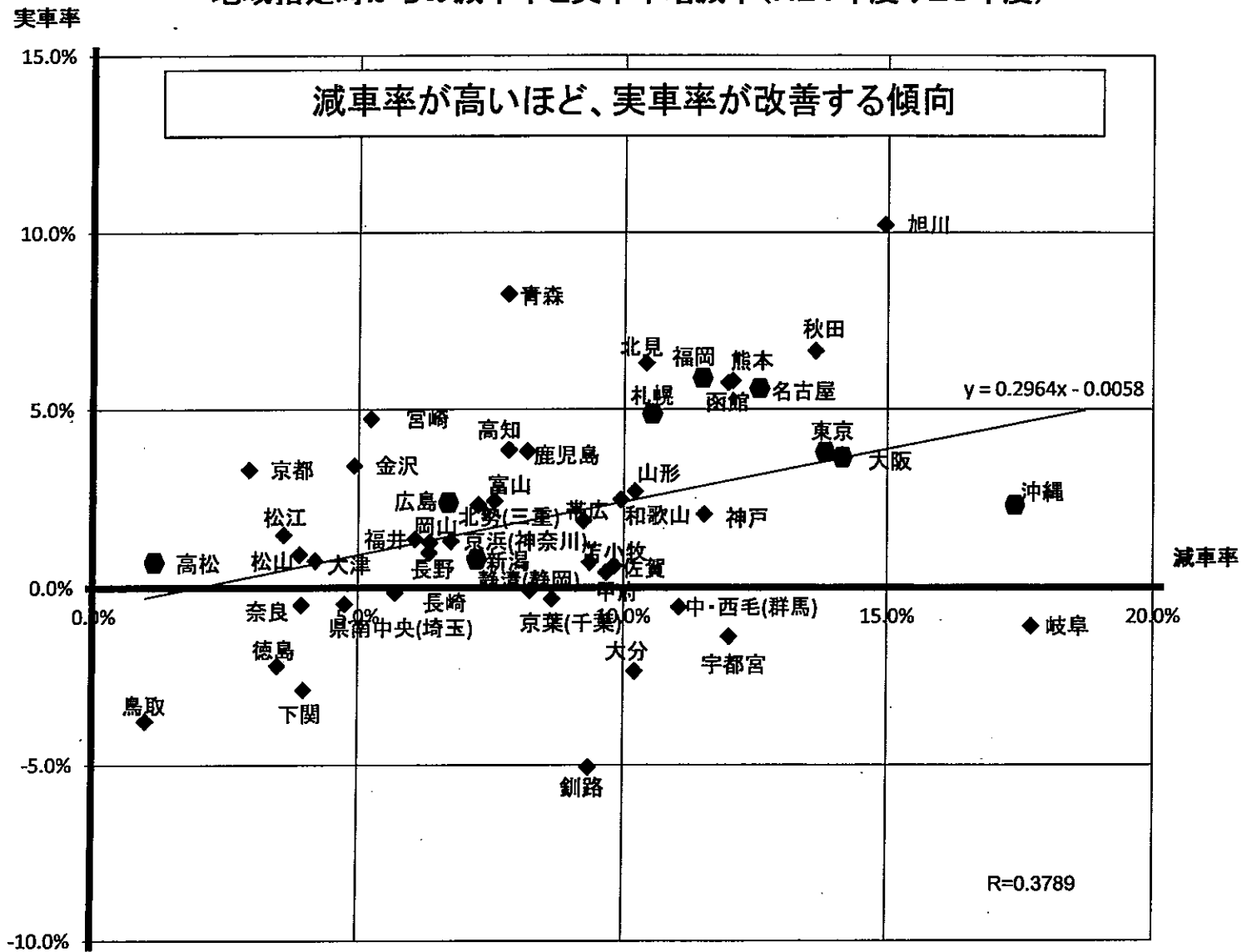


注)印は、各運輸局管内の中心となる営業区域(次ページ以降も同じ)

(地域指定時)

# 減車率と実車率の関係

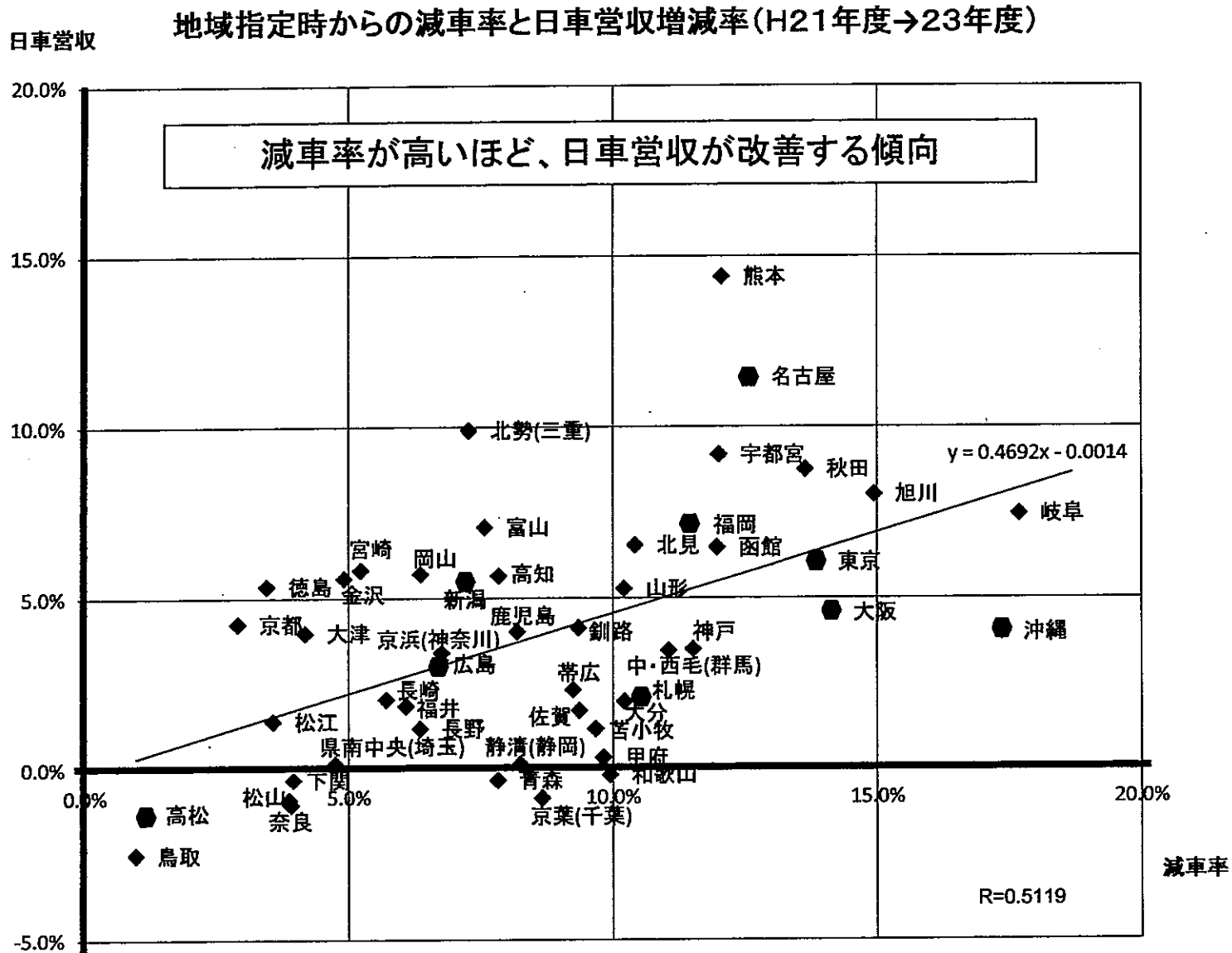
地域指定時からの減車率と実車率増減率(H21年度→23年度)



注) 震災の復興等による特需があった盛岡、仙台、福島、水戸を除いた



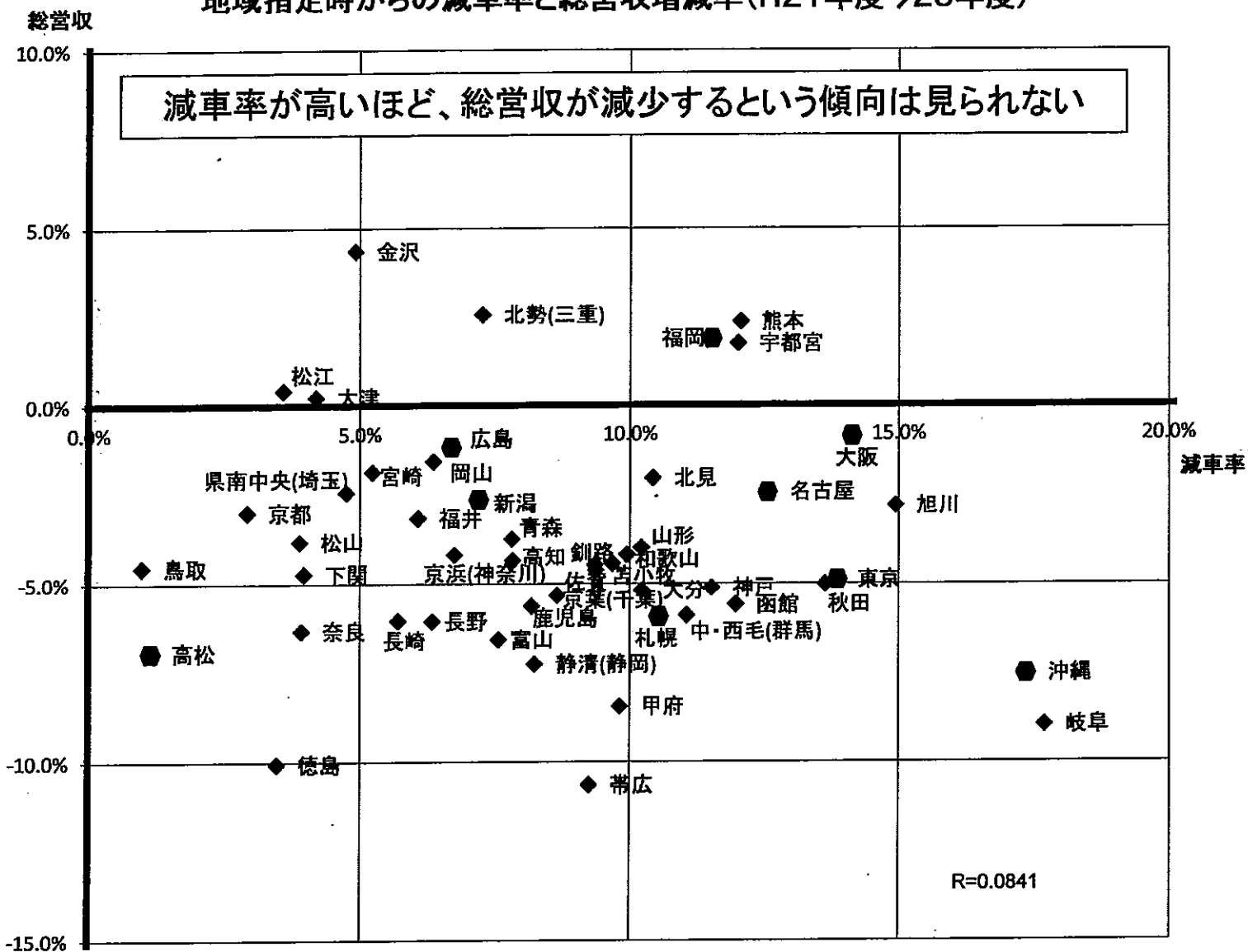
# 減車率と日車營收の関係



注) 震災の復興等による特需があった盛岡、仙台、福島、水戸を除いた

# 減車率と総營收の關係

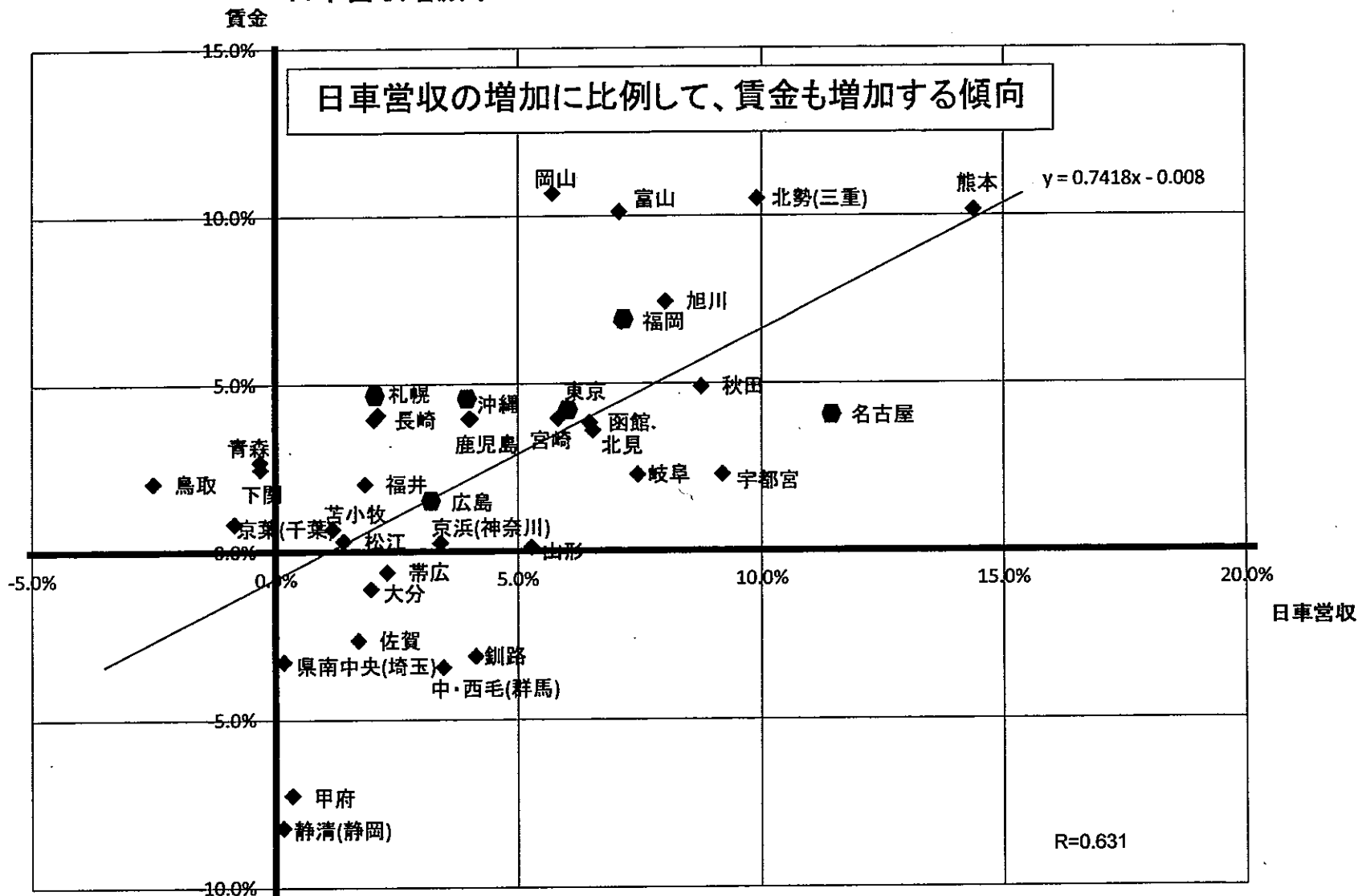
地域指定時からの減車率と総營收増減率(H21年度→23年度)



注) 震災の復興等による特需があった盛岡、仙台、福島、水戸を除いた

# 日車営収と賃金の関係

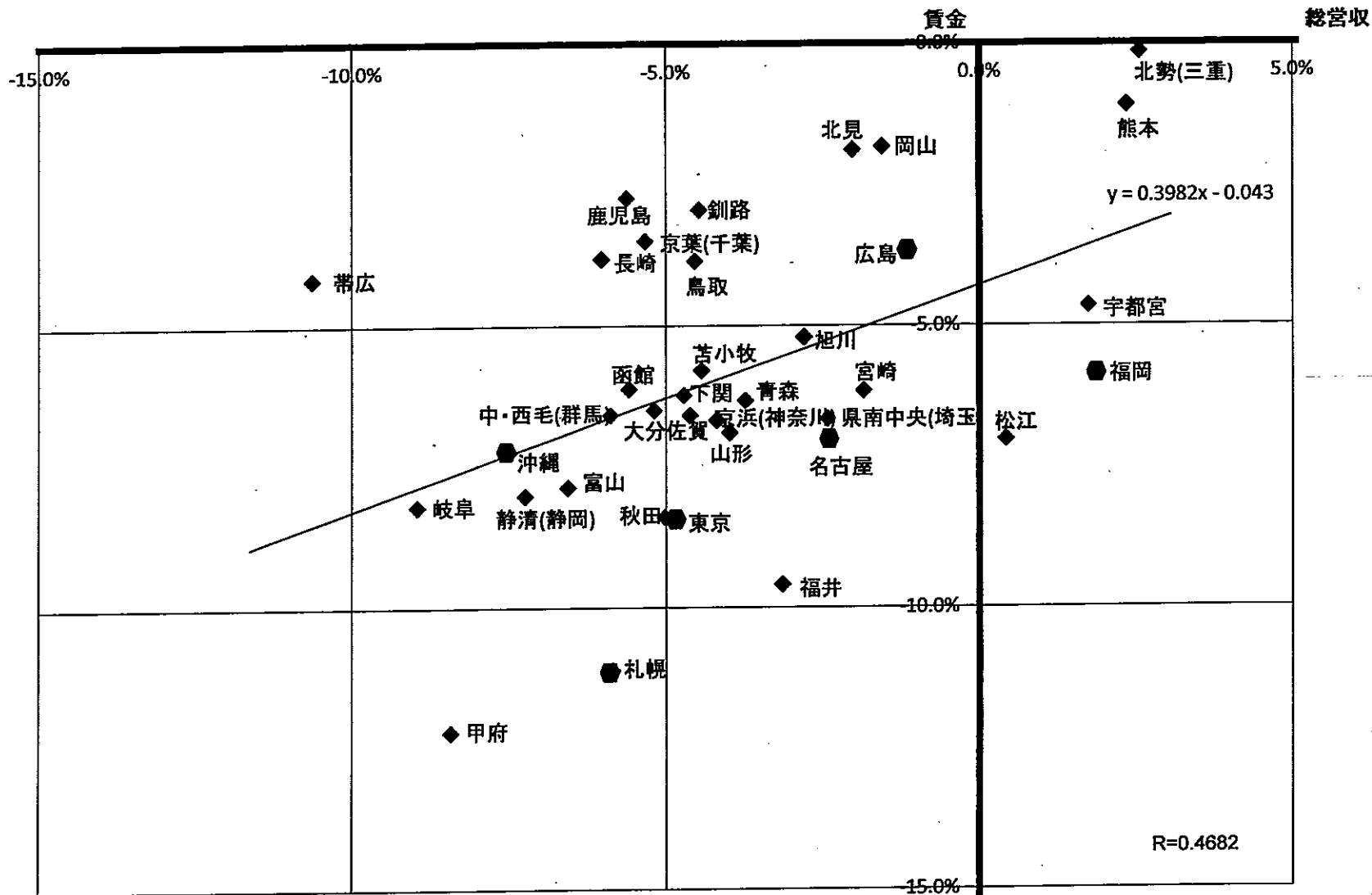
日車営収増減率と1人当たり賃金増減率(H21年度→23年度)



注) 震災の復興等による特需があった盛岡、仙台、福島、水戸を除いた  
 賃金は、各地域のサンプルデータである  
 (サンプルデータの足りない新潟、金沢、長野、近畿管内、四国管内を除いた)

# 総営業と総賃金の関係

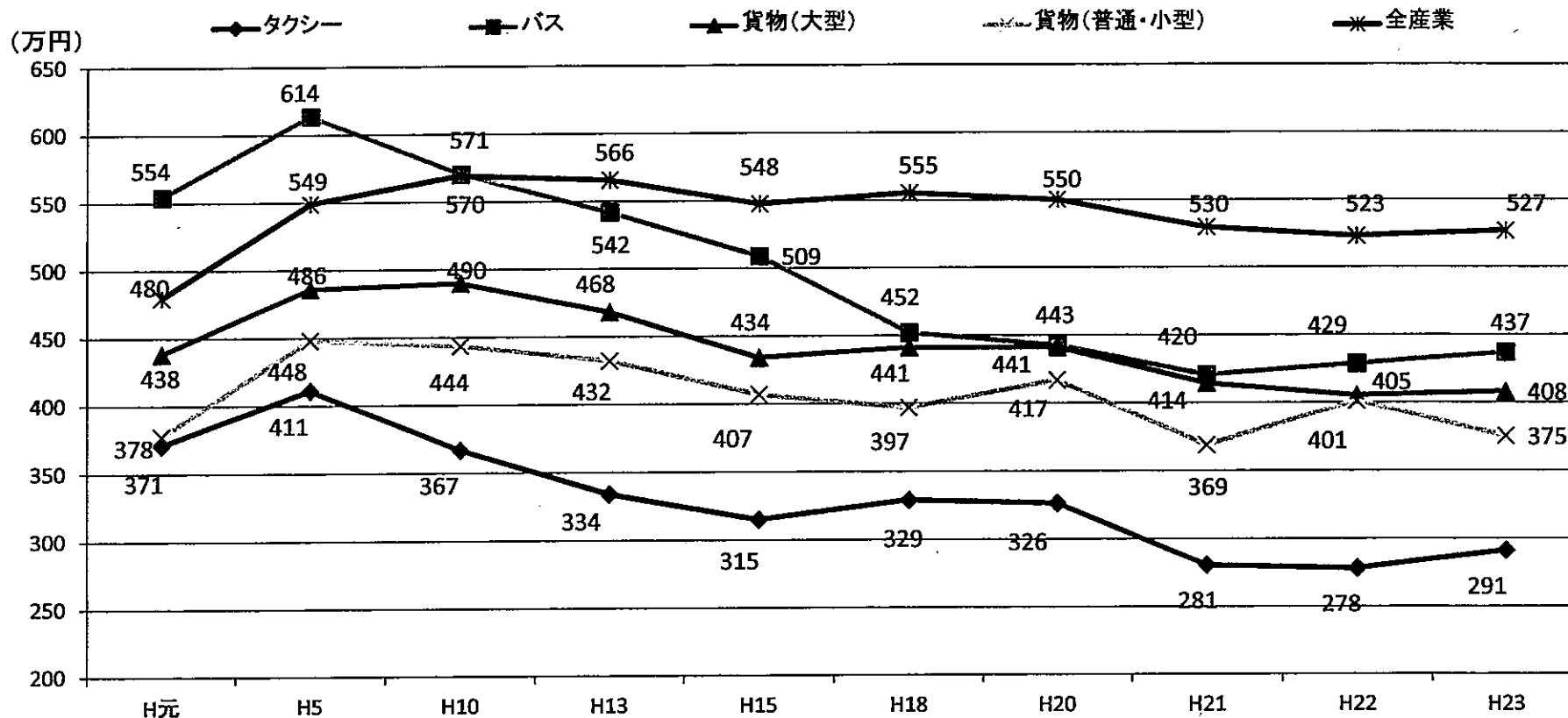
総営業増減率と総賃金増減率(H21年度→23年度)



注) 震災の復興等による特需があった盛岡、仙台、福島、水戸を除いた  
 賃金は、各地域のサンプルデータである  
 (サンプルデータ○足りない新潟、金沢、長野、近畿管内○四国管内を除いた)

# 業種別年間賃金比較（全国、男子）

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より



## グラフの定義について

○年間賃金：各年6月分の賃金に12を乗じ、前年1年間の賞与、期末手当等を加えたもの。

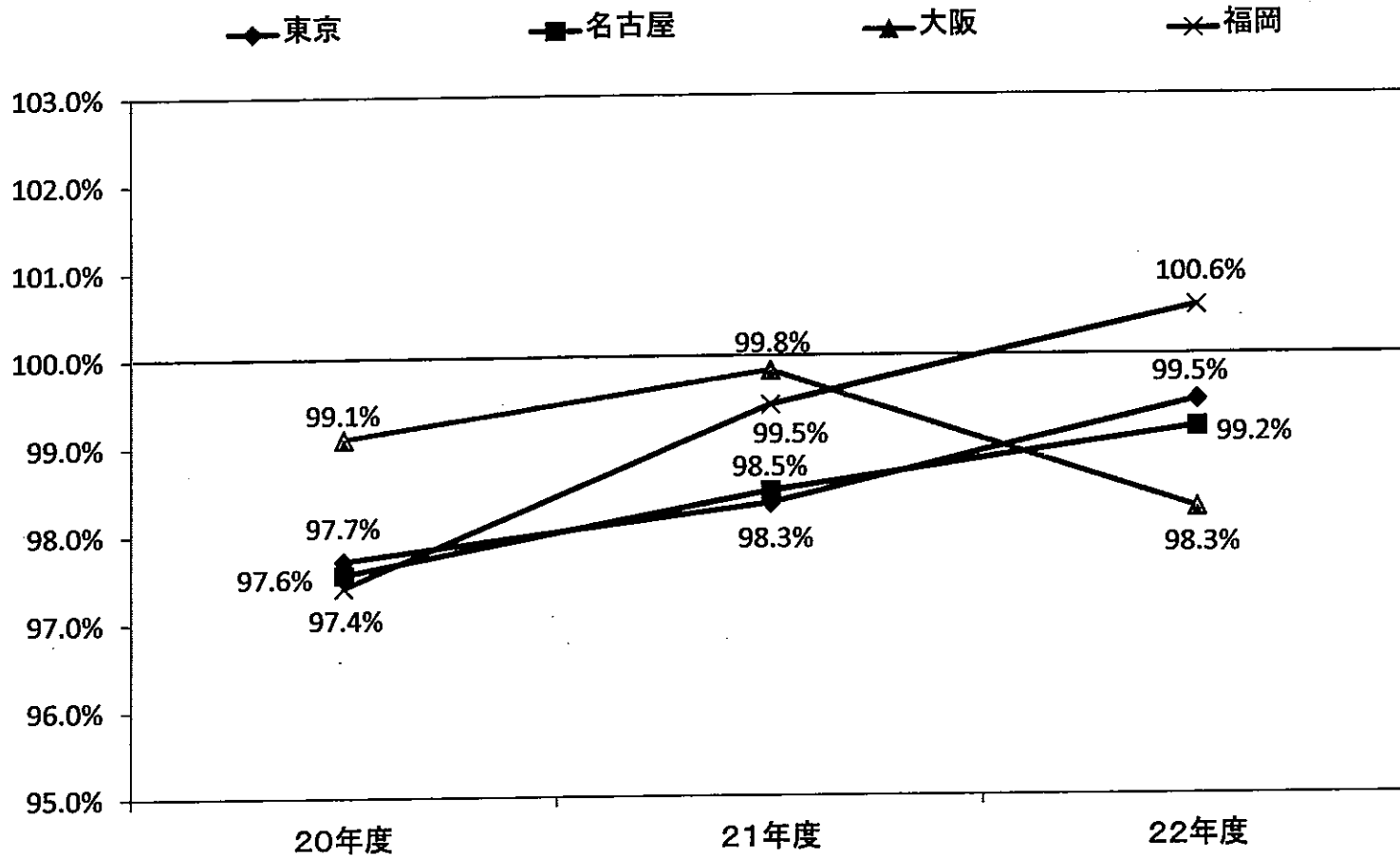
○対象：一般労働者（短時間労働者以外の者）

（短時間労働者：同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1週の所定労働日数が少ない労働者。）

※ただし、労働者の区分は各事業者の判断による。

# 各都市の収支状況について

## 各都市の収支率の推移



# 特定地域の指定について

## 特定地域とは・・・

供給過剰の進行等によりタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できない地域を国土交通大臣が指定(指定期間 3年)

### 指定基準

1. 人口10万人以上の都市を含む営業区域  
下記の①から③のいずれかに該当

- ①日車実車キロ又は日車營收が減少  
(H13年度との比較)
- ②事故件数が毎年度増加(過去5年)
- ③法令違反件数が毎年度増加  
(過去5年)

2. 地方公共団体の長から指定要請があった  
人口5万人以上の都市を含む営業区域

- 下記の①から③のいずれかに該当
- ①日車実車キロ又は日車營收が減少  
(H13年度との比較で10%以上)
  - ②及び③については、1.と同じ



### 特定地域の指定

(平成24年9月28日告示)

・全国142営業区域を指定  
(全639営業区域中)

・長崎県内3地区指定

長崎交通圏

佐世保市

諫早市

## 特定地域では・・・

国は新たな需要がない限り新規参入及び増車を認めないほか、監査に伴う過重処分など監督上必要な措置を行う

## 特定地域一覧表

| 運輸局等 | 都道府県       | 特定地域 (157地域)   |
|------|------------|--|
| 北海道  | 北海道        | 札幌交通圏、小樽市、函館交通圏、旭川交通圏、<br>苫小牧交通圏、釧路交通圏、帯広交通圏、北見交通圏               |
|      | 青森         | 青森交通圏、八戸交通圏、弘前交通圏  |
| 東北   | 岩手         | 盛岡交通圏、花巻交通圏、一関交通圏  |
|      | 宮城         | 仙台市、石巻市  |
|      | 福島         | 福島交通圏、郡山交通圏、会津交通圏、いわき市   |
|      | 秋田         | 秋田交通圏  |
|      | 山形         | 山形交通圏  |
| 関東   | 東京         | 特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏、<br>西多摩交通圏                               |
|      | 神奈川        | 京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏、小田原交通圏   |
|      | 千葉         | 京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、北総交通圏、<br>市原交通圏、南房交通圏                          |
|      | 埼玉         | 県南中央交通圏、県南西部交通圏、県北交通圏、<br>※県南東部交通圏                               |
|      | 群馬         | 東毛交通圏  |
|      | 群馬及び<br>埼玉 | 中・西毛交通圏  |
|      | 茨城         | 水戸県央交通圏、県南交通圏、県西交通圏、※県北交通圏                                       |
|      | 栃木         | 宇都宮交通圏、県南交通圏、塩那交通圏   |
|      | 山梨         | 甲府交通圏  |
|      | 北陸<br>信越   | 新潟   |
| 富山   |            | 富山交通圏、高岡・氷見交通圏、※砺波市B・南砺市   |
| 石川   |            | 金沢交通圏、南加賀交通圏   |
| 長野   |            | 長野交通圏、松本交通圏、上田市A、飯田市A  |
| 中部   | 愛知         | 名古屋交通圏、知多交通圏、尾張北部交通圏、<br>尾張西部交通圏、西三河北部交通圏、西三河南部交通圏、<br>※東三河南部交通圏 |
|      | 静岡         | 静清交通圏、富士・富士宮交通圏、沼津・三島交通圏、<br>磐田・掛川交通圏、藤枝・焼津交通圏、伊豆交通圏、<br>※浜松交通圏  |
|      | 岐阜         | 岐阜交通圏、大垣交通圏、高山交通圏、美濃・可児交通圏、<br>※※東濃西部交通圏、※※東濃東部交通圏               |
|      | 三重         | 津交通圏、松阪交通圏、※北勢交通圏  |
|      | 福井         | 福井交通圏、※※※武生交通圏   |

| 運輸局等 | 都道府県 | 特定地域 (157地域)                                |
|------|------|---|
| 近畿   | 大阪   | 大阪市域交通圏、北摂交通圏、河北交通圏、河南B交通圏、<br>泉州交通圏、※河南交通圏 |
|      | 京都   | 京都市域交通圏                                     |
|      | 兵庫   | 神戸市域交通圏、姫路・西播磨交通圏、東播磨交通圏                    |
|      | 奈良   | 奈良市域交通圏、※生駒交通圏、※中部交通圏                       |
|      | 滋賀   | 大津市域交通圏、湖南交通圏、中部交通圏、湖東交通圏                   |
|      | 和歌山  | 和歌山市域交通圏                                    |
| 中国   | 広島   | 広島交通圏、呉市A、東広島市、三原市、福山交通圏、<br>※尾道市           |
|      | 鳥取   | 鳥取交通圏、米子交通圏、※倉吉交通圏                          |
|      | 島根   | 松江市、出雲市                                     |
|      | 岡山   | 岡山市、倉敷交通圏、津山市                               |
|      | 山口   | 下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、岩国交通圏                   |
| 四国   | 香川   | 高松交通圏、中讃交通圏                                 |
|      | 徳島   | 徳島交通圏                                       |
|      | 愛媛   | 松山交通圏、東予交通圏、今治交通圏                           |
|      | 高知   | 高知交通圏                                       |
| 九州   | 福岡   | 福岡交通圏、北九州交通圏、筑豊交通圏、大牟田市、<br>久留米市            |
|      | 佐賀   | 佐賀市、唐津市                                     |
|      | 長崎   | 長崎交通圏、佐世保市、諫早市                              |
|      | 熊本   | 熊本交通圏、八代交通圏                                 |
|      | 大分   | 大分市、別府市                                     |
|      | 宮崎   | 宮崎交通圏、都城交通圏、延岡市                             |
|      | 鹿児島  | 川薩交通圏、鹿屋交通圏、鹿児島空港交通圏、鹿児島市                   |
| 沖縄   | 沖縄   | 沖縄本島  |

(全国の営業区域の総数 639地域)

- ※ : 平成22年4月1日指定地域 (11地域)
- ※※ : 平成22年10月1日指定地域 (3地域)
- ※※※ : 平成24年4月1日指定地域 (1地域)
- 無印 : 平成24年10月1日指定地域 (142地域)



|  |   |                |
|--|---|----------------|
| 川崎医科大学附属川崎病院                                 | 岡山市北区中山下  | 平成26年 9 月 30 日 |
| 医療法人社団あさひもと内科病棟                              | 広島市中区吉島栄  | 平成26年 9 月 30 日 |
| 香川県厚生医療協同組合連合会総合診療科                          | 香川県高松市須賀川町  | 平成26年 9 月 30 日 |
| 医療法人社団国産会クリニック整形外科                           | 香川県仲多度郡多度津町   | 平成26年 9 月 30 日 |
| 医療法人学六診療所                                    | 松山市藤丸町  | 平成26年 9 月 30 日 |
| 小倉記念病院                                       | 北九州市小倉北区淡野  | 平成27年 9 月 30 日 |
| 医療法人新三信病院                                    | 福岡市博多区大博町   | 平成27年 9 月 30 日 |
| 医療法人社団高邦会草木病院                                | 大川市酒見   | 平成25年 9 月 30 日 |
| 中山医院   | 春日市一の谷  | 平成25年 9 月 30 日 |
| 医療法人光仁会西田病院                                  | 伊万里市山代町   | 平成27年 9 月 30 日 |
| 医療法人ロコモチイカル江口病院                              | 小城市三日町  | 平成25年 9 月 30 日 |
| 市立大村市民病院                                     | 大村市古賀町  | 平成27年 9 月 30 日 |
| 医療法人東陽会東病院                                   | 熊本市南区出作岡  | 平成27年 9 月 30 日 |
| 医療法人社団秋保会さとう胃腸内科クリニック                        | 熊本市北区西郷区町   | 平成26年 9 月 30 日 |
| 医療法人社団まこと会古川医院                               | 熊本県菊池郡菊池町   | 平成27年 9 月 30 日 |
| 医療法人博愛会別府中央病院                                | 別府市北のヶ浜町  | 平成27年 9 月 30 日 |
| すずき内科クリニック                                   | 宮崎市櫛丸町  | 平成27年 9 月 30 日 |
| 医療法人典生会加南中央医院                                | 宮崎市落武町  | 平成27年 9 月 30 日 |
| 鹿児島市立病院                                      | 鹿児島市加治屋町  | 平成27年 9 月 30 日 |
| 医療法人天陽会天陽会中央クリニック                            | 鹿児島市桑町  | 平成27年 9 月 30 日 |
| 医療法人玉昌会加治木温泉病院                               | 姶良市加治木町   | 平成25年 9 月 30 日 |
| 医療法人仁仁会神楽セントラル病院                             | 那覇市与儀   | 平成27年 9 月 30 日 |
| Eastgarden Medical Centre                    | Westfield Centre, Barkerong Rd & Wentworth Ave, Pagewood NSW, Australia | 平成25年 9 月 30 日 |
| Aeromedical Institute KLM Health Services BV | Gebouw 133 Stationsplein NO Schiphol oost 1117 BV                       | 平成27年 9 月 30 日 |
| Medical Park Family Care                     | 2211 East Northern Lights Blvd, Anchorage, AK 99506, U.S.A.             | 平成27年 9 月 30 日 |

○国土交通省告示第百六十一号  
 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業者の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三十九条一項の規定に基づき、特定地域を次のとおり指定する。  
 平成二十四年九月二十八日  
 国土交通大臣 羽田雄一郎  
 指定する地域 一 道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸令第四十五号）第五条の規定に基づき北海道運輸局長が定める営業区域の「札幌交通圏」「小樽市」「苫小牧交通圏」「旭川交通圏」「空小紋交通圏」「紋路交通圏」「稚中交通圏」及び「十勝交通圏」

- 二 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき東北運輸局長が定める営業区域の「青森交通圏」「八戸交通圏」「弘前交通圏」「盛岡交通圏」「花巻交通圏」「川内交通圏」「仙台市」「石巻市」「福島交通圏」「郡山交通圏」「会津交通圏」「いわき市」「秋田交通圏」及び「山形交通圏」
- 三 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「特別区」「埼玉県」「千葉県」「東京都交通圏」「西多摩交通圏」「西武蔵交通圏」「武蔵交通圏」「多摩交通圏」「南多摩交通圏」「小田原交通圏」「中央交通圏」「東武蔵交通圏」「北武蔵交通圏」「北多摩交通圏」「山梨交通圏」「長野交通圏」「群馬交通圏」「栃木交通圏」及び「甲府交通圏」
- 四 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「福井交通圏」「新潟交通圏」「上越交通圏」「三条市」「新潟市A」「新潟市B」「富山交通圏」「石川交通圏」及び「富山交通圏」
- 五 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき中部運輸局長が定める営業区域の「名古屋交通圏」「岐阜交通圏」「福井交通圏」「滋賀交通圏」「静岡交通圏」「長野交通圏」「山梨交通圏」「甲府交通圏」「長野交通圏」「長野交通圏」「長野交通圏」「長野交通圏」及び「長野交通圏」
- 六 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「大阪府交通圏」「大阪府交通圏」「大阪府交通圏」「大阪府交通圏」及び「大阪府交通圏」
- 七 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき中国運輸局長が定める営業区域の「広島交通圏」「岡山市」「岡山市」「広島市」「山口市」「山口市」及び「山口市」
- 八 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき四国運輸局長が定める営業区域の「高松交通圏」「高松交通圏」「高松交通圏」「高松交通圏」及び「高松交通圏」
- 九 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「福岡交通圏」「福岡交通圏」「福岡交通圏」「福岡交通圏」及び「福岡交通圏」
- 十 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき沖縄総合事務局が定める営業区域の「沖縄本島」

|           |           |   |        |
|-----------|-----------|---|--------|
| 発行所       | 〒一〇五-八四四五 | 話 | 五五二〇〇〇 |
| 〒一〇五-八四四五 |           |   |        |
| 定         | 本         | 一 | 五九〇円   |
| 定         | 本         | 一 | 五九〇円   |
| 定         | 本         | 一 | 五九〇円   |

昭和二十五年三月十日  
 第三種郵便物認可

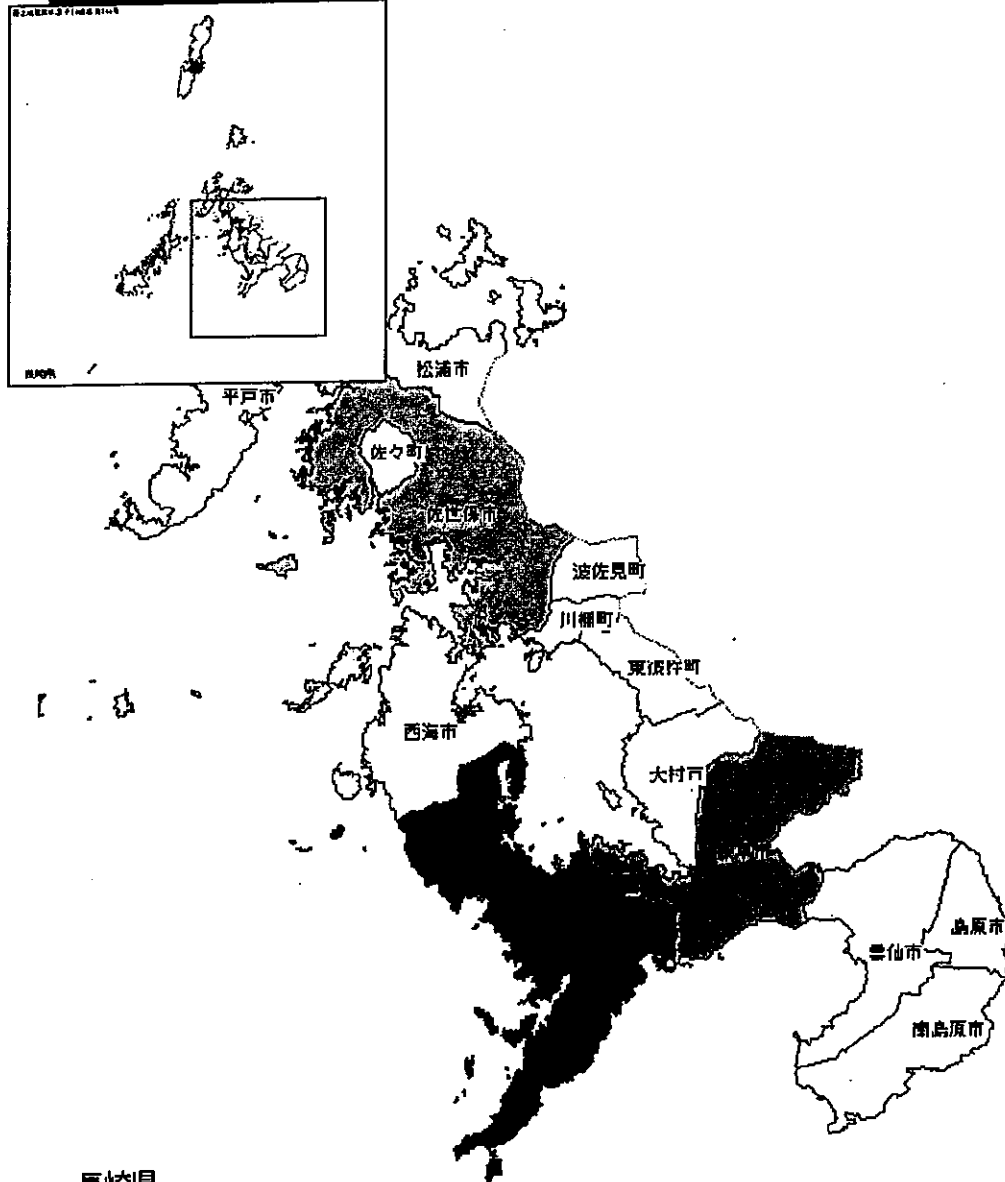


タクシー適正化(減車等)・活性化(需要喚起等)の  
取り組み状況



# タクシー事業の概要(九州・県内・地域内)

# 県内特定地域のタクシー事業者数・タクシー台数



長崎県

|        | 長崎交通圏  |       |     |       |
|--------|--------|-------|-----|-------|
|        | 法人タクシー |       | 個人  | 合計    |
|        | 事業者数   | 車両数   |     |       |
| H25.2末 | 37     | 1,300 | 414 | 1,714 |
| H24.3末 | 38     | 1,337 | 419 | 1,756 |
| H23.3末 | 38     | 1,339 | 420 | 1,759 |
| H22.3末 | 39     | 1,413 | 422 | 1,835 |
| H14.3末 | 35     | 1,499 | 315 | 1,814 |

|        | 佐世保市   |     |     |     |
|--------|--------|-----|-----|-----|
|        | 法人タクシー |     | 個人  | 合計  |
|        | 事業者数   | 車両数 |     |     |
| H25.2末 | 24     | 554 | 117 | 671 |
| H24.3末 | 24     | 572 | 117 | 689 |
| H23.3末 | 24     | 575 | 119 | 694 |
| H22.3末 | 22     | 580 | 124 | 704 |
| H14.3末 | 19     | 632 | 143 | 775 |

|        | 諫早市    |     |    |     |
|--------|--------|-----|----|-----|
|        | 法人タクシー |     | 個人 | 合計  |
|        | 事業者数   | 車両数 |    |     |
| H25.2末 | 8      | 175 | —  | 175 |
| H24.3末 | 9      | 175 | —  | 175 |
| H23.3末 | 9      | 176 | —  | 176 |
| H22.3末 | 9      | 185 | —  | 185 |
| H14.3末 | 6      | 171 | —  | 171 |

※各地の各車両数は福祉車両を含まない

## 法人タクシーの低公害車(HV・EV)導入状況

| 長崎交通圏  | 車両数   | HVタクシー | EVタクシー | 割合    |
|--------|-------|--------|--------|-------|
| H22.3末 | 1,413 | 34     | 0      | 2.4%  |
| H23.3末 | 1,339 | 47     | 2      | 3.7%  |
| H24.3末 | 1,337 | 97     | 2      | 7.4%  |
| H25.2末 | 1,300 | 211    | 2      | 16.4% |

| 佐世保市   | 車両数 | HVタクシー | EVタクシー | 割合   |
|--------|-----|--------|--------|------|
| H22.3末 | 580 | 0      | 0      | 0.0% |
| H23.3末 | 575 | 2      | 1      | 0.5% |
| H24.3末 | 572 | 4      | 2      | 1.0% |
| H25.2末 | 554 | 8      | 2      | 1.8% |

| 諫早市    | 車両数 | HVタクシー | EVタクシー | 割合   |
|--------|-----|--------|--------|------|
| H22.3末 | 185 | 2      | 0      | 1.1% |
| H23.3末 | 176 | 5      | 0      | 2.8% |
| H24.3末 | 175 | 9      | 0      | 5.1% |
| H25.2末 | 175 | 13     | 0      | 7.4% |



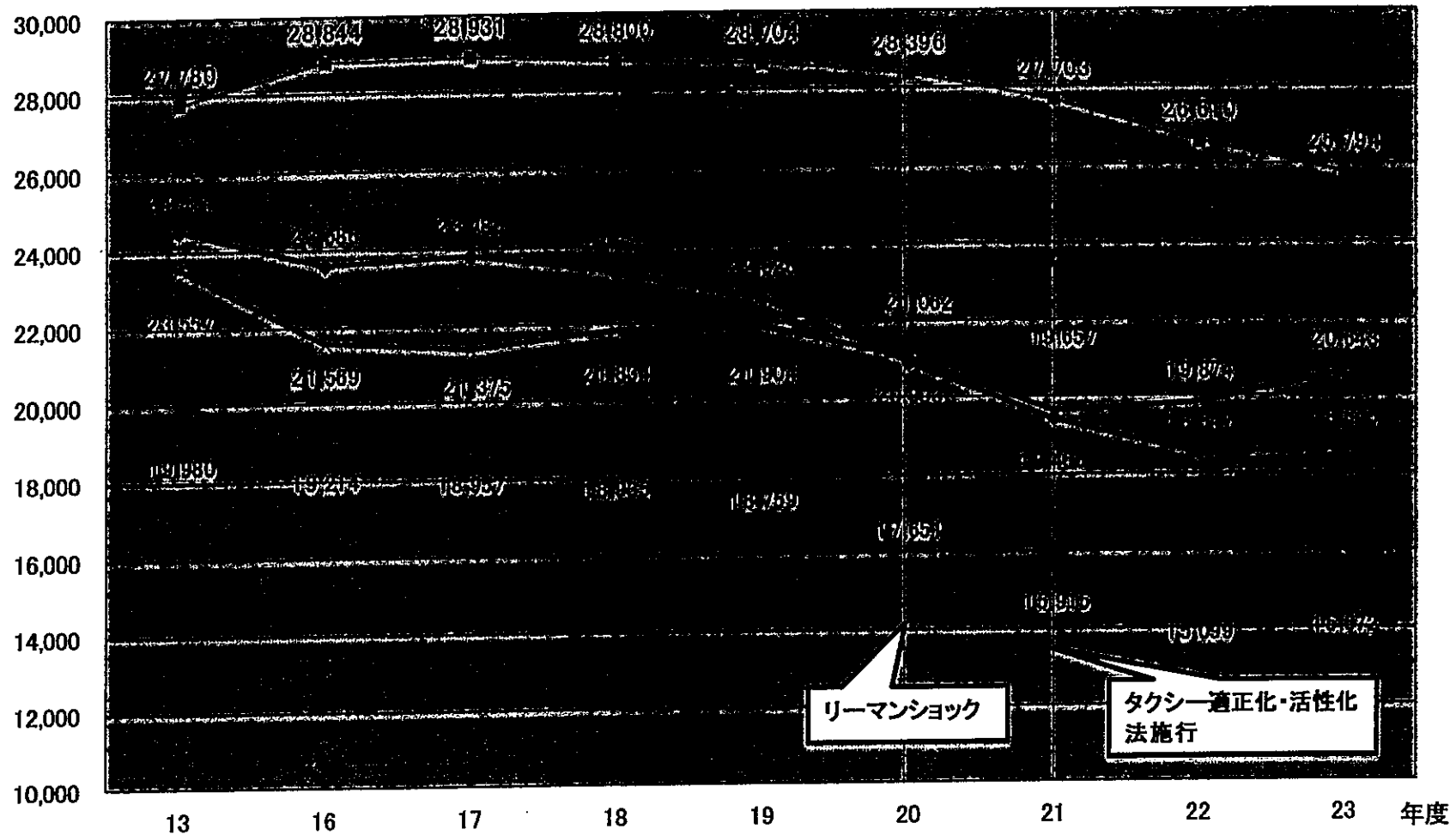
【ハイブリッド(HV)タクシー】



【電気自動車(EV)タクシー】

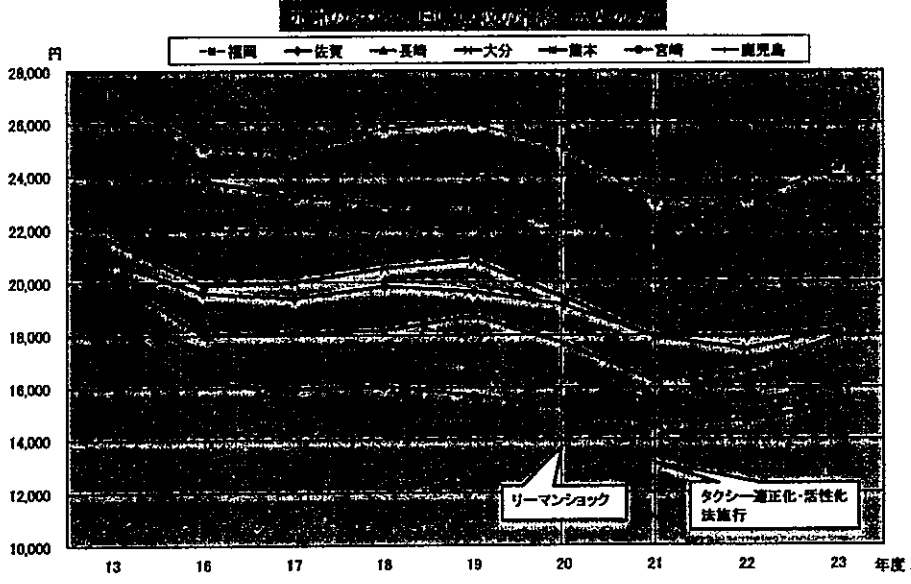
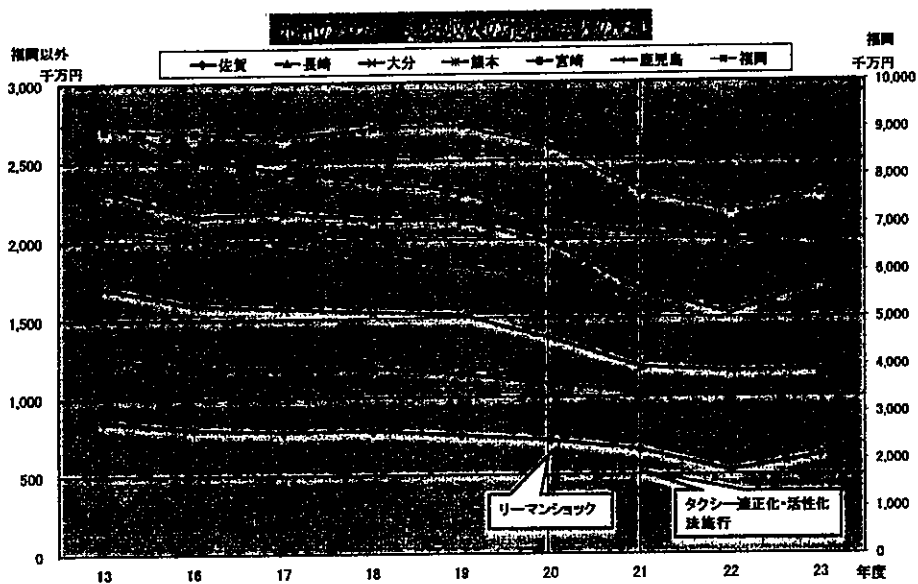
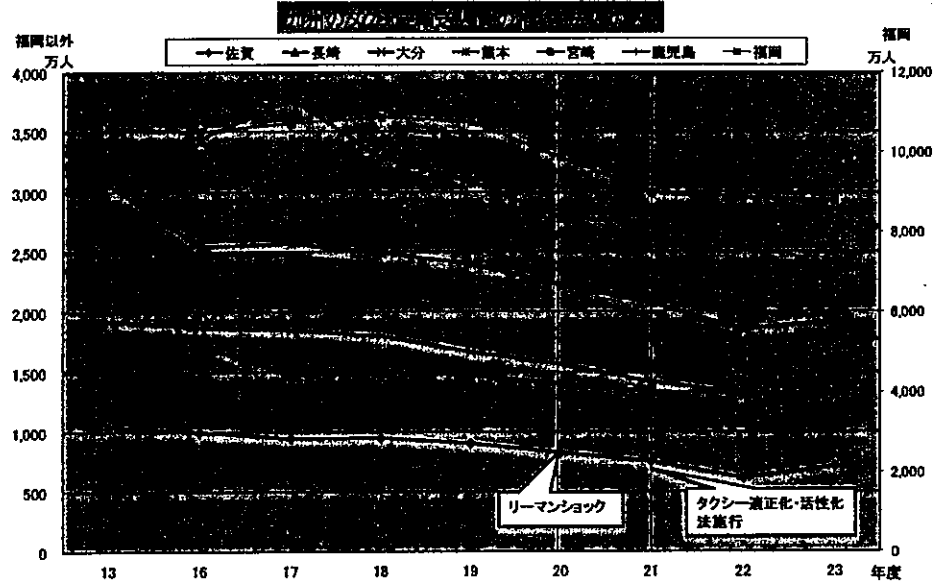
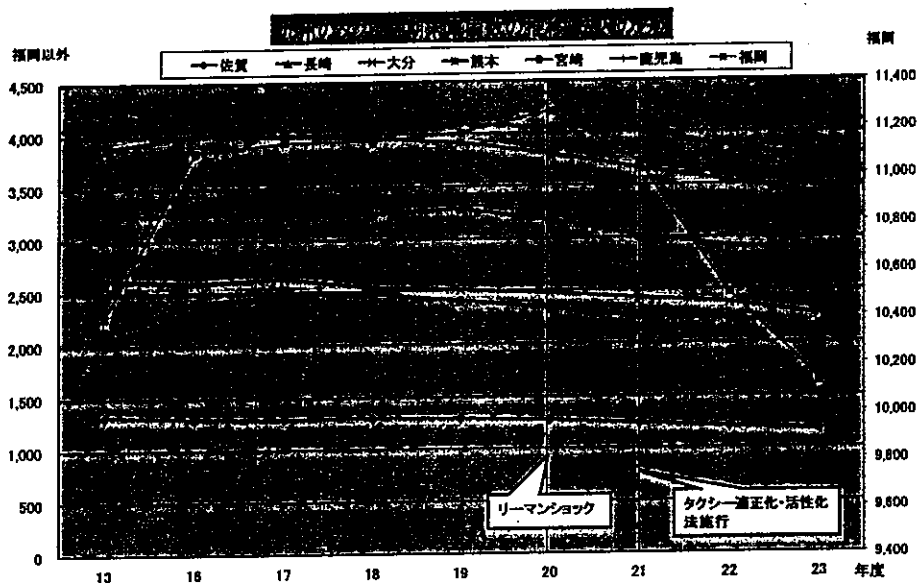
# 九州のタクシー各種指標の推移(法人のみ)

■ 期末車両数(両)    ◆ 輸送人員(万人)    ▲ 運送収入(千万円)    ✕ 日車營收(円)



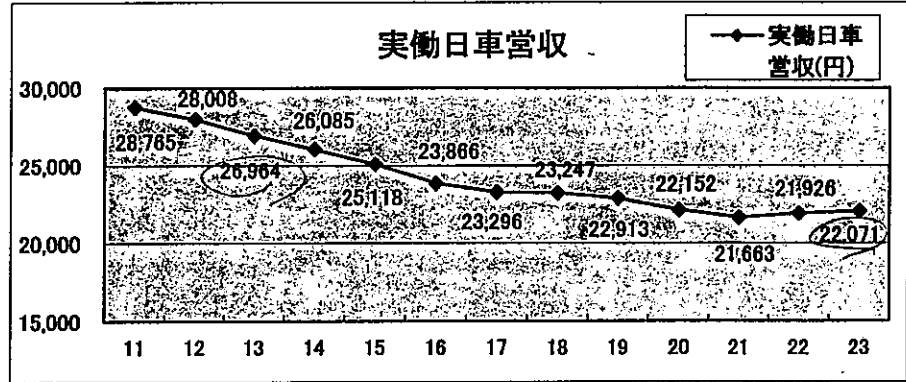
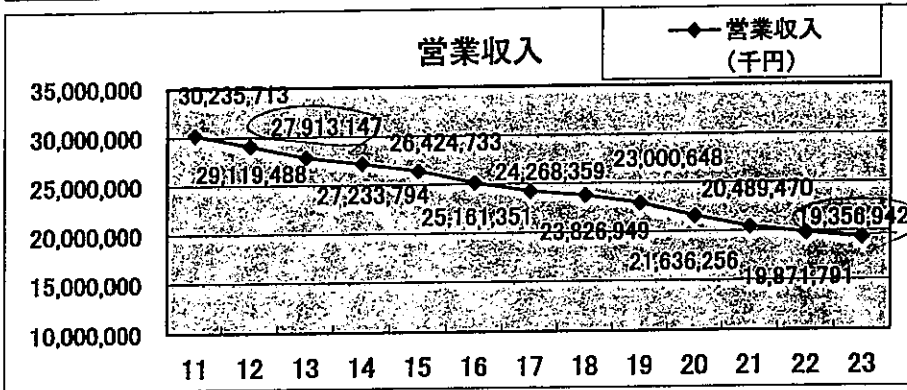
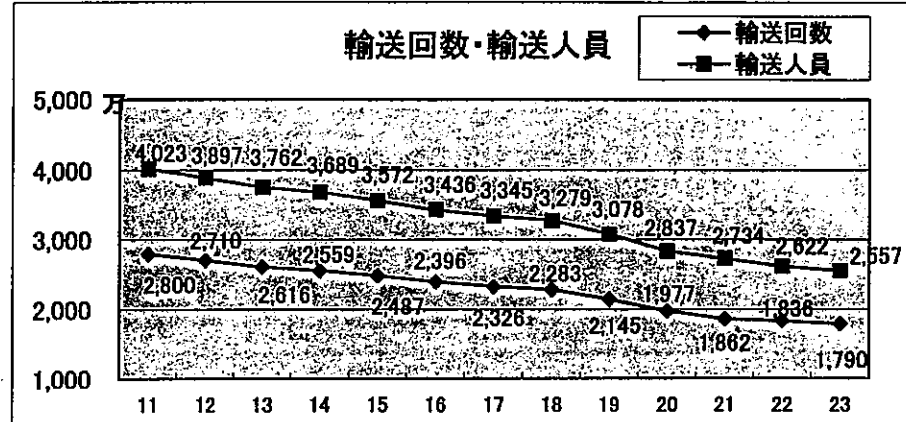
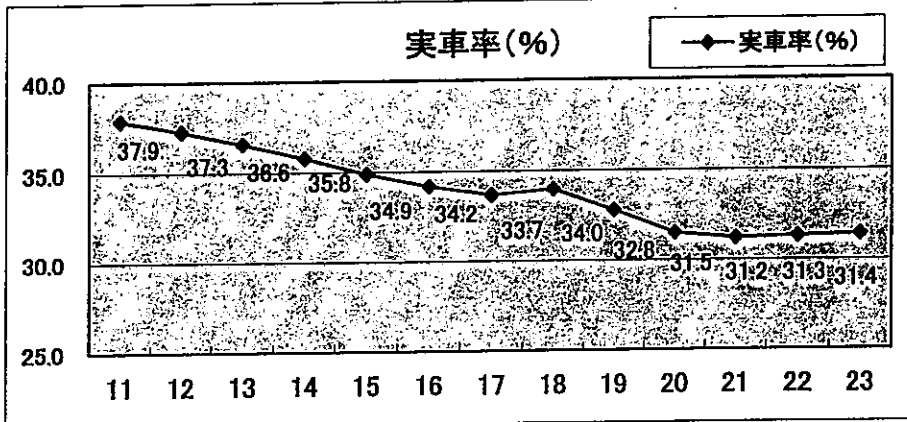


# 九州のタクシー事業の概要



# 長崎県内のタクシー事業の概要

## 【輸送実績の推移(長崎県)】

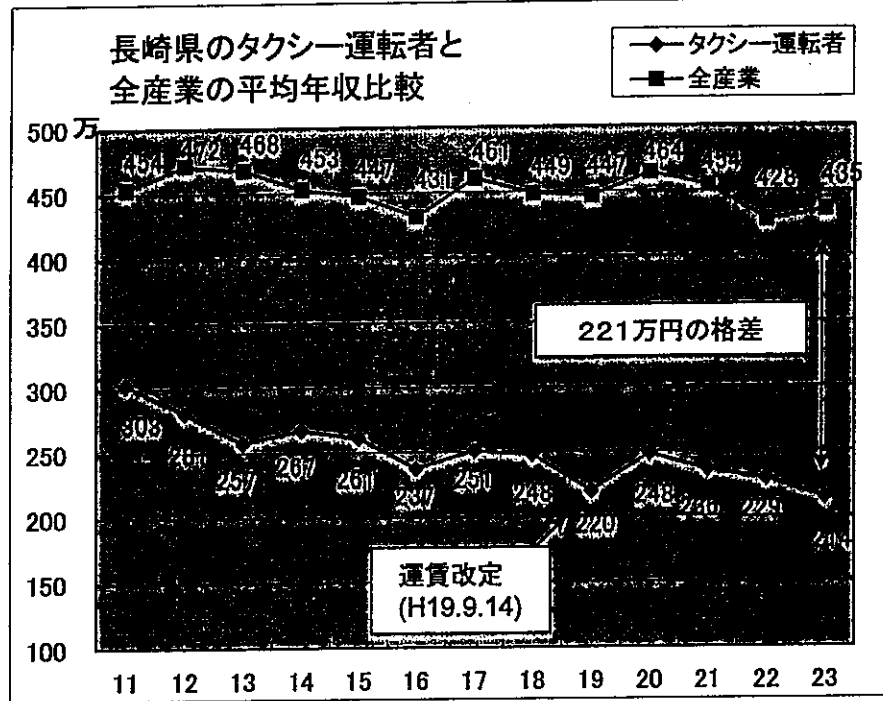


| 年度        | 11         | 12         | 13         | 14         | 15         | 16         | 17         | 18         | 19         | 20         | 21         | 22         | 23         |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 実車率(%)    | 37.9       | 37.3       | 36.6       | 35.8       | 34.9       | 34.2       | 33.7       | 34.0       | 32.8       | 31.5       | 31.2       | 31.3       | 31.4       |
| 輸送回数      | 27,998,592 | 27,098,336 | 26,159,547 | 25,593,988 | 24,871,957 | 23,982,109 | 23,255,411 | 22,828,339 | 21,449,929 | 19,768,002 | 18,618,272 | 18,357,528 | 17,900,514 |
| 輸送人員      | 40,233,348 | 38,965,164 | 37,624,393 | 36,887,397 | 35,719,433 | 34,364,666 | 33,452,251 | 32,786,743 | 30,784,095 | 28,374,332 | 27,338,366 | 26,220,541 | 25,567,624 |
| 営業収入(千円)  | 30,235,713 | 29,119,488 | 27,913,147 | 27,233,794 | 26,424,733 | 25,161,351 | 24,268,359 | 23,826,949 | 23,000,648 | 21,636,256 | 20,489,470 | 19,871,791 | 19,356,942 |
| 実働日車営業(円) | 28,765     | 28,008     | 26,964     | 26,085     | 25,118     | 23,866     | 23,296     | 23,247     | 22,913     | 22,152     | 21,663     | 21,926     | 22,071     |

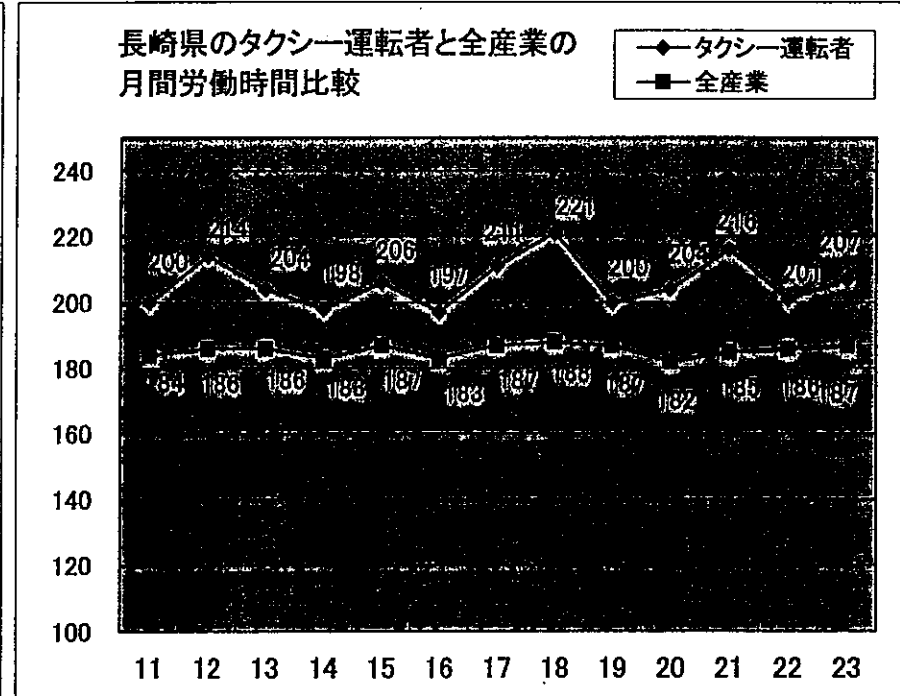
※福祉車両を含む。

資料：(一社)長崎県タクシー協会 調べ

【長崎県内運転者の平均年収】



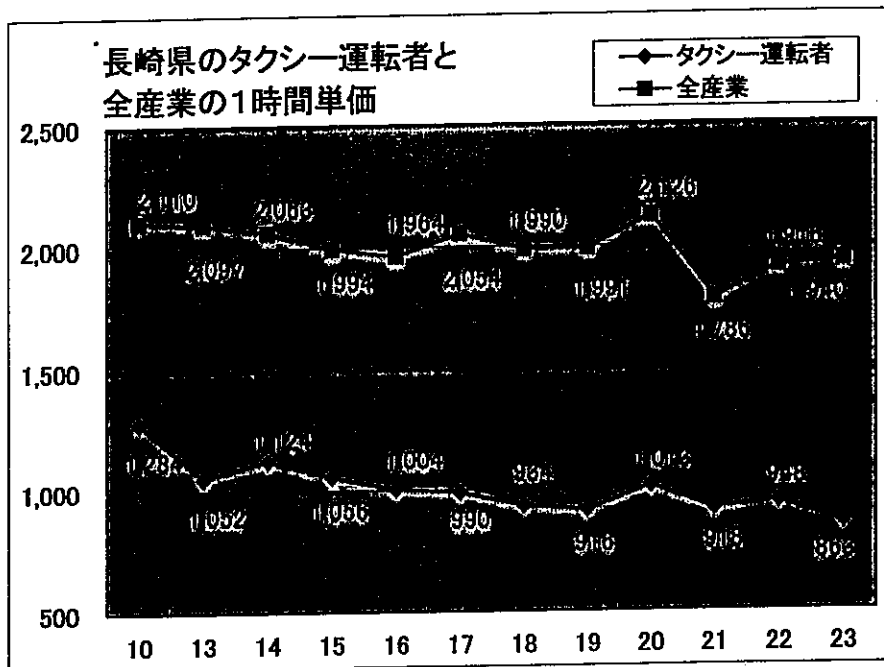
【長崎県内運転者の月間労働時間】



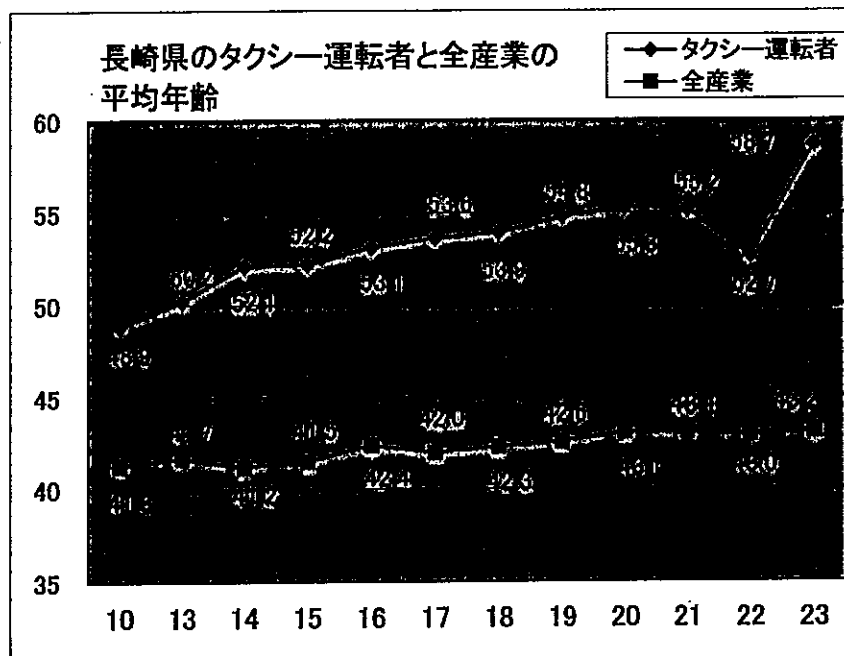
| 年度         | 長崎県     | 11          | 12          | 13          | 14          | 15          | 16          | 17          | 18          | 19          | 20          | 21          | 22          | 23          |
|------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 平均年収(円)    | タクシー運転者 | 3,029,100   | 2,809,500   | 2,574,400   | 2,671,800   | 2,610,600   | 2,372,800   | 2,507,300   | 2,475,900   | 2,198,400   | 2,480,300   | 2,356,900   | 2,286,200   | 2,144,200   |
|            | 全産業     | 4,537,900   | 4,716,400   | 4,679,900   | 4,529,300   | 4,473,900   | 4,313,800   | 4,610,100   | 4,488,700   | 4,468,300   | 4,643,500   | 4,544,300   | 4,275,700   | 4,354,300   |
|            | 格差      | △ 1,508,800 | △ 1,906,900 | △ 2,105,500 | △ 1,857,500 | △ 1,863,300 | △ 1,941,000 | △ 2,102,800 | △ 2,012,800 | △ 2,269,900 | △ 2,163,200 | △ 2,187,400 | △ 1,989,500 | △ 2,210,100 |
| 月間労働時間(時間) | タクシー運転者 | 200         | 214         | 204         | 198         | 206         | 197         | 211         | 221         | 200         | 204         | 216         | 201         | 207         |
|            | 全産業     | 184         | 186         | 186         | 183         | 187         | 183         | 187         | 188         | 187         | 182         | 185         | 186         | 187         |
|            | 格差      | 16          | 28          | 18          | 15          | 19          | 14          | 24          | 33          | 13          | 22          | 31          | 15          | 20          |

資料：(一社)長崎県タクシー協会 調べ(厚生労働省 賃金構造基本統計調査)

【県内運転者の1時間当たり単価】



【県内運転者の平均年齢】

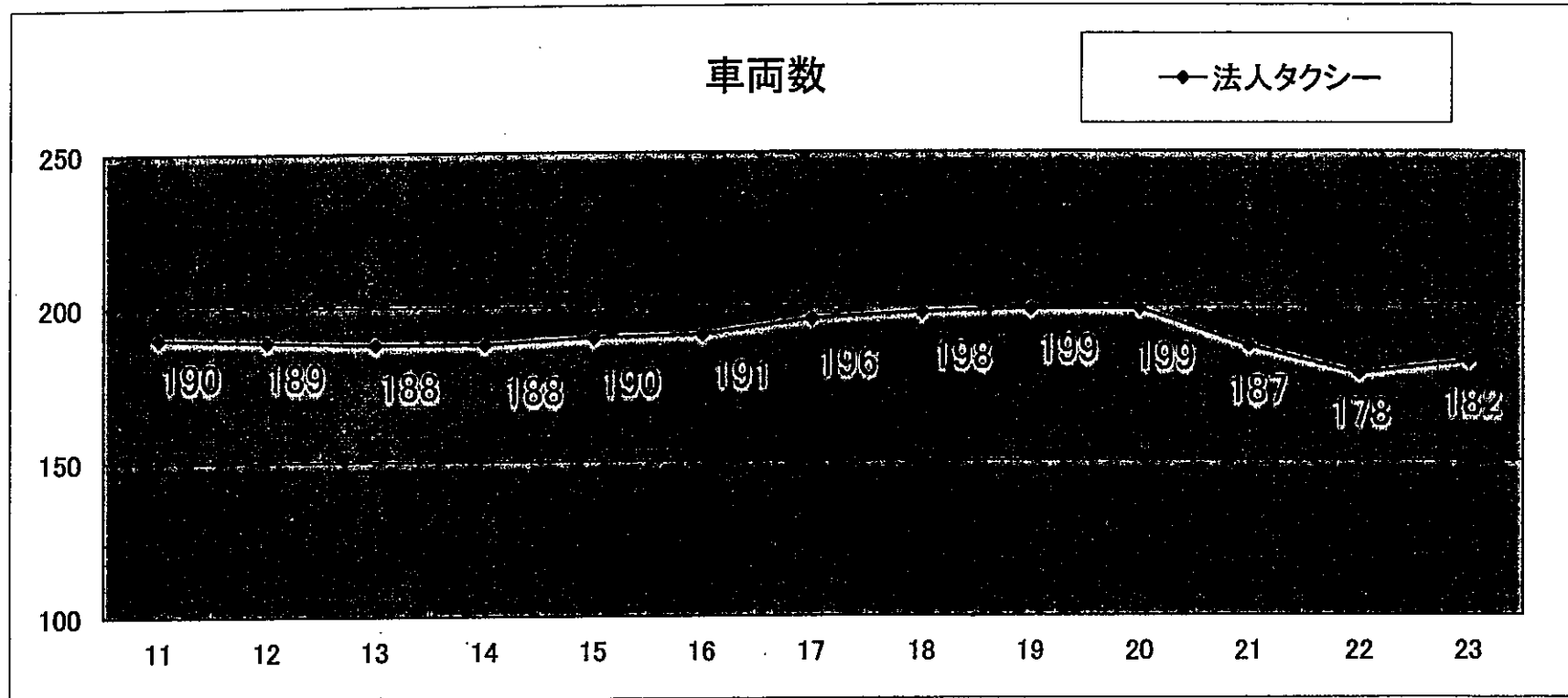


| 年度       | 長崎県     | 10    | 13      | 14    | 15    | 16    | 17      | 18      | 19      | 20      | 21    | 22    | 23      |
|----------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|---------|---------|---------|---------|-------|-------|---------|
| 1時間当たり単価 | タクシー運転者 | 1,284 | 1,052   | 1,124 | 1,056 | 1,004 | 990     | 934     | 916     | 1,013   | 918   | 948   | 863     |
|          | 全産業     | 2,110 | 2,097   | 2,063 | 1,994 | 1,964 | 2,054   | 1,990   | 1,991   | 2,126   | 1,786 | 1,916 | 1,940   |
|          | 格差      | △ 826 | △ 1,045 | △ 939 | △ 938 | △ 960 | △ 1,064 | △ 1,056 | △ 1,075 | △ 1,113 | △ 868 | △ 968 | △ 1,077 |
| 平均年齢     | タクシー運転者 | 48.9  | 50.2    | 52.1  | 52.2  | 53.1  | 53.6    | 53.9    | 54.8    | 55.3    | 55.2  | 52.7  | 58.7    |
|          | 全産業     | 41.3  | 41.7    | 41.2  | 41.5  | 42.4  | 42.0    | 42.3    | 42.6    | 43.1    | 43.1  | 43.0  | 43.2    |
|          | 格差      | 7.6   | 8.5     | 10.9  | 10.7  | 10.7  | 11.6    | 11.6    | 12.2    | 12.2    | 12.1  | 9.7   | 15.5    |

資料:厚生労働省 賃金構造基本統計調査

## 諫早市内のタクシー事業の概要

### 【タクシー車両の推移(諫早市)】

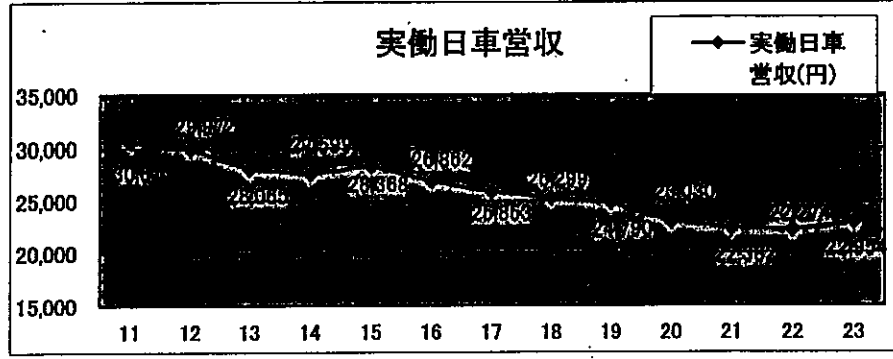
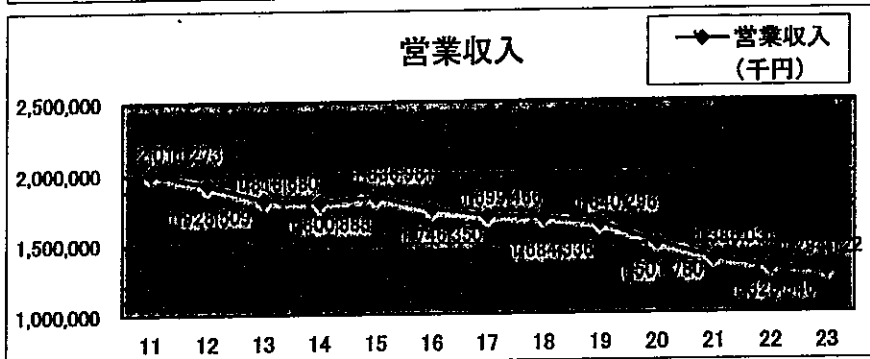
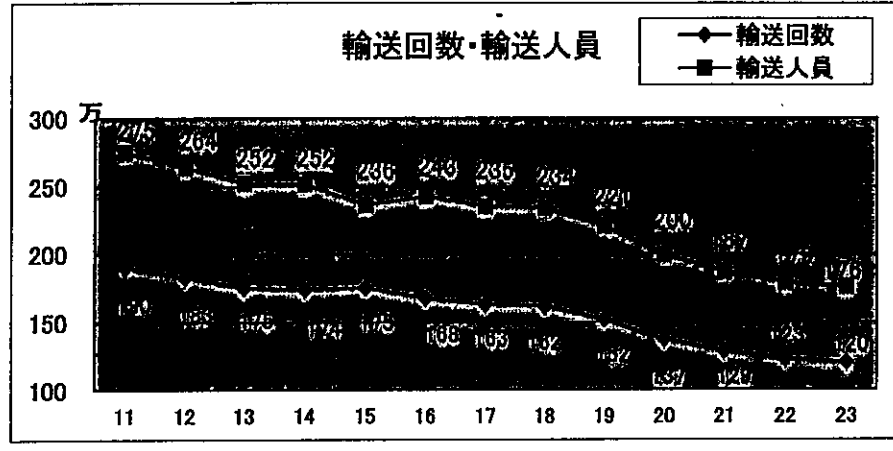
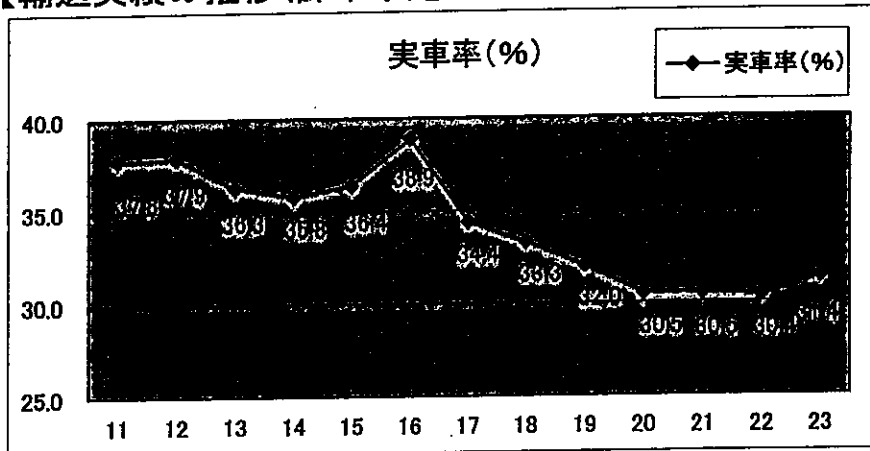


| 年度     | 11  | 12  | 13  | 14  | 15  | 16  | 17  | 18  | 19  | 20  | 21  | 22  | 23  |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 法人タクシー | 190 | 189 | 188 | 188 | 190 | 191 | 196 | 198 | 199 | 199 | 187 | 178 | 182 |

※福祉車両含む。

資料:(一社)長崎県タクシー協会 調べ

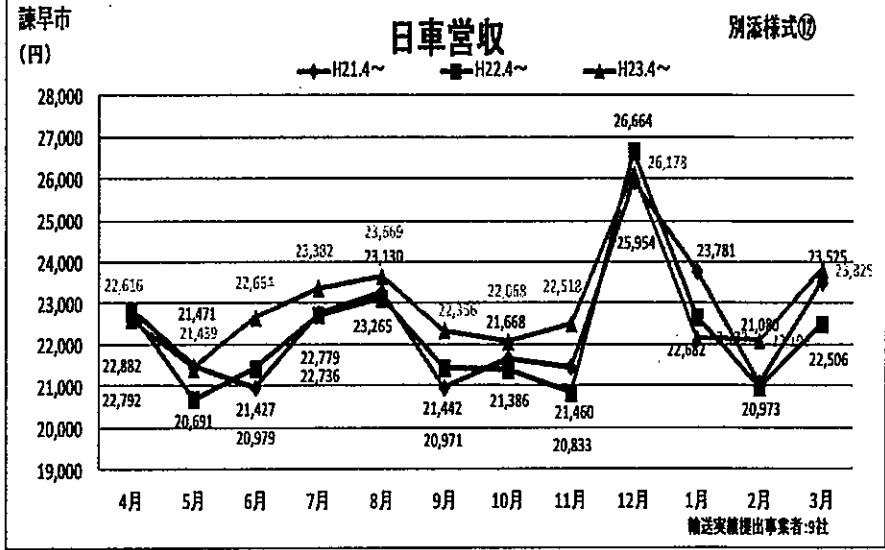
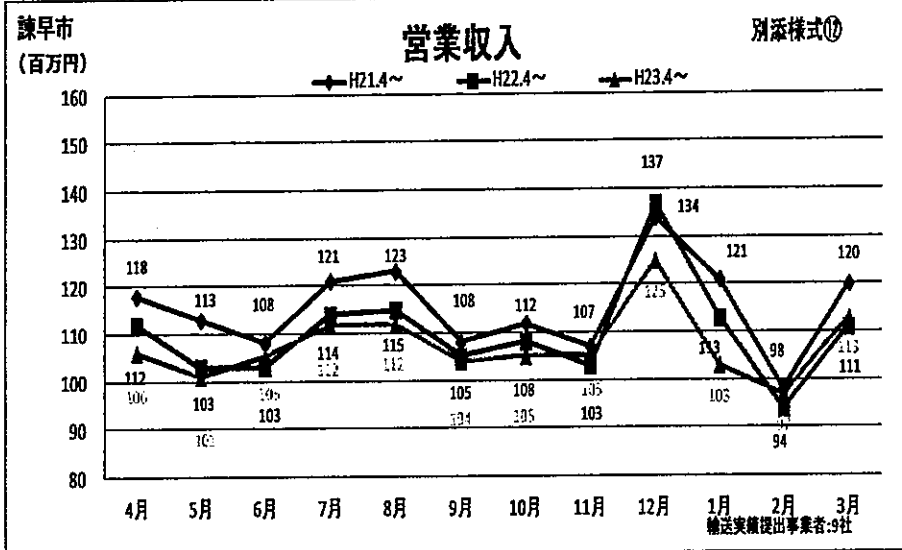
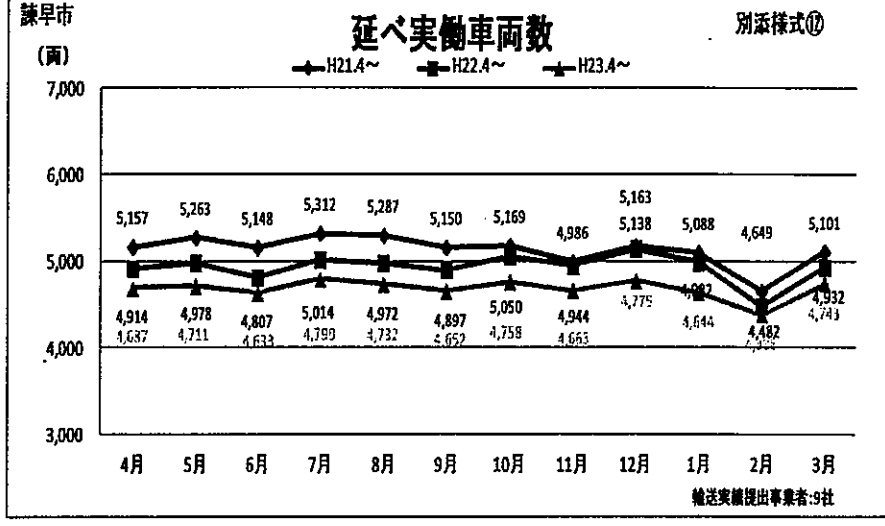
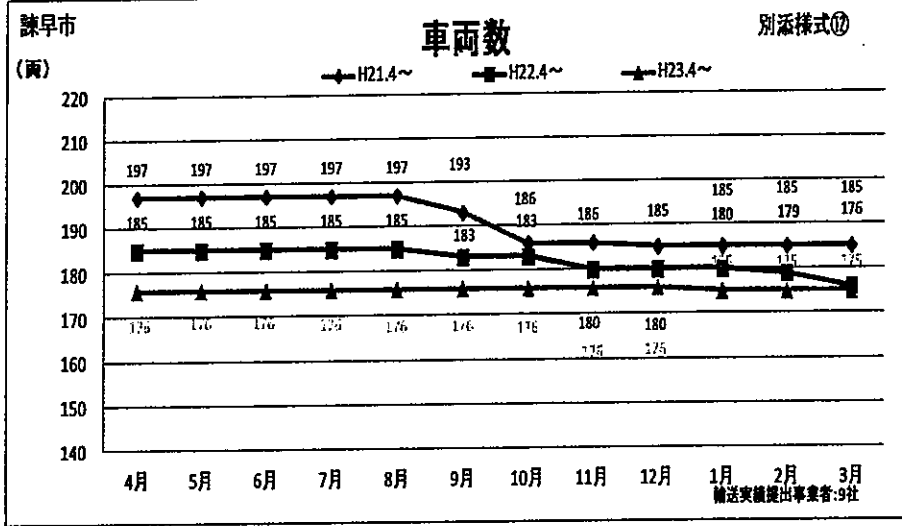
### 【輸送実績の推移(諫早市)】



| 年度        | 11        | 12        | 13        | 14        | 15        | 16        | 17        | 18        | 19        | 20        | 21        | 22        | 23        |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 実車率(%)    | 37.8      | 37.9      | 36.3      | 35.8      | 36.4      | 38.9      | 34.4      | 33.3      | 32.0      | 30.5      | 30.5      | 30.4      | 31.4      |
| 輸送回数      | 1,902,823 | 1,827,921 | 1,746,793 | 1,737,753 | 1,748,980 | 1,675,020 | 1,629,567 | 1,617,778 | 1,520,865 | 1,373,659 | 1,285,496 | 1,231,205 | 1,204,976 |
| 輸送人員      | 2,754,117 | 2,642,168 | 2,523,027 | 2,517,267 | 2,362,086 | 2,428,338 | 2,352,250 | 2,342,583 | 2,209,749 | 1,996,010 | 1,868,601 | 1,791,949 | 1,761,037 |
| 営業収入(千円)  | 2,011,273 | 1,928,509 | 1,818,680 | 1,800,883 | 1,836,981 | 1,746,350 | 1,699,466 | 1,684,336 | 1,640,296 | 1,501,780 | 1,386,031 | 1,325,546 | 1,294,122 |
| 実働日車営収(円) | 30,811    | 29,972    | 28,065    | 27,599    | 28,368    | 26,862    | 25,853    | 25,299    | 24,790    | 23,030    | 22,382    | 22,274    | 22,954    |

資料:(一社)長崎県タクシー協会 調べ

# 諫早市地域の月毎の輸送実績比較

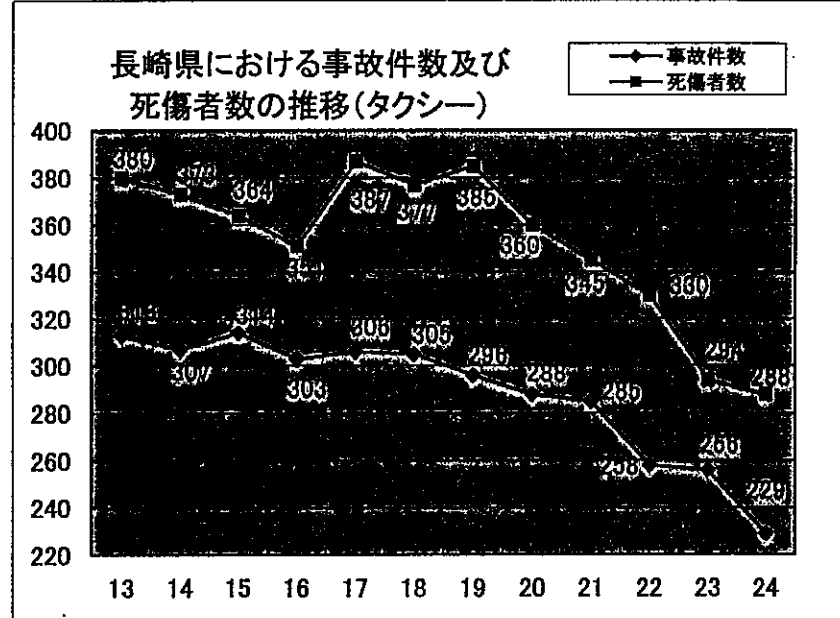
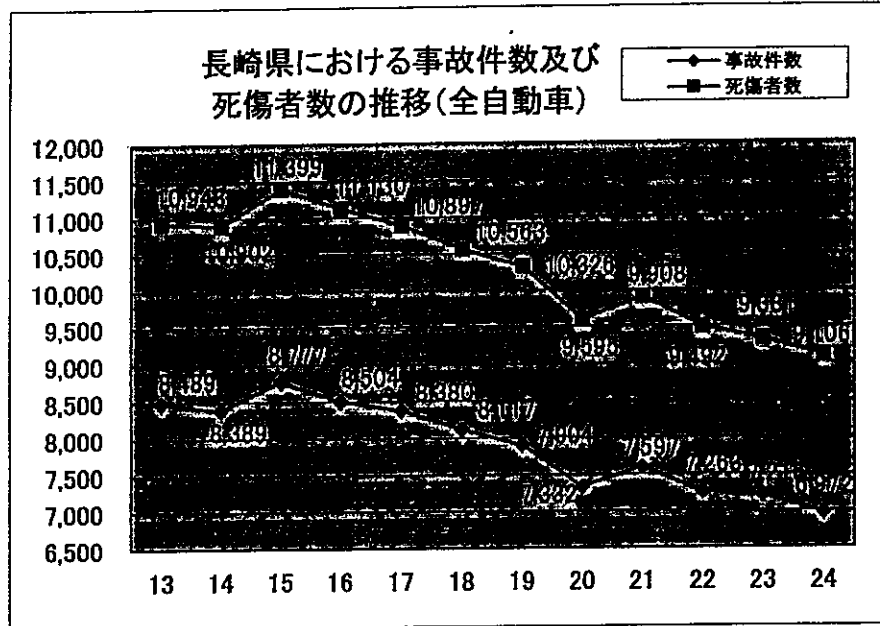


# 交通事故・重大事故・行政処分の状況



# 人身事故発生件数

## 【長崎県内における事故件数】

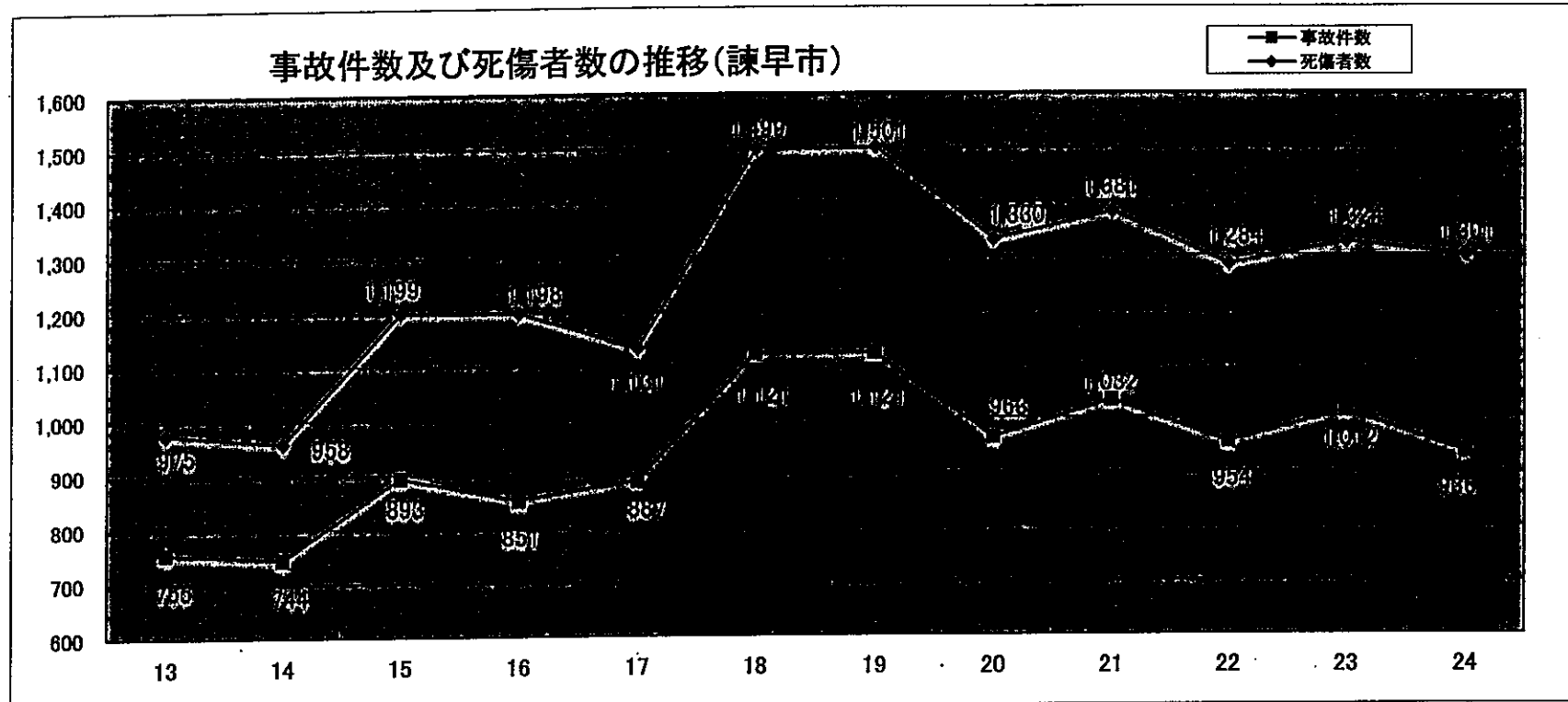


|      |          | 13     | 14     | 15     | 16     | 17     | 18     | 19     | 20    | 21    | 22    | 23    | 24    |
|------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事故件数 | 全自動車     | 8,489  | 8,389  | 8,777  | 8,504  | 8,380  | 8,117  | 7,904  | 7,332 | 7,597 | 7,263 | 7,216 | 6,972 |
|      | タクシー(内数) | 313    | 307    | 314    | 303    | 306    | 305    | 296    | 288   | 285   | 258   | 256   | 229   |
| 死亡者数 | 全自動車     | 73     | 66     | 80     | 60     | 57     | 59     | 55     | 38    | 65    | 49    | 47    | 37    |
|      | タクシー(内数) | 1      | 1      | 0      | 0      | 1      | 1      | 0      | 0     | 2     | 3     | 0     | 0     |
| 傷害者数 | 全自動車     | 10,870 | 10,836 | 11,319 | 11,070 | 10,840 | 10,504 | 10,271 | 9,557 | 9,843 | 9,443 | 9,284 | 9,069 |
|      | タクシー(内数) | 379    | 372    | 364    | 351    | 386    | 376    | 385    | 360   | 343   | 327   | 294   | 288   |

※自転車、歩行者を除く。

データ:長崎県警察

# 【諫早市内における事故件数】



|      | 13  | 14  | 15    | 16    | 17    | 18    | 19    | 20    | 21    | 22    | 23    | 24    |
|------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事故件数 | 755 | 744 | 893   | 851   | 887   | 1,121 | 1,121 | 963   | 1,032 | 954   | 1,012 | 936   |
| 死亡者数 | 4   | 5   | 10    | 5     | 3     | 8     | 9     | 0     | 3     | 4     | 3     | 2     |
| 傷害者数 | 971 | 953 | 1,189 | 1,193 | 1,128 | 1,491 | 1,492 | 1,330 | 1,378 | 1,280 | 1,321 | 1,299 |
| 死傷者数 | 975 | 958 | 1,199 | 1,198 | 1,131 | 1,499 | 1,501 | 1,330 | 1,381 | 1,284 | 1,324 | 1,301 |

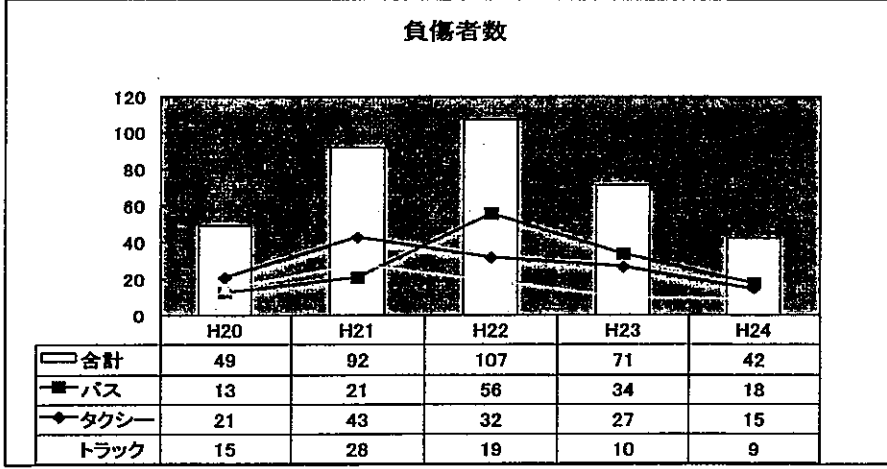
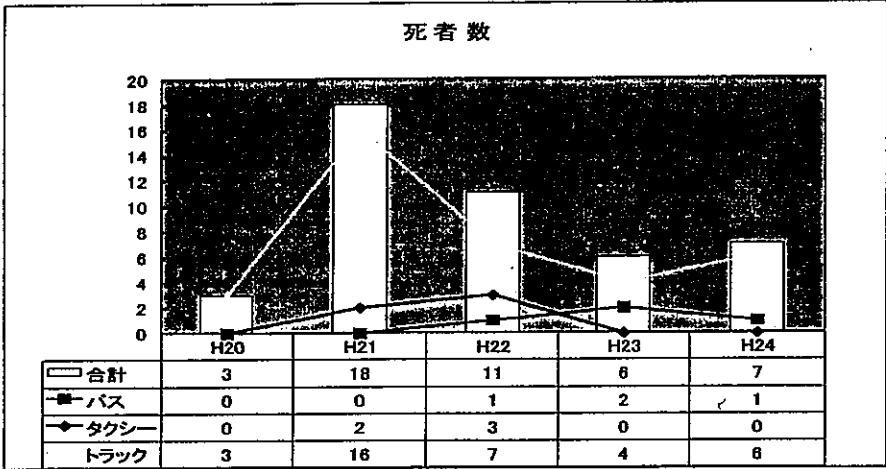
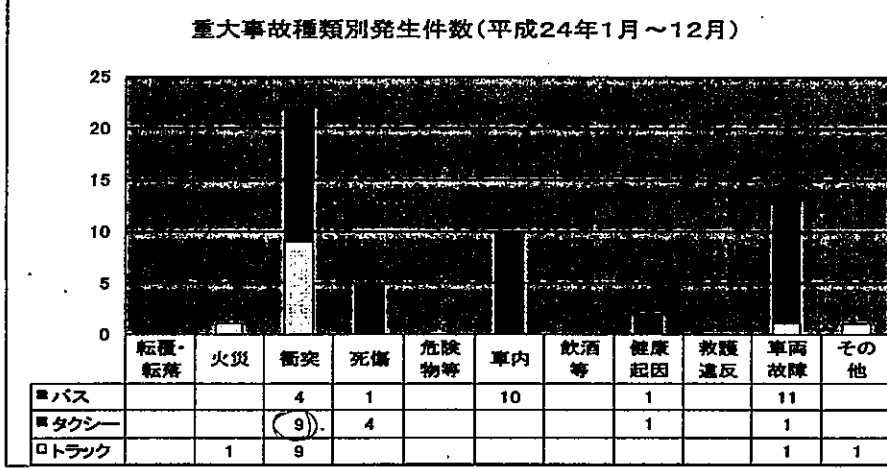
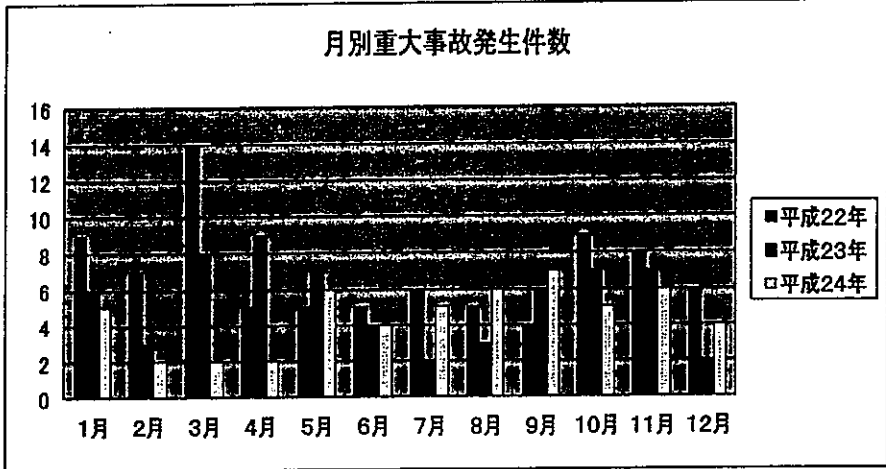
※自転車、歩行者を除く。

データ:長崎県警察

# 事業用自動車の重大事故の発生状況(長崎運輸支局管内)

|      | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 対前年比 |
|------|-------|-------|-------|------|
| 全件数  | 83件   | 64件   | 54件   | 10件減 |
| 死者数  | 11人   | 6人    | 7人    | 1人増  |
| 負傷者数 | 107人  | 71人   | 42人   | 29人減 |

|      | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 対前年比 |
|------|-------|-------|-------|------|
| 全件数  | 30件   | 33件   | 27件   | 6件減  |
| バス   | 34件   | 19件   | 15件   | 4件減  |
| タクシー | 19件   | 11件   | 12件   | 1件増  |



# 乗用旅客自動車運送事業者行政処分件数等推移

## 1. 過去5年間の行政処分推移

|      |        | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| タクシー | 件数(件)  | 74     | 82     | 61     | 130    | 138    |
|      | 車両数(両) | 484    | 577    | 498    | 929    | 780    |
|      | 延停止日車数 | 3,555  | 3,947  | 3,900  | 6,605  | 6,798  |

※1) 件数には、許可の取消を含む。 (九州運輸局管内平成24年3月末現在)

※2) 延停止日車数=停止日数×停止車両数

※3) 車両数・停止日車数には、悪質違反の下命容認等で事業停止を加重したものは含まない。

## 2. 長崎県内事業者の過去5年間の行政処分推移

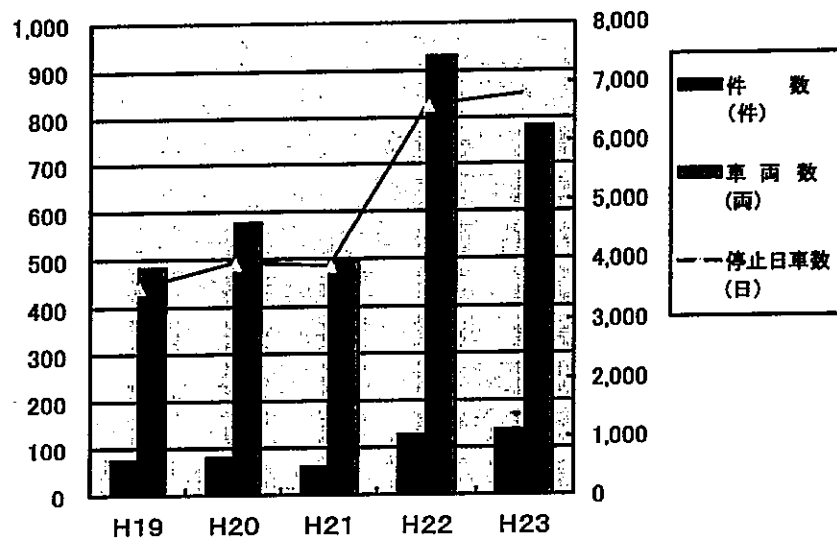
|      |        | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| タクシー | 件数(件)  | 4      | 6      | 6      | 8      | 4      |
|      | 車両数(両) | 11     | 15     | 23     | 44     | 7      |
|      | 延停止日車数 | 315    | 790    | 730    | 425    | 448    |

※1) 件数には、許可の取消を含む。 (長崎運輸支局 平成24年3月末現在)

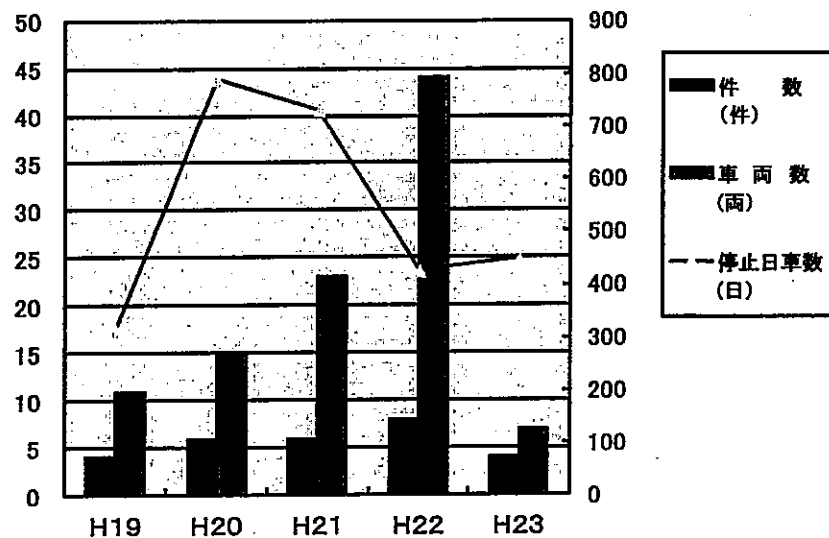
※2) 延停止日車数=停止日数×停止車両数

※3) 車両数・停止日車数には、悪質違反の下命容認等で事業停止を加重したものは含まない。

タクシー



タクシー



### 3. 長崎運輸支局管内タクシー運送事業者違反状況

(長崎運輸支局 平成24年3月末現在)

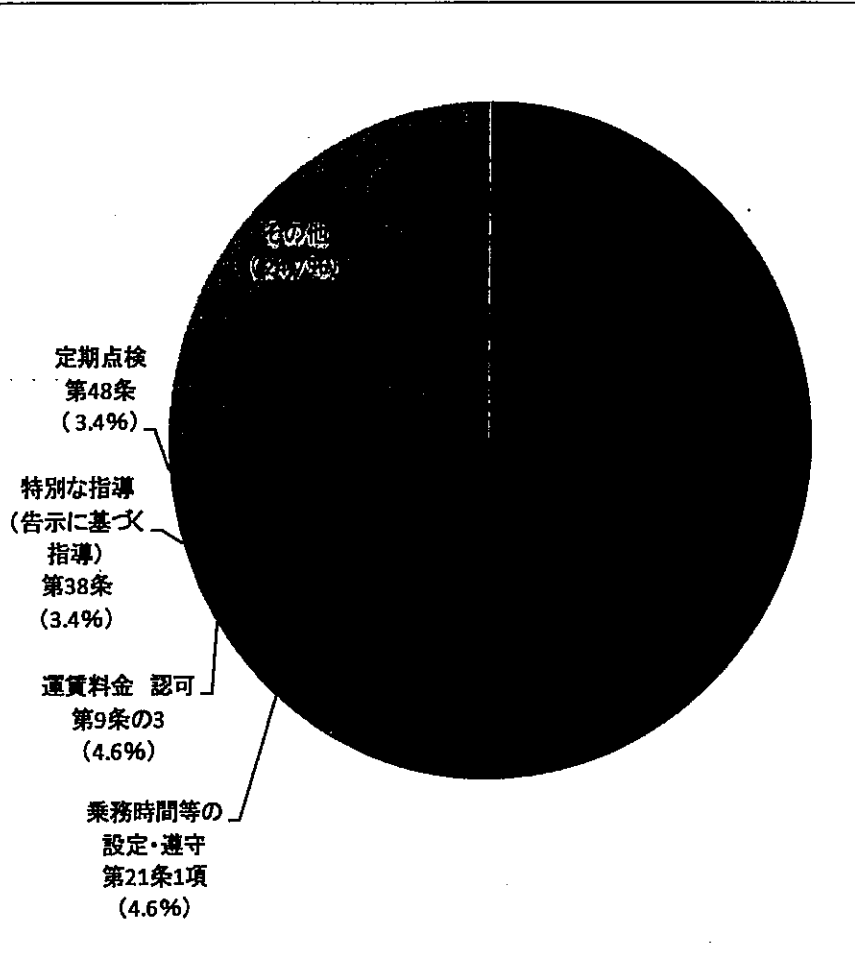
| 事項   | 年度                         |        |        |        | 過去3年間の合計 | 違反内容                           | 年度     |        |        |        | 過去3年間の合計 |
|------|----------------------------|--------|--------|--------|----------|--------------------------------|--------|--------|--------|--------|----------|
|      | 平成21年度                     | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |          |                                | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |          |
| 違反内容 | 道路運送法 第9条の3 運賃料金 認可違反      | 3      | 4      | 1      | 8        | 運輸規則 第23条 乗務の強制                |        |        | 1      | 1      |          |
|      | 道路運送法 第15条 事業計画            |        | 1      | 2      | 3        | 運輸規則 第24条1～4項 点呼の実施・記録・保存      | 13     | 15     | 14     | 42     |          |
|      | 道路運送法 第20条 区域外輸送           | 1      | 1      |        | 2        | 運輸規則 第25条 乗務記録                 | 3      | 7      | 7      | 17     |          |
|      | 道路運送法 第30条 公衆の利便阻害行為の禁止等   |        | 3      | 1      | 4        | 運輸規則 第35条 運転者の選任               | 2      | 1      | 1      | 4      |          |
|      | 道路運送法 第33条 名義貸し、事業の貸渡し     |        |        | 1      | 1        | 運輸規則 第36条 日雇い運転者等              | 2      |        | 1      | 3      |          |
|      | 道路運送法 第41条 封印取り付け義務等       |        |        | 1      | 1        | 運輸規則 第37条 乗務員台帳及び乗務員証          | 6      | 10     | 9      | 25     |          |
|      | 道路運送法 第94条1項 報告義務違反        |        |        | 1      | 1        | 運輸規則 第38条 運転者の監督               |        | 7      | 12     | 19     |          |
|      | 道路運送車両法 第47条の2 日常点検整備      | 1      | 1      | 1      | 3        | 運輸規則 第38条 特別な指導（死亡事故惹起者・初任・高齢） | 1      | 4      | 1      | 6      |          |
|      | 道路運送車両法 第48条 定期点検整備        | 4      | 1      | 1      | 6        | 運輸規則 第38条 適性診断 初任運転者           |        | 1      |        | 1      |          |
|      | 道路運送車両法 第50条 整備管理者への権限付与義務 | 1      |        | 1      | 2        | 運輸規則 第38条 適性診断 高齢者             | 1      | 3      | 1      | 5      |          |
|      | 道路運送車両法 第58条 無車検走行         | 2      |        |        | 2        | 運輸規則 第40条 指導要領及び指導主任者          |        | 2      | 2      | 4      |          |
|      | 運輸規則 第19条の2 損害を賠償するための措置   |        |        | 1      | 1        | 運輸規則 第47条の9 3項 統括運行管理者の選任      | 1      |        |        | 1      |          |
|      | 運輸規則 第21条 1項 勤務時間等の設定・遵守   | 2      | 4      | 2      | 8        | 運輸規則 第47条の9 3項 補助者の要件          |        | 2      |        | 2      |          |
|      | 運輸規則 第21条 5項 健康状態の把握等      |        |        | 2      | 2        | 合計                             | 43     | 67     | 64     | 174    |          |

(※当該表は右上部へ続く)

(注1) 処分件数と違反内容の合計が異なるのは、1事業者で複数の違反があるため。  
 (注2) 車両数・停止日車数には、悪質違反の下命容認等で事業停止を加重した数は含まない。

4. 長崎運輸支局管内乗用旅客自動車運送事業者違反比率(グラフ)

| 過去3年間の<br>違反順位 | 違反項目                              | 違反率<br>(%) | 違反件数 |
|----------------|-----------------------------------|------------|------|
| 1              | 旅客自動車運輸規則<br>第24条1～4項 点呼の実施・記録・保存 | 24.1       | 42   |
| 2              | 旅客自動車運輸規則<br>第37条 乗務員台帳及び乗務員証     | 14.4       | 25   |
| 3              | 旅客自動車運輸規則<br>第38条 運転者の監督          | 10.9       | 19   |
| 4              | 旅客自動車運輸規則<br>第25条 乗務記録            | 9.8        | 17   |
| 5              | 旅客自動車運輸規則<br>第21条 1項 勤務時間等の設定・遵守  | 4.6        | 8    |
| 5              | 旅客自動車運輸規則<br>第9条の3 運賃料金 認可        | 4.6        | 8    |
| 7              | 旅客自動車運輸規則<br>第38条 特別な指導(告示に基づく指導) | 3.4        | 6    |
| 7              | 道路運送車両法<br>第48条 定期点検整備            | 3.4        | 6    |
| —              | その他                               | 24.7       | 43   |
| 合 計            |                                   | 100.0      | 174  |



## タクシー事業の活性化に向けて (タクシー需要の掘り起こし)

- ①タクシーに対する意識調査について
- ②観光立県「長崎」の地域資源の魅力を活かしたサービスの提供
- ③少子高齢化の進展を踏まえたサービスの提供





①タクシーに対する意識調査について



## タクシーに関する意識調査

タクシーは、鉄道・バス等とともに、我が国の地域公共交通を形成する重要な交通機関です。

しかしながら、タクシー事業を巡っては、長期的に需要が低迷する中、車両数が増加するなどの影響もあり、地域によってはタクシー事業の収益基盤の悪化や、運転者の労働条件の悪化等の諸問題が発生し、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況となりました。

これらの諸問題に対処するため、平成 21 年 10 月 1 日より「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行され、供給過剰な状態にある全国の「特定地域」においては、地域の関係者によるタクシー事業の適正化（減車等）・活性化（需要喚起等）の取組みが進められているところです。

つきましては、皆様のタクシーに関する意識調査を実施することにより、今後のタクシー行政に活用してまいりたいと考えていますので、アンケートにご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

### 1. 利用頻度等 【皆さんにお伺いします。】

(1) タクシーを利用しますか。

- ①ほぼ毎日利用する、②週 2, 3 回程度利用する、③月数回程度利用する、  
④年数回程度利用する、⑤利用しない

(2) 主に利用する時間帯を教えてください。

- ①朝(5～9 時)、②午前中(9～12 時)、③昼過ぎ(12～3 時)、④夕方(3～6 時)、⑤夜間(6～10 時)、⑥深夜(10～翌 5 時)

(3) 上記(1)で①から④までを選んだ方にお伺いします。1 回当たりの支払金額はいくら位が多いですか。

- ①1,000 円以内、②1,001～2,000 円、③2,001～3,000 円、④3,001～5,000 円、⑤5,001 円～10,000 円、⑥10,001 円以上

(4) 上記(1)で⑤を選んだ方にお伺いします。利用しない主な理由は何ですか。(複数選択可)



①乗車時点で運賃が分からないから、②運賃が高いから、③道路事情により時間が読めないから、④近距離で運転者に申し訳ないから、⑤タクシーで過去にいやな思いをしたことがあるから、⑥利用する必要がないから

2. 利用目的・選択方法 【上記1. (1) で①から④までを選んだ方にお伺いします。】

(1) タクシーを利用するのは、どのようなときですか。(複数選択可)

①通勤・通学、②通院、③仕事中の移動、④買い物、⑤レジャー、⑥他の交通機関がないとき、⑦猛暑、降雨・降雪時、⑧仕事後の移動、⑨夜間の飲食後、⑩その他( )

(2) タクシーを利用する際に最も重視するのはどのような点ですか。

①安全性、②快適性、③速達性、④拾いやすさ、⑤会社名(無線グループやブランド)、⑥安さ、⑦丁寧なサービス、⑧特にこだわりはない、⑨その他( )

(3) どのような方法でタクシーを利用しますか。(複数選択可)

①街中を走っているタクシーを停めて乗る、②タクシー乗り場から乗る、③道路脇に停まっているタクシーに乗る、④電話で呼んで乗る、⑤スマートフォンのアプリケーションを使って呼ぶ

(4) 上記1. (1) で①から④までを選んだ方にお伺いします。タクシーの利用をためらってしまうことがありますか。

①よくある、②たまにある、③ない

(5) 上記(4) で①または②を選んだ方にお伺いします。タクシーの利用を最もためらってしまうのは、どのようなときですか。

①日常的、②給料日前など、③運賃額の見当がつかないとき、④長距離利用、⑤近距離利用、⑥乗りたいタクシー会社等の車が選べないとき、⑦その他

(6) 上記(5) を解消するために最も効果的な手法は、どのようなものと考えますか。

①運賃の低廉化や割引の導入、②運賃の概算額が予め分かるようにする、③接客の向上、④地理の習熟度の向上、⑤安全性の向上、⑥タクシー会社等の選択制の向上を図る、⑦その他

(7) タクシーには法人タクシーと個人タクシーがありますが、あなたはどちらを利用しますか。

①個人タクシー以外は選ばない、②選択が可能であれば個人タクシーを選ぶ、③選択が可能であれば法人タクシーを選ぶ、④法人タクシー以外は選ばない、⑤利用する地域には個人タクシーが走っていない、⑥意識していない

(8) 上記(7)で①から⑤までを選んだ方にお伺いします。タクシーを利用する際に、タクシー会社等を選びますか。

①特定のタクシー会社等を利用する、②乗り場等で選択が可能であれば特定のタクシー会社等を選ぶ、③特定のタクシー会社等を選びたいが選べない、④特にどの会社等でも気にせず利用する、⑤利用する地域では選択の余地がない

(9) タクシーが少なく不便と覚えることがありますか。(複数選択可)

①特に不便は感じない、②時間帯により不便を感じる、③不便を感じる時が多い、④常に不便を感じる、⑤悪天候のときに不便を感じる、⑥利用したいタクシー会社等の車が少なく感じる

### 3. 車両数【皆さんにお伺いします。】

(1) 客待ちのタクシー台数について、どのように思われますか。

①多すぎると思うことが多い、②やや多いと思うことが多い、③ちょうどよいと思うことが多い、④やや少ないと思うことが多い、⑤少なすぎると思うことが多い

(2) タクシー乗り場以外での客待ちのタクシーをどのように思われますか。

①安全と思う、②どちらでもない、③場合によっては邪魔、危険と思う、④邪魔、危険と思う

(3) 今後、タクシー台数はどうあるべきと思いますか。

①多すぎるのでもっと減らすべきと思う、②やや多いが現状を維持すべきと思う、③現状で適正であるとする、④やや少ないが不便はないので現状を維持すべきと思う、⑤少なすぎるのでもっと増やすべきと思う、⑥減らすべきタクシー会社等と増やしてもよいタクシー会社等があると思う

4. 運賃・料金【皆さんにお伺いします。】

(1) タクシーの運賃・料金の設定は、提供されるサービスと比較していかがですか。

①高すぎると思う、②やや高いと思う、③適正な水準である、④やや安いと思う、⑤安すぎると思う

(2) 上記(1)で③以外を選んだ方にお伺いします。現状を鑑みて望ましいタクシーの初乗り運賃(2 kmまでとします)は、どのくらいですか。

【参考：長崎交通圏では2 kmまで500円です】

\_\_\_\_\_円

5. 法人タクシーの運転者(個人タクシー以外)について【上記1.(1)で①から④までを選んだ方にお伺いします。】

(1) 運転者の接客態度について。

①満足なことが多い、②どちらかといえば満足なことが多い、③ふつう、④どちらかといえば不満なことが多い、⑤不満なことが多い、⑥タクシー会社による、⑦運転者による

(2) 運転者の地理の習熟度について。

①満足なことが多い、②どちらかといえば満足なことが多い、③ふつう、④どちらかといえば不満なことが多い、⑤不満なことが多い、⑥タクシー会社による、⑦運転者による

(3) 運転技術や安全性について。

①満足なことが多い、②どちらかといえば満足なことが多い、③ふつう、④どちらかといえば不満なことが多い、⑤不満なことが多い、⑥タクシー会社による、⑦運転者による

(4) 運転者の年齢について。

- ①高齢者が多くて不安である、②高齢者が多いと感じるが不安はない、③若い人が多くて不安である、④若い人が多いと感じるが不安はない、⑤特に意見はない

(5) 個人タクシーと比べ、法人タクシーの接客態度、地理、運転技術・安全性は優れていると感じますか。

- ①優れている、②どちらともいえない、③優れていない、④運転者次第である

6. 個人タクシーの運転者（法人タクシー以外）について 【上記1. (1) で①から④までを選んだ方にお伺いします。】

(1) 運転者の接客態度について。

- ①満足なことが多い、②どちらかといえば満足なことが多い、③ふつう、④どちらかといえば不満なことが多い、⑤不満なことが多い、⑥タクシー会社による、⑦運転者による

(2) 運転者の地理の習熟度について。

- ①満足なことが多い、②どちらかといえば満足なことが多い、③ふつう、④どちらかといえば不満なことが多い、⑤不満なことが多い、⑥タクシー会社による、⑦運転者による

(3) 運転技術や安全性について。

- ①満足なことが多い、②どちらかといえば満足なことが多い、③ふつう、④どちらかといえば不満なことが多い、⑤不満なことが多い、⑥タクシー会社による、⑦運転者による

(4) 運転者の年齢について。

- ①高齢者が多くて不安である、②高齢者が多いと感じるが不安はない、③若い人が多くて不安である、④若い人が多いと感じるが不安はない、⑤特に意見はない

(5) 法人タクシーと比べ、個人タクシーの接客態度、地理、運転技術・安全性は優れていると感じますか。

- ①優れている、②どちらともいえない、③優れていない、④運転者次第である



7. スマートフォン配車について 【皆さんにお伺いします。】

(1) スマートフォンから位置情報等を登録し、タクシーを呼べるアプリケーションソフトがあるのをご存じですか。

①知っている、②知らない

(2) 上記(1)で②を選んだかたにお伺いします。今後、スマートフォンによる配車のアプリケーションソフトを利用してみたいと思いますか。

①スマートフォンを持っており是非利用したい、②スマートフォンに買い換えたら利用したい、③今後も利用したいとは思わない

8. ユニバーサルデザインタクシーについて 【皆さんにお伺いします。】

(1) 国土交通省が認定する「ユニバーサルデザインタクシー」をご存じですか。

①知っている、②知らない

(2) 「ユニバーサルデザインタクシー」に乗車したことはありますか。

①ある、②ない、③わからない

(3) 「ユニバーサルデザインタクシー」とは、車椅子の方もスロープを使ってそのまま乗車できるワンボックスタイプのタクシーです。一般のタクシーと同様にどなたでも利用できますが利用したいと思いますか。利用したことがあるかたは、また利用したいと思いますか。

①是非利用したい、②機会があれば利用したい、③別に利用したいとは思わない

9. ここ数年のタクシーに対する印象の変化について 【上記1.(1)で①から④までを選んだ方にお伺いします。】

(1) タクシーのサービスについて、平成21年以前と比べ、変化を感じますか。

①大変よくなっていると思う、②よくなっていると思う、③変わらないと思う、④悪くなっていると思う、⑤大変悪くなっていると思う

(2) タクシーの台数について、平成21年以前と比べ、変化を感じますか。

①多くなっていると思う、②やや多くなっていると思う、③変わらないと思う、④やや少なくなっていると思う、⑤少なくなっていると思う

10. その他意見

(1) タクシーに対するご意見をお書き下さい。

○<自由記述>

②観光立県「長崎」の地域資源を活かした  
サービスの提供



の〜んびり満喫! 諫早の人気エリアを満喫できる

# ドライブコース!

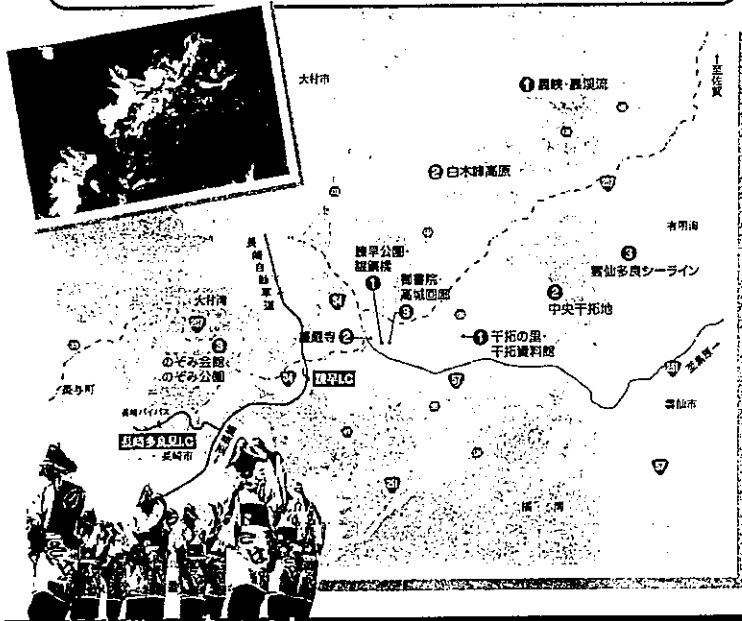
## 諫早まるごと見どころコース

海と山に囲まれた、広大な諫早の地。四季折々に変化する美しい自然景観、先人達が創りだした歴史と文化、かたくなに守り続ける多彩な食の恵み! ゆっくり、のんびり、この街を散策しませんか。



### オススメの3コース

- ① 諫早の歴史文化に触れる **歴史散策コース**
- ② 広大な干拓に触れる **干拓体感コース**
- ③ 美しい風景にウットリ **自然景観コース**



### ① 諫早の歴史文化に触れる 歴史散策コース

① 諫早公園・眼鏡橋  
日本歴史公園百選  
☎44 651 085

石橋では、日本で最初に選ばれた重要文化財!



② 慶厳寺 明珍作うこん蔵甲冑一領  
☎44 651 217

日英博覧会に出品された日本を代表する工芸品!



③ 御書院・高城回廊  
☎44 621 820

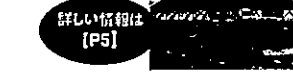
桃山様式の池泉遊式庭園として、心字池を中心に建てられています。



### ② 広大な干拓に触れる 干拓体感コース

① 干拓の里・干拓資料館  
☎44 656 083

干拓の歴史や技術の紹介など、遊んで学べる体験型施設!



② 中央干拓地  
☎325 090 800

諫早平野を見渡せる大パノラマがたまらない!



③ 雲仙多良シールライン  
☎44 725 844

ドライブコースにオススメな海上道路!



### ③ 美しい風景にウットリ 自然景観コース

① 轟峡・轟溪流  
☎461 088 888

緑豊かな多良岳に水源を発する清流です!



② 白木峰高原  
☎44 883 712

諫早平野や諫早湾干拓、雲仙智異岳などが一望できます!



③ のぞみ会館・のぞみ公園  
☎44 611 857

大村湾が一望できる公園です。夕景は特に、とってもキレイ!



## 宿泊施設一覧

| はらまるきりッパ    |     |                  |
|-------------|-----|------------------|
| LALホテルセンリョウ | 永島町 | TEL.0957-22-8888 |
| ホテルセンリョウ    | 永島町 | TEL.0957-22-2629 |
| 諫早ステーションホテル | 永島町 | TEL.0957-23-2330 |
| 諫早ホテル       | 永島町 | TEL.0957-23-0711 |
| グローバルホテル    | 永島町 | TEL.0957-23-2221 |
| ホテルセンリョウ    | 永島町 | TEL.0957-22-1113 |
| 新開旅館        | 永島町 | TEL.0957-22-0916 |
| 新開旅館        | 永島町 | TEL.0957-23-0370 |
| ニュースターンホテル  | 永島町 | TEL.0957-27-1122 |
| 観光ホテル八千代    | 天満町 | TEL.0957-22-0305 |
| 諫早グリーンホテル   | 天満町 | TEL.0957-23-8211 |
| 諫早ホテル       | 天満町 | TEL.0957-23-1238 |
| 新開旅館        | 天満町 | TEL.0957-22-0173 |
| 諫早ホテル       | 天満町 | TEL.0957-22-3580 |
| 永島旅館        | 八天町 | TEL.0957-23-4318 |
| 新開旅館        | 八天町 | TEL.0957-22-3648 |
| 旅館松比呂       | 桑町  | TEL.0957-22-3557 |
| 新開旅館        | 桑町  | TEL.0957-21-0123 |
| 諫早シティホテル    | 八幡町 | TEL.0957-24-1180 |
| 新開旅館        | 八幡町 | TEL.0957-22-0214 |
| ビジネスホテル大石   | 桑町  | TEL.0957-22-3450 |
| 新開旅館        | 桑町  | TEL.0957-22-0279 |
| ビジネス旅館みかどや  | 桑町  | TEL.0957-22-0152 |
| 新開旅館        | 桑町  | TEL.0957-22-3424 |
| ホテルグランドホテル  | 中郷町 | TEL.0957-24-3359 |

| Rホテル |          |                  |
|------|----------|------------------|
| 温泉旅館 | 小長井町小川原満 | TEL.0957-34-2030 |

| Rホテル        |        |                  |
|-------------|--------|------------------|
| 国立諫早青少年自然の家 | 白木峰町   | TEL.0957-25-9111 |
| いこいの村長崎     | 高来町善住寺 | TEL.0957-32-2902 |

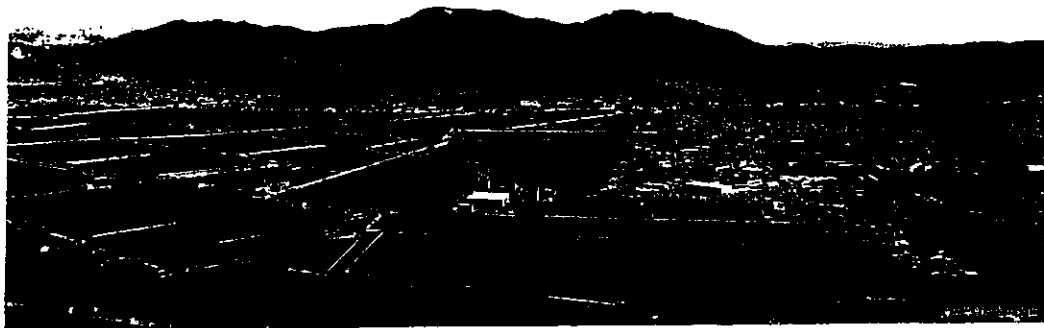
| Rホテル         |        |                  |
|--------------|--------|------------------|
| 一宮の北斎別荘の宿マサキ | 雲山町産比賣 | TEL.0957-36-3400 |
| 新開旅館         | 雲山町産比賣 | TEL.0957-36-1046 |
| 栄村旅館         | 雲山町産比賣 | TEL.0957-48-0046 |

| 大村湾エリア       |     |                  |
|--------------|-----|------------------|
| 諫早トラックステーション | 長津町 | TEL.0957-28-8228 |
| ホテルセンリョウ     | 長津町 | TEL.0957-49-8200 |
| ビジネス旅館きたろ    | 長津町 | TEL.0957-28-3221 |

## FESTIVAL OF ISAHAYA 祭り・イベント特集&スケジュール!

諫早ならではの多彩な祭りやイベント。四季によって表情が変わる、諫早を舞台に繰り広げられる伝統行事。

|                                  |                                |                                      |                                    |                                       |                                   |                               |
|----------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| <p>諫早つつじ祭り</p> <p>【期間:4月15日】</p> | <p>唐比連祭り</p> <p>【期間:7月15日】</p> | <p>江ノ浦子供ペーロン大会</p> <p>【期間:8月15日】</p> | <p>のんのの諫早まつり</p> <p>【期間:9月15日】</p> | <p>ききつ船津ペーロン大会</p> <p>【期間:10月15日】</p> | <p>お盆めしまつり</p> <p>【期間:10月15日】</p> | <p>曇やぶり</p> <p>【期間:2月15日】</p> |
|----------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|



環境保全型農業の取り組みと、冬の味覚・牡蠣が味わえる

# 諫早湾エリア ISAHAYA-WAN AREA

諫早湾エリアは、中央干拓地で行われている環境保全型農業への取り組みと牡蠣を代表とする冬の味覚と、季節の花々が咲き誇るスポットです。



## ① 学んで遊ぼう！「干拓の里」



## ② 海の上を走る!? 堤防道路

## ③ 広大さを満喫する中央干拓地

### ① 中央干拓地

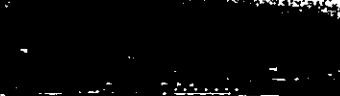
360°諫早を見渡せるパノラマスポット  
大規模農業が行われている中央干拓地の堤防には、休憩所、駐車場、トイレが設けられています。また、高菜町海岸(ふかのみ)の広大な河川敷(自然干拓地)のフラワーゾーンには、秋にコスモス(9月下旬~10月下旬)が咲き誇ります。  
TEL.0957-22-1500(諫早市干拓室)  
TEL.0957-22-8325(諫早観光物産コンベンション協会)  
◎中央干拓



### ②

## 諫早ゆうゆうランド 干拓の里

学んで遊んで大満足のレジャー施設  
干拓資料館、むつごろう水族館、市指定文化財「庄屋敷敷」、馬車公園、遊具などの施設があります。水族館/バックヤード見学、宇宙バス(6月中旬)、宇農り体験(10月中旬)、手づくり工房「はとむぎ館」(土日祝のみ)、ベジータ(月曜日休)でお食事できます。  
TEL.0957-24-6778(干拓の里) ◎小野島町2232  
◎大人(高校生以上)300円、小人(小中学生)200円、幼児(3歳以上未就学児)100円 ◎9:30~17:00 ◎毎週月曜日(毎月曜日祝日の場合は翌日)、12/30~1/1  
www.kantakunosato.co.jp/



### ③ 干拓資料館・むつごろう水族館

干拓に詳しくなれる学びのスポット  
「干拓資料館」は、干潟の生き立ちや干拓の歴史、干拓技術の紹介、干拓地での生活用具等を展示しています。「むつごろう水族館」は、本明川の上流から有明海に至るまでに生息する生物を展示しています。  
TEL.0957-24-6776(干拓の里) ◎小野島町2232  
◎資料館/無料(但し干拓の里入館料あり) ◎水族館/大人300円、小人200円 幼児100円、2歳以下無料 ◎9:30~17:00(入館は16:45まで) ◎毎週月曜日(毎月曜日祝日の場合は翌日)、12/30~1/1 www.kantakunosato.co.jp/



和興神の門一画(戦国時代)は、60年に一編再編になる機会、高さ110cmのクヌ材を使用した一本道で、その高木は上げの御守は見事です。

2007年12月22日に開通した諫早市と雲仙市を繋ぐ全長約8kmのふるさと鉄道。中程にある駐車場以外での駐車は禁止されているので注意!

九州北西部にある四県に跨る九州最大、西に諫早湾、南半分は島原湾と呼ばれる、潮の干満差が最大で約8mにも達します。日本最大の干潟で流入河川も多く、独自の生物相を形成していて独特な漁法や郷土料理などが発達しています。

### ④ バードウォッチング

干拓野の生命をウォッチング  
湖尻堤防の内側にはヨシが茂り、調整池にはヘラブナやコイなど多くの魚がいます。また干拓地周辺には、魚を狙い海に滑るカイツブリや羽を休めるマナヅルなど、多くの野鳥たちが訪れ新たな生態系が干拓地を賑わせています。

◎カイツブリ ◎マナヅル ◎アオサギ  
◎ダイサギ ◎マガモ ◎ハシビロガモ

◎野鳥の観察場所  
雲仙山干拓地・吾妻干拓地・諫早干拓地・中央干拓地・本明川沿い・高菜町小江戸川河口  
TEL.0957-22-8325(諫早観光物産コンベンション協会)

### ⑤ 雲仙多良シーライン

(諫早湾干拓堤防道路)  
TEL.325 125 643 ◎あり

諫早湾を横断する海上道路  
約8kmある干拓堤防道路の中間地点には、有明海といきほ新池(調整池)を望める展望歩道橋が設置されています。  
TEL.0957-22-1500(諫早市産業振興課・干拓室)  
TEL.0957-22-8325(諫早観光物産コンベンション協会)  
◎高菜町金輪地先

有明海  
雲仙市  
Ariake Sea  
有明海

### 農業体験プログラム

◎田植え ◎お米打

諫早の歴史や文化が体験できる各種プログラム。事前予約と参加料が必要な場合があります。お問い合わせください。

◎諫早ゆうゆうランド干拓の里 TEL.0957-24-6776  
◎干拓資料館・水族館 TEL.0957-36-1111



# 牡蠣 名物 小野島

濃厚な牡蠣が「いっほい」になるほどの大粒な行きさ!  
シーズン:毎年11月~3月頃まで  
TEL.0957-34-2336

小野島町は牡蠣の産地として有名。冬になると市場に並び多くの人で賑わいます。手の平ほどの大きさながらプリプリとした、濃厚な旨味を堪能できる牡蠣は、刺身、焼いて食べると、小野島の牡蠣は、殻もおいしく、アミノ酸が豊富に含まれており、栄養満点の食材です。小野島の牡蠣は、殻もおいしく、アミノ酸が豊富に含まれており、栄養満点の食材です。



農業体験プログラム  
諫早の歴史や文化が体験できる各種プログラム。事前予約と参加料が必要な場合があります。お問い合わせください。

◎諫早ゆうゆうランド干拓の里 TEL.0957-24-6776  
◎干拓資料館・水族館 TEL.0957-36-1111



多良山系の歴史と恵みを感じ自然豊かな癒しの修験場の森

# 森林浴エリア

多良岳は佐賀県との県境に位置し、南(諫早側)からの登山は高来町の霧峽を通るルートがおすすめ。周辺には渓谷や滝、キャンプ場などがある絶好のアウトドアスポットです。

- 1 オススメポイント  
**信仰を集める修験場としてのパワースポット**
- 2 オススメポイント  
**豊かな自然の恵みの白木峰高原**
- 3 オススメポイント  
**渓谷と滝めぐりの轟溪流**

- 1 平安時代から真言密教の修験道の霊場として知られ、山頂には多良嶽神社があり、多くの石仏や梵字が刻まれた岩壁などがある。

## 1 富川渓谷・大雄寺の五百羅漢 万年の森・高峰展望台

自然が豊かな本明川上流の美しい渓谷  
元禄12年(1699)の水害犠牲者の霊を慰めると共に、本明川上流の富川渓谷災害除災の悲願を込めて彫られた五百羅漢。岩壁に羅漢像や如来像など合計507体が刻まれています。



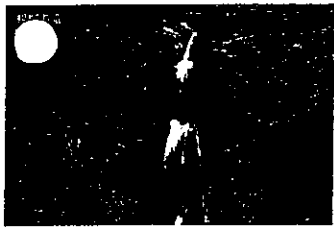
TEL.0957-22-1500(諫早市農産物振興課・文化課) ①富川町  
TEL.0957-22-8325(諫早観光物産コンベンション協会)

## 2 金泉寺

修験道場として創建された山寺  
弘法大師・空海が修験場として創建したとされる金泉寺、多良嶽神社等として鎮座して登山者には有名です。多良岳山頂から20分の場所に位置する登山客用有料宿泊施設。現在は多良岳登山者山の会(多良会)が管理しています。土日祝の前日に利用できます。



TEL.0957-22-1500(諫早市農産物振興課・文化課) ①高来町  
TEL.0957-22-8325(諫早観光物産コンベンション協会)



轟溪流は、昭和26年国立公園に指定された多良岳国立公園の南東部に位置する。多良岳山系に連なる渓谷の一つで、下流の水田地帯を流れて有明海に注いでいる。見ごろは新緑が美しい5月と、清流の涼を求める多くの観光客が訪れる7-8月。



多良岳山系 大雄寺 金泉寺 山小屋

高来町 富川町 大雄寺の五百羅漢 万年の森 高峰展望台

富川渓谷バンガロー  
TEL.461 049 053 ②あり  
TEL.0957-22-1500(諫早市農産物振興課) TEL.0957-25-8345(管理棟)

白木峰高原  
TEL.461 059 193 ②あり  
TEL.0957-25-9111 (国立諫早青少年自然の家)

富川渓谷バンガロー  
TEL.461 049 053 ②あり  
TEL.0957-22-1500(諫早市農産物振興課) TEL.0957-25-8345(管理棟)

金泉寺  
TEL.0957-22-1500(諫早市農産物振興課・文化課) ①高来町  
TEL.0957-22-8325(諫早観光物産コンベンション協会)

3 多良岳南側下流の轟の滝では、30ヶ所の滝と7ヶ所の渓谷があり滝めぐり、溪流散策ができます。また、山頂から岩清水コンコと湧き出し、「水源の森百選」「日本名水百選」にも指定されています。



轟峽・轟溪流(名水百選)  
TEL.461 088 885 ②あり(有料)

名水百選に選ばれた多良山系恵みの水  
多良岳に水源を発する「轟溪流」は、大小30余りの滝を運ぶ際、無数の清流であり、虹をかけて流れ落ちる「通橋の滝」、落水の雄姿とどろく「轟の滝」など自然の宝庫です。風雨にひろがる轟の森林も「水源の森百選」に指定されています。

TEL.0957-22-8325(諫早観光物産コンベンション協会) ①高来町寄住寺

佐賀県 山茶花高原  
TEL.325 452 752 ②あり

轟峽キャンプ村  
TEL.461 088 885 ②あり(有料)  
TEL.0957-22-8325 (諫早観光物産コンベンション協会)  
TEL.0957-32-6166(夏休み期間中)

白木峰高原  
TEL.461 059 193 ②あり  
TEL.0957-25-9111 (国立諫早青少年自然の家)

富川渓谷バンガロー  
TEL.461 049 053 ②あり  
TEL.0957-22-1500(諫早市農産物振興課) TEL.0957-25-8345(管理棟)

金泉寺  
TEL.0957-22-1500(諫早市農産物振興課・文化課) ①高来町  
TEL.0957-22-8325(諫早観光物産コンベンション協会)

2 白木峰高原  
TEL.44 863 712 ②あり  
一面の花々と眼下に広がる景色は絶景!  
標高1,057mの五家原岳の中腹に広がる白木峰高原は、約10,000㎡の広さに、春には10万本の菜の花、秋には20万本のコスモスが咲き乱れます。遠目には諫早平野や雲仙岳、有明海を一望でき、その景色は格別です。

菜の花:3月下旬~4月下旬  
コスモス:9月下旬~11月上旬  
TEL.0957-22-1500(諫早市農産物振興課) TEL.0957-22-8325(諫早観光物産コンベンション協会)  
①白木峰町 ②美化協力金100円

## 1 いこいの森たかき

緑いっぱい芝生の上でのんびりと  
大自然のパノラマを眺めながら心も体もフレッシュ。頂上には諫早湖・雲仙が一望できる絶好のスポットです。  
TEL.0957-22-8325(諫早観光物産コンベンション協会) ①高来町寄住寺名1080



轟峽キャンプ村  
TEL.461 088 885 ②あり(有料)  
TEL.0957-22-8325 (諫早観光物産コンベンション協会)  
TEL.0957-32-6166(夏休み期間中)

白木峰高原  
TEL.461 059 193 ②あり  
TEL.0957-25-9111 (国立諫早青少年自然の家)

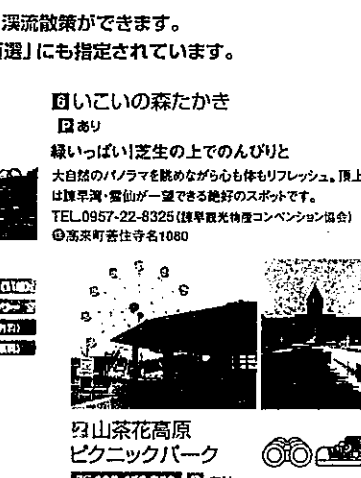
富川渓谷バンガロー  
TEL.461 049 053 ②あり  
TEL.0957-22-1500(諫早市農産物振興課) TEL.0957-25-8345(管理棟)

金泉寺  
TEL.0957-22-1500(諫早市農産物振興課・文化課) ①高来町  
TEL.0957-22-8325(諫早観光物産コンベンション協会)

白木峰高原  
TEL.44 863 712 ②あり  
一面の花々と眼下に広がる景色は絶景!  
標高1,057mの五家原岳の中腹に広がる白木峰高原は、約10,000㎡の広さに、春には10万本の菜の花、秋には20万本のコスモスが咲き乱れます。遠目には諫早平野や雲仙岳、有明海を一望でき、その景色は格別です。

菜の花:3月下旬~4月下旬  
コスモス:9月下旬~11月上旬  
TEL.0957-22-1500(諫早市農産物振興課) TEL.0957-22-8325(諫早観光物産コンベンション協会)  
①白木峰町 ②美化協力金100円

豊富な植物群が魅力です!!  
ツクシ ジャクナゲ群 秋の紅葉  
オオキツネノ カミソリ群



山茶花高原  
TEL.325 452 752 ②あり

高原でのんびり遊べる癒しの園  
風と光にあふれる高原は、ちよとした散歩やハーブ園での食事やショッピング、盛り山の道具で、大人から子どもまで一日中遊ぶことが出来ます。  
TEL.0957-34-4333  
①小長井町2867-7  
②入園無料(各施設は有料)  
③3-10月10:00~17:30(パーク開園10:30)11-2月10:00~17:00  
④火曜日(祝日のときは翌日)、年末年始



諫早市こどもの城  
TEL.44 663 557 ②あり  
自然の中で遊び遊べる  
平成21年3月にコスモスで有名な白木峰高原にオープンした、自然の中で子どもたちが生きる力を培い、家族とともに学び育っていくための施設です。  
TEL.0957-24-8017  
①白木峰町827-2 ②無料 ③9:00~17:00  
④月曜日(祝日のときは翌日)、年末年始



コスモス花宇宙館  
TEL.44 863 349 ②あり  
星と宇宙に想いを馳せる天体観測所  
白木峰高原にある天文台。昼夜問わず天体観測の出来る天体望遠鏡を備えています。  
TEL.0957-23-9003  
①白木峰町828-1 ②無料  
③火木水午前10時~午後8時、金土日午前10時~午後10時  
④月曜日(祝日のときは翌日)、年末年始

春のツクシジャクナゲ・夏のオオキツネノカミソリ・秋の紅葉・冬の霧氷等、1年中植物が楽しめます。



マリブルーの海と山に面した丘陵地帯の

# 橘湾エリア

ISAHAYA  
TACHIBANA-WAN  
AREA



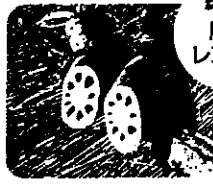
エリア情報

漁業と農業が盛んなエリアで、直売所では旬の特産品が取り揃えられています。橘湾は波が穏やかに、夏は海水浴客で賑わうレジャースポットでもあり、グリーンツーリズムとブルーツーリズムも充実してきています。

## 1 秋のアーチで絶景ドライブ

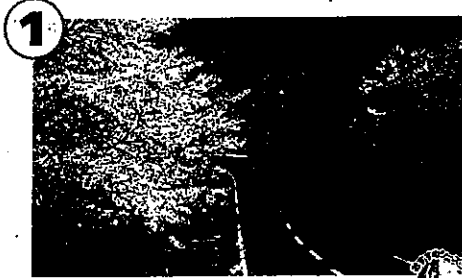
## 2 美しい海が魅力のビーチ

## 3 たっぷり遊んで温泉でのんびり



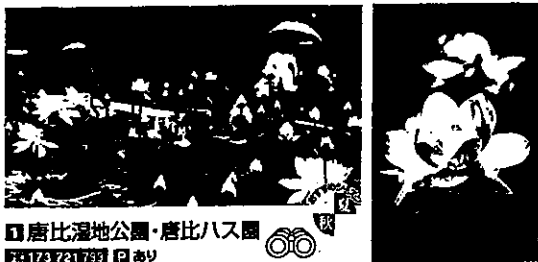
### 森山特産 唐比レンコン

唐比(からこ)レンコンは、肥厚質の土壌と鉄分を多く含む地質の関係から、真っ白い肌と食べると納豆みたいに糸を引く特徴があり、シャキシャキではなく水ホクとした食感が人気を博しています。収穫時期は8月～3月ですが、出荷量が少なく、手に入らないことも多いとか。地元産直所にて特産品として販売されています。



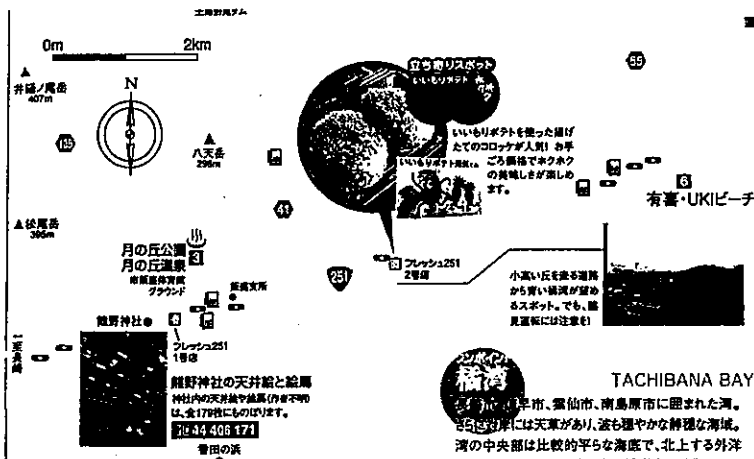
### 2 森山の桜のトンネル

桜並木に囲まれた美しいドライブコース。春には桜が見事に咲き誇り、桜の季節やあじさいの季節にはカメラマンや花見客で賑わいます。  
TEL.0957-38-1111 (早稲市森山支所)  
TEL.0957-22-8325 (早稲市観光物産コンベンション協会)



### 1 唐比湿地公園・唐比ハス園

13種類のハスが咲き誇る楽園。約2haのハス池に、各12～13種類のハスと睡蓮、黄色い小さな花を咲かせる絶滅危惧種に指定されているアサザが楽しめます。ハスの一番の見ごろは7月上旬。朝に花が開き、昼下がりには閉じてしまうので午前中に訪れておきたいスポットです。  
○ハス7月上旬～下旬 ○睡蓮・アサザ8月中旬～10月下旬  
TEL.0957-22-1500 (早稲市緑化公園) TEL.0957-38-1111 (早稲市森山支所)  
TEL.0957-22-8325 (早稲市観光物産コンベンション協会)  
○森山町産北130 〇無料 〇終日開放



### 1 魚の浜マリパーク



橘湾に生息する魚

- イワシ ●マアジ ●サバ ●サワラ
- ブリ ●マダイ ●グチ ●ナマコ



### TACHIBANA BAY

早稲市、雲仙市、南島原市に囲まれた湾。湾の中央部は比較的平らな海底で、北上する外洋水と、南下する栄養豊富な有明沿岸水とが混じりあってプランクトンの発生を促し好漁場となっています。



### 3 月の丘公園・月の丘温泉

体育館やグラウンドも併設された総合施設。公園内にはローラースライダー、コンビネーション遊具、月面遊具などがあり、家族連れで楽しめます。温泉は、家族風呂や露天風呂のほか、サウナ・歩行湯などがあり、レストランや売店も完備。一日中楽しめる憩いの施設です。  
TEL.0957-28-4141 (月の丘温泉)  
TEL.0957-48-1111 (早稲市森山支所)  
TEL.0957-22-8325 (早稲市観光物産コンベンション協会) 〇飯盛町平古塚278  
【以下、月の丘温泉】 〇毎月第3水曜日、12月31日、1月1日 〇10:00～21:00 〇大人:500円、小人(満7歳以上12歳未満)280円、小人(満12歳以上16歳未満)300円、幼児(満4歳以上7歳未満)100円



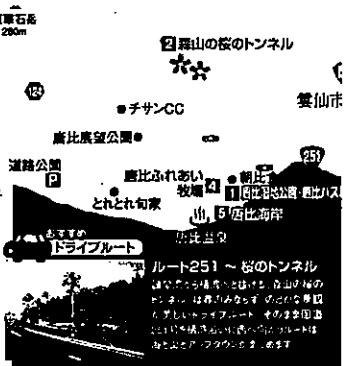
### 4 唐比ふれあい牧場

動物たちと気軽にふれあえる。唐比湾地帯公園内に放牧場のはが牛舎や小動物など5つの畜舎に、牛・馬・羊・マラなど約20種類の動物を飼育しており、かわいい動物たちと自由に触れ合うことができます。  
TEL.0957-36-1111 (早稲市森山支所)  
TEL.0957-22-8325 (早稲市観光物産コンベンション協会)  
〇森山町産北西 〇年中無休 〇終日開放 〇入場無料



### 5 唐比海岸・唐比温泉

橘湾が一瞥できるスポット。橘湾に面した岩場の海岸です。近くには宿泊もできる「唐比温泉センター」があります。  
TEL.0957-36-1111 (早稲市森山支所)  
TEL.0957-22-8325 (早稲市観光物産コンベンション協会) 〇森山町産北西



# 橘湾海水浴場

半島に囲まれて波が穏やかな橘湾は海水浴に最適!



6 有喜・UKIビーチ  
3144 445 895 〇あり  
家族連れに人気!  
3144 445 895 〇あり



### 7 結の浜マリパーク

穏やかな波と美しい海が魅力のビーチ。人工海浜造成地として、人工島内に北の根柢を誇るレジャー施設。夏は海水浴場と、目の前には2つの大きな人工島。天気を問わず景色は美しく、家族連れに人気のスポット。送き渡る海の深さが、美しい。海をのびのびと楽しむ。施設内にはキャンプスペースもあり、オートキャンプも楽しめます。  
TEL.0957-48-1111 (早稲市森山支所)  
TEL.0957-48-1111 (早稲市森山支所)  
TEL.0957-22-8325 (早稲市観光物産コンベンション協会)  
〇7月上旬～8月中旬(お盆)まで 〇開場時間 8:30～20:00 〇オートキャンプ1区(500円)利用 〇1名につき100円(2区)





大村湾に沈む夕日(久山浩)

大村湾の最南端に位置し、オレンジ色のみかん畑が広がる

# 大村湾エリア

ISAHAYA  
OMURA-WAN  
AREA

大村湾エリア



エリア情報

起伏に富んだ海岸線を有し、山間部にはみかん畑が広がり、実りの時期には道路沿いが黄金色のみかんで彩られます。長崎市と長与町に隣接する交通の要所でもあります。

- ① オススメポイント  
**長崎を一望できるパノラマ**
- ② オススメポイント  
**ためぎ絵のトンネル**
- ③ オススメポイント  
**千々石ミゲルの墓石!**



## OMURA WAN

島の中央部に位置する南北約26km、東西約10km、面積は琵琶湖の約半分ほどの四方を囲んだ湖のような湾です。水深は平均15mと深く、メナメリ(イロカ)の仲間や生きた化石のカブトガニなどが生息し、60種もの魚介類が水揚げされています。

## 大村市

### 伊木かみかん

日本産みかんの祖となる2大産地のひとつ(伊予・高知)の直系系図を昭和初期の大村湾農産物園で大規模に栽培。伊木かみかんが広く知られるようになったのは、この園の栽培から始まりました。

歴史ある品種

みかんの袋には食物繊維がたっぷりヘルシー

10周年9月~1月



### 多良見オレンジロード

#### 大草の桜

季節に彩られるドライブコース

多良見町の大村湾沿い走る国道207号線は、オレンジロードと呼ばれ、絶好のドライブコースです。秋から冬にかけて、オレンジ色のみかんが一面の懐かしい色に変わり、春になると美しい桜並木ドライブの目玉となります。



### いさはや歴史探訪

## 千々石ミゲルの墓と思われれる石碑

千々石ミゲルの墓(伊予)の文字が刻まれた石碑が、大村湾の最南端に発見された。発見は、平成22年(2010年)12月(1632年12月)と推定されている。

天正遠征少年使節団の一人、千々石ミゲル

4少年の中でただ一人キリスト教を信じたミゲルの遠征は史料が少なく、旅路など人生のほとんどの経路は謎に包まれている。そのミゲルの墓と思われる石碑が、大村湾の最南端に発見された。キリスト教を研究する上で、大村湾の歴史を明らかにする上で、重要な発見と見られる。近日ニュースや新聞などで報じられ、大きな反響を呼び起こした。

### 龍馬が飲んだ旧茶屋の井戸

長崎への往来時に龍馬も立ち寄った?

長崎街道沿いにある久山茶屋跡には、かの幕末の志士坂本龍馬も飲んだといわれる井戸が今も残されている。

### 長崎街道

シュガーロードと呼ばれた長崎街道

小倉から長崎までを結んだ長崎街道は、徳川幕府が整備した全国五街道のひとつ。小倉と長崎を最短距離で結んだため、山を越える険しい道程が多いのが特徴です。また、長崎街道は西洋の文化とともに「白い宝石」とも呼ばれた砂糖を運んだ道でもあり、シュガーロードとも呼ばれています。街道の町々を中心に南菓菓子文化が発達し、現在も菓子製造が盛んな地域でもあります。

### ためぎ絵の長崎街道絵巻

愛しいためぎ絵のトンネル

江戸時代、外国との唯一の交易拠点であった長崎から小倉までを結んだ長崎街道。その街道の久山茶屋付近にある全長38mの地下道の壁に、街道沿いの名所とともに可愛いためぎ絵が描かれています。

### 目等ノ尾公園・展望台

夜景も美しい人気のデートスポット

多良見の最西端に位置する標高451mの目等ノ尾公園。展望台からは、大村湾の美しい景色が一望できます。

### 西川内・中里虚空蔵山公園

広々とした自然環境で家族でも楽しめます

虚空蔵山公園は、木製の展望台から大村湾や蒼蒼岳などを一望することができます。また、グラウンドやアスレチック遊具も整備されており、スポーツも楽しめます。

### のぞみ会館・のぞみ公園

遊んで学んでイベントもできる多目的施設

約4haの公園には、野外ステージやローラースケート場、パターゴルフ場、遊戯広場などがあり、周囲は緑に囲まれ、眼下には大村湾を望むことができます。鉄筋コンクリート2階建てのドーム状の会館内には、大小の研究室をはじめ、茶室、調理室を備えており、多目的に利用できます。

### ためぎ絵の長崎街道絵巻

愛しいためぎ絵のトンネル

江戸時代、外国との唯一の交易拠点であった長崎から小倉までを結んだ長崎街道。その街道の久山茶屋付近にある全長38mの地下道の壁に、街道沿いの名所とともに可愛いためぎ絵が描かれています。

### 目等ノ尾公園・展望台

夜景も美しい人気のデートスポット

多良見の最西端に位置する標高451mの目等ノ尾公園。展望台からは、大村湾の美しい景色が一望できます。

## 特産品直売所

|   |                     |
|---|---------------------|
| <b>いさはや市場</b>                           | 長崎 4P               |
| ◎ 長崎2-15(アエム栄町アーケード内)                   |                     |
| ☎ 46-7585                               | ◎ 月曜、正月             |
| ◎ 9:00-18:00                            | ◎ 野菜、果、農産物、加工品      |
| <b>多良見町産物販売所</b>                        | 長崎 11P              |
| ◎ 多良見町完全(JR大塚駅)                         |                     |
| ☎ 44-1885                               | ◎ 月曜、お盆、年末年始        |
| ◎ 8:00-17:00                            | ◎ みかん、野菜、果、農産加工品    |
| <b>このみちゃん</b>                           | 長崎 11P              |
| ◎ 多良見町完全(JR大塚駅)                         |                     |
| ☎ 44-1778                               | ◎ 月曜、お盆、年末年始        |
| ◎ 8:00-17:00                            | ◎ ショート、餅(土日祝のみ)、ジュレ |
| <b>長崎街道 みかん宿</b>                        | 長崎 11P              |
| ◎ 多良見町268-9(国道34号沿い交通運輸局)               |                     |
| ☎ 43-0353                               | ◎ 水曜日、お盆、年末年始       |
| ◎ 8:00-17:00                            | ◎ 野菜、果、農産加工品、土産物    |
| <b>あじさい会</b>                            | 長崎 11P              |
| ◎ 多良見町化屋(喜々津駅近く)                        |                     |
| ◎ 日曜、お盆、年末年始                            |                     |
| ◎ 7:00-17:00                            | ◎ 野菜、みかん、花、漬物       |
| <b>フレッシュ251 1号店</b>                     | 長崎 10P              |
| ◎ 長崎市松尾840-1(アコープラザ駅前)                  |                     |
| ☎ 48-0585                               | ◎ 月曜、お盆、年末年始        |
| ◎ 8:00-16:00                            | ◎ 野菜、果、農産物、加工品、漬物   |
| <b>フレッシュ251 2号店</b>                     | 長崎 10P              |
| ◎ 長崎市上原4-2-1(牧野バス停近く)                   |                     |
| ☎ 48-2242                               | ◎ 月曜、お盆、年末年始        |
| ◎ 8:00-17:00                            | ◎ 野菜、果、農産物、加工品、漬物   |
| <b>もぎたて市</b>                            | 長崎 6P               |
| ◎ 長崎市藤野1959(如山公園側)                      |                     |
| ☎ 35-2717                               | ◎ 月曜、正月             |
| ◎ 8:00-17:00                            | ◎ 野菜、果、農産加工品、土産物    |
| <b>千拍の里 お野菜村 門前市</b>                    | 長崎 6P               |
| ◎ 小野島町232(千原駅西口)                        |                     |
| ☎ 23-8055                               | ◎ 月曜、正月             |
| ◎ 9:30-17:00                            | ◎ 野菜、果、農産加工品、土産物    |
| <b>じげん市利用組合</b>                         | 長崎 7P               |
| ◎ 長崎市1461-2(国道57号沿い)                    |                     |
| ☎ 23-8766                               | ◎ 月曜、正月             |
| ◎ 8:30-17:30                            | ◎ 野菜、果、農産物、加工品、土産物  |
| <b>JANAがき果菜きん彩</b>                      | 長崎 7P               |
| ◎ 長崎町337-1(国道57号沿い)                     |                     |
| ☎ 24-2199                               | ◎ 月曜、正月             |
| ◎ 8:00-18:00                            | ◎ 野菜、果、農産物、加工品、土産物  |
| <b>本野ドマーケット</b>                         | 長崎 7P               |
| ◎ 柴田町(南長崎中学校入口)                         |                     |
| ◎ 8:00-16:00                            | ◎ 野菜、果、農産物、土産物      |
| <b>長崎街道ふれあい市</b>                        | 長崎 6P               |
| ◎ 高家町小島津363-5(国道207号沿い)                 |                     |
| ☎ 27-7500                               | ◎ 月曜、正月             |
| ◎ 7:00-17:00                            | ◎ 野菜、果、農産加工品、土産物    |
| <b>名水育ち野菜販売所</b>                        | 長崎 6P               |
| ◎ 高家町神倉468-3(イオンロード沿い)                  |                     |
| ◎ 月曜、お盆、年末年始                            | ◎ 米、みかん、野菜          |
| ◎ (月-土) 13:00-17:00 (土) 8:00-17:00      |                     |
| <b>谷がたま市場</b>                           | 長崎 6P               |
| ◎ 長崎町小島津(JA長崎県みかん運送場入口)                 |                     |
| ◎ 水曜日、お盆、正月                             | ◎ 野菜、果、農産加工品        |
| ◎ (月) 8:30-9:30 (土) 7:00-9:00           |                     |
| <b>小長井町産物販売所</b>                        | 長崎 6P               |
| ◎ 小長井町道行816-3(国道207号沿い)                 |                     |
| ☎ 34-2336                               | ◎ 年中無休              |
| ◎ 9:00-17:30                            | ◎ 漬物、農産物            |
| <b>のんのご市</b>                            | 長崎 6P               |
| ◎ 高家町(長崎公園側)                            |                     |
| ◎ 日曜日(4-9月) 8:00-7:30 (10-3月) 7:00-8:30 |                     |
| ◎ 野菜、果、花、農産加工品、土産物                      |                     |

JR九州は、10月から運行する豪華優待列車「ななつ星」で、立ち寄る沿線の文化や伝統、自然を楽しむ乗客限定の観光プランを計画している。鹿児島県の霧元では年に一度しか公開していない茶室でお茶が味わえ、長崎市では街歩き「長崎さるく」の特別コースを用意。沿線観光でも乗客でしか体験できない豪華さを演出する。

# 乗客限定の 観光プラン

次西映

博多駅発着で九州を周遊するななつ星は、停車駅周辺の観光も魅力の一つで、沿線関係者と協力してさまざまな企画を練っている。

九州北部を運行する1泊2日コース（1人15万〜22万円）では、長崎市内を散策する「長崎さるく」を取り入れる。長崎国際観光コンベンション協会が協力し、乗客用に特別コースを設定して市民ガイドが案内する。

国定に指定されている日本最古の木造教会「大浦天主堂」を裏側から見ることが出来る「祈念坂」を歩き、新たな観光スポットになりつつある教会や神社、寺院が立ち並ぶ「祈りの三角ゾーン」などを訪れる。サブライムとして、「さるく」を発売した中心メンバーの田上寛久・長崎市長が登場し、街を案内することもあるという。

## JR九州★★★★★長崎さるく、由布院神楽、篤姫の食事

九州を一周する3泊4日コース（1人38万〜55万円）では、由布院駅（大分県由布市）に降り立つと、由布院神楽が披露され、地元の人を知る由布岳がきれいに見えるスポットなどを散策。

鹿児島県日置市にある薩摩焼の窯元「沈黙官窯」では絵付け体験ができ、焼き上がった作品は後日、自宅に届ける。年に一度しか公開していない茶室でお茶も楽しめる。

鹿児島市の島津家別邸「仙巖園」でも、普段は公開していないエリアや秘宝が見学でき、夕食に島津家の養女だった「篤姫」も味わったとされる島津家伝統の大名料理が振る舞われる。

JR九州は「これまでの人生で味わったことがない貴重な体験を提供したい」としている。

（黒石規之）

## 「ななつ星」の輝きアップへ



「ななつ星」の乗客が散策する「祈念坂」。港や大浦天主堂など教会が並ぶ風景を楽しむ  
＝長崎市

## 観光を取り巻く環境の変化

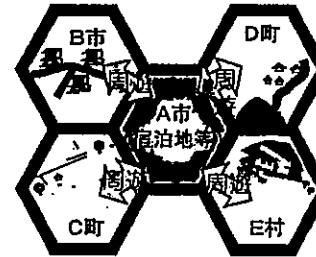
背景

地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応の観点から、地域独自の魅力を活かした地域密着型の旅行への期待の高まり。

(※)「着地型旅行」とは、旅行者を受け入れる地域(着地)側が、地域の観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを旅行者へ提供する旅行形態。

施策の方向性

いわゆる「着地型旅行」(※)の商品提供のための取組が必要。



島のガイドツアー



ブランド羊の大収穫祭

## 改正内容

### 1. 地域限定旅行業の創設

| 旅行業の類型 | 募集型企画旅行<br>(パッケージツアー) |               | 受託型<br>企画旅行<br>(修学旅行等) | 手記旅行<br>(チケット手配等) |
|--------|-----------------------|---------------|------------------------|-------------------|
|        | (海外)                  | (国内)          |                        |                   |
| 第1種    | ○                     | ○             | ○                      | ○                 |
| 第2種    | ×                     | ○             | ○                      | ○                 |
| 第3種    | ×                     | △<br>(隣接市町村等) | ○                      | ○                 |
| 地域限定   | ×                     | △<br>(隣接市町村等) | △<br>(隣接市町村等)          | △<br>(隣接市町村等)     |



### 2. 事前収受金20%制限の撤廃

| 営業保証金  | 基準資産   |
|--------|--------|
| 7,000万 | 3,000万 |
| 1,100万 | 700万   |
| 300万   | 300万   |
| 100万   | 100万   |

区域限定に伴う引き下げ

○ 第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施する場合の事前収受金の制限(旅行代金の20%相当額以下)を撤廃し、募集型企画旅行をより取り扱いやすくする。

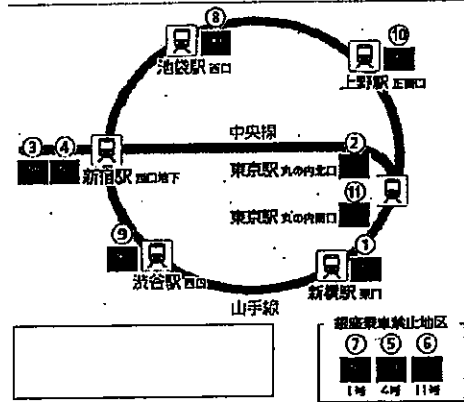
(125.4)

## 専用乗り場の設置

EV・HVタクシー乗り場：東京1カ所、大阪2カ所  
 優良タクシー乗り場：東京11カ所  
 プレミアムタクシー乗り場：福岡2カ所

(優良タクシー乗り場)

(プレミアムタクシー)

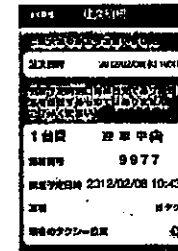


## スマートフォン配車

日本交通グループ他  
 40都道府県  
 全76グループ

東京無線  
 協同組合

第一交通産業グループ  
 8道県



等

## UDタクシーの導入促進

公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進

【UDタクシー認定制度】

より良いUDタクシーの構造を標準仕様化  
 標準仕様を満足する車両を国が認定

【認定車両(日産NV200パネットタクシー)の  
 導入状況】(全タク連調べ)  
 平成24年3月31日現在 125社187両

【導入補助】 UD車両 1両当たり60万円

【税制優遇措置】 自動車重量税：免税(初回のみ)  
 自動車取得税：取得価額から100万円控除



《UDタクシーマーク》



## 定額運賃の設定

全国の空港定額運賃  
 導入事業者数

21年度 562者  
 ↓  
 24年度 1,243者

## その他

- ・観光タクシーの運行  
 (全国各地に認定制度あり)
- ・子育て支援タクシーの運行  
 (全国125者が運行)
- ・ユニバーサルドライバー研修  
 (バリアフリー研修)の実施  
 (約950名受講)

等

# 東京観光タクシーの推進

## ■「東京観光タクシー推進協議会」を設立(H24. 6. 1)

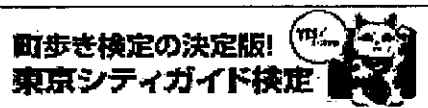
東京には、日本国内各地から多くの観光客が訪れる。また、羽田空港再拡張・国際化による海外からのアクセスが改善されたことも相まって、諸外国からの来訪旅行者も増加している。このような状況下、東京のタクシー事業者は、観光需要に応えるべく多種多様な観光ルートを設定するなど努力をしているが、旅行者(観光客)に満足頂けるサービスを提供するには様々な課題に直面している実態がある。また、タクシー事業に関しては、タクシー適正化・活性化特措法の下、適正化とともに需要創出に向けた活性化の取り組みを相まって進めていくことが重要である。

このため、観光タクシーを制度化し組織的に取り組むこととし、東旅協が事務局となり、「東京観光タクシー推進協議会」を設立。

### 【東京観光タクシードライバー認定制度の創設】

- 高いレベルでガイドサービスができるタクシー乗務員を東旅協が「東京観光タクシードライバー」として認定。

(下記の検定、研修をすべてクリアした者を認定)



+

ユニバーサルドライバー研修

+

東京観光タクシードライバー認定研修



### 【タクシーの日イベント(東京)】



観光タクシー出発式



### 【具体的な取り組み】

- 平成24年2月及び4月に準備会を2回開催。
- 平成24年6月1日東京観光タクシー協議会を設立。
- 平成24年8月5日タクシー生誕100周年記念事業と併せ、東京観光タクシードライバー認定第1号による出発式を挙行。

## 朝市・朝ぶろ・乗合タクシー「八戸あさぐる」事業

### 概要

- 八戸市内のホテルの宿泊客を対象に、ホテルから朝市、銭湯間を乗合タクシーにより運行し、新規需要の創出を図るもの。

## 朝文化と夜文化の融合「八戸あさぐる」

新幹線八戸駅の開業と共にビジネスマンの宿泊が増え始めたが、「八戸の観光面での弱点は大型の温泉宿泊旅館がないこと」と言われることが多かった。しかし、市内には40軒もの銭湯があり、その半分近くが朝5～6時の早朝から営業していた。銭湯に立ち寄ってから出勤したり、早起きして「朝市」で買い物や食事をしたりする“早朝文化”は八戸市民には当たり前の光景だった。一方で、八戸には昭和の面影漂う8つの「横丁」という夜の魅力もある。こうした朝と夜に代表される二つの魅力をつなげて観光まちづくりに活かさないかという意識が芽生えた。朝と夜にスポットを当てることで宿泊需要の隔り越えしにつなげようとしたのである。こうして生まれたのが、宿泊したビジネスマンをターゲットに八戸の朝市と朝風呂をタクシーで巡るという生活体験型の滞在プログラム「八戸あさぐる」である。「八戸あさぐる」は前夜の予約で翌朝タクシーがホテルまで出迎え、早朝銭湯、朝市での朝食といった早朝文化など、八戸市民が日常生活で楽しんでいる資源を組み合わせたものである。

平成20年には観光庁の実証事業などを活用して実験を重ね、一定の利用実績と高い評価を得たことから、八戸の新しい魅力の一つとして本格的な商品化にいたっている。現在ではあさぐる目的の観光客が八戸を訪れるなど、「あさぐる」を含んだ宿泊プランも登場している。



あさぐる利用者にはお土産（オリジナルエコバッグ、フェイスタオル、地元産の「ふりの石鹸」、「ふのリンシャンプー」）が付く



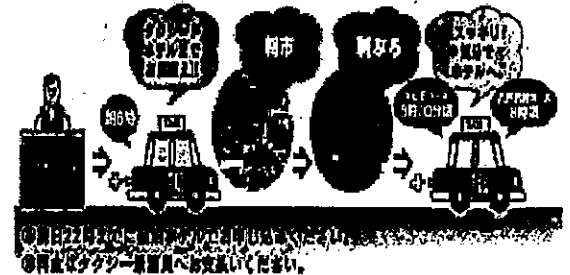
朝市では赤介類や惣菜を購入し、市場内の売店で販売されているご飯や味噌汁と合わせてオリジナルの朝ご飯を食べることができる

## 「あさぐる」ができるまで

（地域資源を観光事業に活かすまでのプロセス）

東北新幹線八戸駅開業以降、八戸の宿泊客の8割がビジネス客と言われていた。ビジネス客をターゲットに八戸の魅力を楽しんでもらうコンテンツを開発し「八戸は夜も朝も楽しい」と広めてもらおう。「あさぐる」はそうした背景からスタートした。

大型の温泉宿泊旅館はないが、早朝営業の銭湯が多い（朝点とされた温泉がない点を逆に武器に）、八戸市内には朝市が9カ所といたった「八戸の早朝文化」をビジネス客に伝えるため、ビジネスホテルと乗合タクシーを活用した商品が開発された。



### 【参考】

- ・青森県は早寝早起き県日本一（青森県「平成18年社会生活基本調査（総務省）」より）
- ・青森県は公衆浴指数日本一（人口10万人あたり）（青森県25.1軒（2位 鹿児島---18.9軒））

（八戸あさぐる誕生までの流れ）

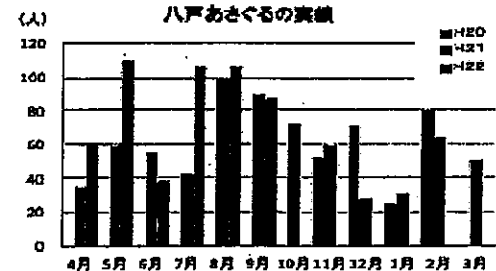
|                        |  |
|------------------------|--|
| 平成20年<br>(2008年)<br>9月 | 八戸せんべい汁研究所の木村氏より朝市と早朝銭湯を立ち寄り先とする乗合バスの相談<br>バス運行から乗合タクシー案に変更した事業を検討<br>観光産業イノベーション促進事業に申請 |
| 10月                    | 乗合タクシーの許可確認（東北運輸局）<br>市内ビジネスホテルの参加の呼びかけ  |
| 11月                    | 八戸あさぐるの実証実験スタート  |

主導した社団法人八戸観光コンベンション協会では日頃から木村氏をはじめとする地域のキーパーソンと密なコミュニケーションを取っており、企画から実証実験まで2ヶ月という短期達成が可能であった

（統計データ）

## 数字でみる「八戸あさぐる」

平成20年11月からスタートした「あさぐる」は平成20年度の実証実験期間中にはべ228人、通年で実施された平成21年度に延べ680人が参加している。



出典：観光庁「地域いきいき観光まちづくり2011」

③少子高齢化の進展を踏まえたサービスの提供

1.





### ■諫早市推計人口

国勢調査を基礎として、毎月1日現在の町別、男女別の人口を推計したもので、諫早市に常住している人の総数(外国人を含む)です。

| 過去のデータ     | 平成25年2月1日地域別推計人口(最新)            |         |                           |        |        |
|------------|---------------------------------|---------|---------------------------|--------|--------|
| 2013年1月1日  | ※平成22年国勢調査の確定値を基に推計した人口及び世帯数です。 |         |                           |        |        |
| 2012年12月1日 | 地区・地域                           | 人口      | 人口(男)                     | 人口(女)  | 世帯     |
| 2012年11月1日 | 中央地区                            | 37,747  | 17,549                    | 20,198 | 15,681 |
| 2012年10月1日 | 小栗地区                            | 10,423  | 5,418                     | 5,005  | 3,646  |
| 2012年9月1日  | 小野地区                            | 5,731   | 2,699                     | 3,032  | 1,956  |
| 2012年8月1日  | 有喜地区                            | 4,529   | 2,015                     | 2,514  | 1,429  |
| 2012年7月1日  | 真津山地区                           | 28,156  | 13,344                    | 14,812 | 11,107 |
| 2012年6月1日  | 本野地区                            | 2,306   | 1,114                     | 1,192  | 729    |
| 2012年5月1日  | 長田地区                            | 5,444   | 2,493                     | 2,951  | 1,763  |
| 2012年4月1日  | 諫早地域計                           | 94,336  | 44,632                    | 49,704 | 36,311 |
| 2012年3月1日  | 多良見地域                           | 16,537  | 7,692                     | 8,845  | 5,983  |
| 2012年2月1日  | 森山地域                            | 5,594   | 2,579                     | 3,015  | 1,764  |
| 2012年1月1日  | 飯盛地域                            | 7,379   | 3,507                     | 3,872  | 2,505  |
| 2011年12月1日 | 高来地域                            | 10,145  | 4,777                     | 5,368  | 3,352  |
| 2011年11月1日 | 小長井地域                           | 5,811   | 2,558                     | 3,253  | 1,845  |
| 2011年10月1日 | 合計                              | 139,802 | 65,745                    | 74,057 | 51,760 |
| 2011年9月1日  | 町別推計人口(詳細)                      |         | <a href="#">PDF(80KB)</a> |        |        |
| 2011年8月1日  | <p>平成25年2月1日現在 地域別推計人口</p>      |         |                           |        |        |
| 2011年7月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2011年6月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2011年5月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2011年4月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2011年3月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2011年2月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2011年1月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2010年12月1日 |                                 |         |                           |        |        |
| 2010年11月1日 |                                 |         |                           |        |        |
| 2010年10月1日 |                                 |         |                           |        |        |
| 2010年9月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2010年8月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2010年7月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2010年6月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2010年5月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2010年4月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2010年3月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2010年2月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2010年1月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2009年12月1日 |                                 |         |                           |        |        |
| 2009年11月1日 |                                 |         |                           |        |        |
| 2009年10月1日 |                                 |         |                           |        |        |
| 2009年9月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2009年8月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2009年7月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2009年6月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2009年5月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2009年4月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2009年3月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2009年2月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2009年1月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2008年12月1日 |                                 |         |                           |        |        |
| 2008年11月1日 |                                 |         |                           |        |        |
| 2008年10月1日 |                                 |         |                           |        |        |
| 2008年9月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2008年8月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2008年7月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2008年6月1日  |                                 |         |                           |        |        |
| 2008年5月1日  |                                 |         |                           |        |        |

## 平成22年国勢調査人口等基本集計結果 (長崎県分) の公表について《確定値》

平成22年国勢調査人口等基本集計結果が10月26日総務省より公表されました。その中から、本県に係る集計結果を下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

### 記

#### 《本県の特徴》

- 本県の平成22年10月1日現在の人口は1,426,779人。前回調査の平成17年と比較して51,853人(3.5%)減少した。人口を都道府県別に比較すると、本県は多い方から全国で27番目。九州沖縄では福岡県、熊本県、鹿児島県に次いで4番目。
- 本県の65歳以上人口(老年人口)の割合は、全国平均の23.0%を3.0%上回り、26.0%となった。老年人口割合を都道府県別に比較すると、本県は高い方から全国で16番目。九州沖縄では大分県、鹿児島県に次いで3番目。
- 本県の15歳未満人口(年少人口)の割合は、全国平均の13.2%を0.4%上回り、13.6%となった。年少人口割合を都道府県別に比較すると、本県は高い方から全国で19番目。九州沖縄では沖縄県、佐賀県、宮崎県、熊本県、鹿児島県に次いで6番目。
- 本県の平成22年10月1日現在の総世帯数は558,660世帯。前回調査の平成17年と比較して5,040世帯(0.9%)増加した。そのうち一般世帯数は556,895世帯。前回調査の平成17年と比較して5,365世帯(1.0%)増加した。一般世帯の1世帯あたり人員は2.47人。1世帯あたり人員を都道府県別に見ると、本県は多いほうから全国で32番目。九州沖縄では佐賀県、沖縄県、熊本県に次いで4番目。

#### 《年少人口の割合(高い順)》

|     |     |       |
|-----|-----|-------|
|     | 全 国 | 13.2% |
| 1位  | 沖縄県 | 17.8% |
| 2位  | 滋賀県 | 15.1% |
| 3位  | 佐賀県 | 14.6% |
|     | ：   |       |
| 18位 | 兵庫県 | 13.7% |
| 19位 | 長崎県 | 13.6% |
| 20位 | 福岡県 | 13.6% |
| 21位 | 栃木県 | 13.6% |

#### 《老年人口の割合(高い順)》

|     |     |       |
|-----|-----|-------|
|     | 全 国 | 23.0% |
| 1位  | 秋田県 | 29.6% |
| 2位  | 島根県 | 29.1% |
| 3位  | 高知県 | 28.8% |
|     | ：   |       |
| 15位 | 富山県 | 26.2% |
| 16位 | 長崎県 | 26.0% |
| 17位 | 香川県 | 25.8% |
| 18位 | 青森県 | 25.8% |

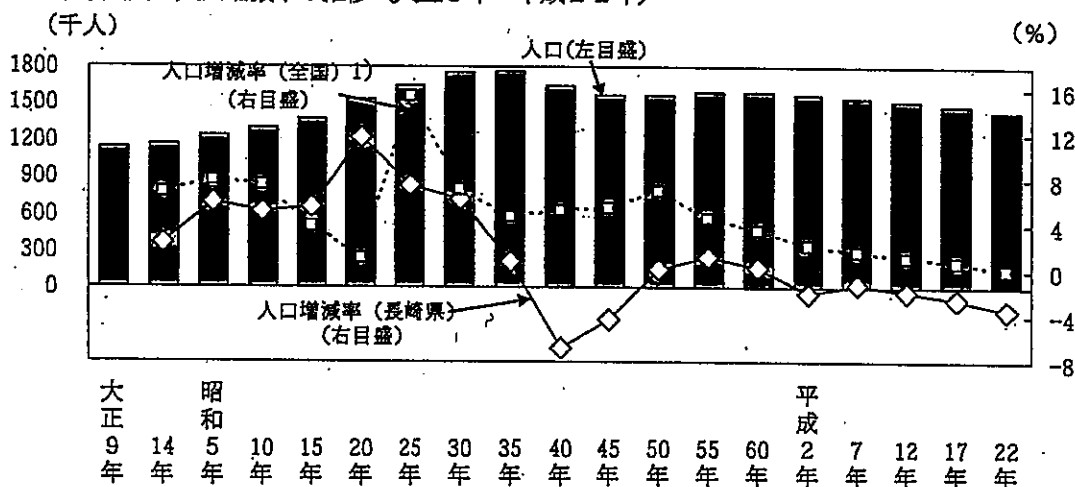
## 1 人口総数及び男女別人口 (図1・表1, 5参照)

- 本県の確定した人口は1,426,779人(平成22年10月1日現在)。
- 男女別人口は女性が男性より94,981人多い。

平成22年10月1日現在の本県の人口は1,426,779人で、平成17年と比較して3.5%(51,853人)減少した。大正9年の国勢調査開始以来、昭和40年の6.8%(119,176人)、昭和45年の4.3%(71,000人)に次ぐ人口減少率となった。人口が5万人以上減少するのは昭和45年以来40年振り。本県人口を男女別に見ると、男性が665,899人(本県人口の46.7%)、女性が760,880人(同53.3%)となり、女性の人口が男性を94,981人上回った。

県内に住む外国人の人口は6,498人で、平成17年の5,675人から823人(14.5%)増加した。国籍別では中国の3,200人が最も多く、次いで韓国・朝鮮の1,045人、フィリピンの522人、アメリカの428人となっている。

図1 本県人口と人口増減率の推移(大正9年~平成22年)



(注) 昭和20年は人口調査結果による。

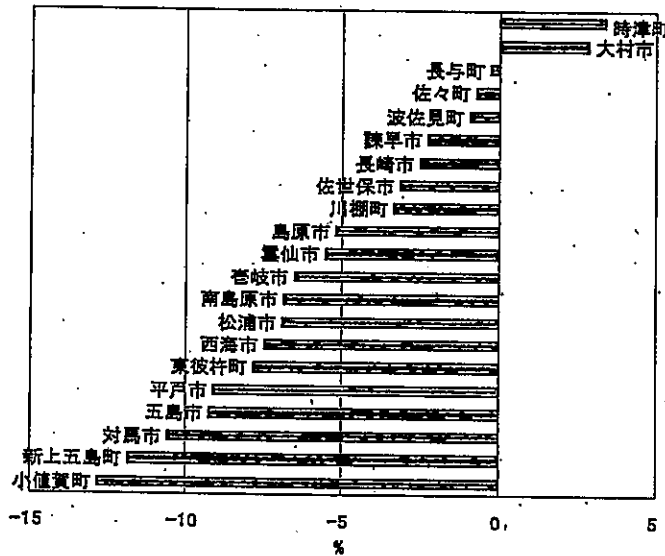
1) 昭和20年及び25年の人口増減率は沖縄県を除いて算出。

## 2 市町別人口 (図2・表1参照)

- 人口が増加したのは大村市と時津町の1市1町のみ。
- 人口減少率は離島地域で高い傾向にある。

本県の人口を市町別に見ると、長崎市が443,766人と最も多く、次いで佐世保市の261,101人、諫早市の140,752人、大村市の90,517人、南島原市の50,363人となっている。平成17年と比較すると、大村市が2,477人、時津町が983人増加しており、それ以外の19市町において人口が減少している。減少数が最も大きいのは長崎市の119,176人、次いで佐世保市の8,473人、五島市の4,143人、対馬市の4,074人、南島原市の3,682人となっている。増減率で見ると、小値賀町が△12.8%と最も減少率が大きく、次いで新上五島町の△11.8%、対馬市の△10.6%、五島市の△9.3%、平戸市の△9.1%となっている。

図2 本県の市町別人口増減率（平成17年との比較）



3 年齢別人口（図3・表2, 3参照）

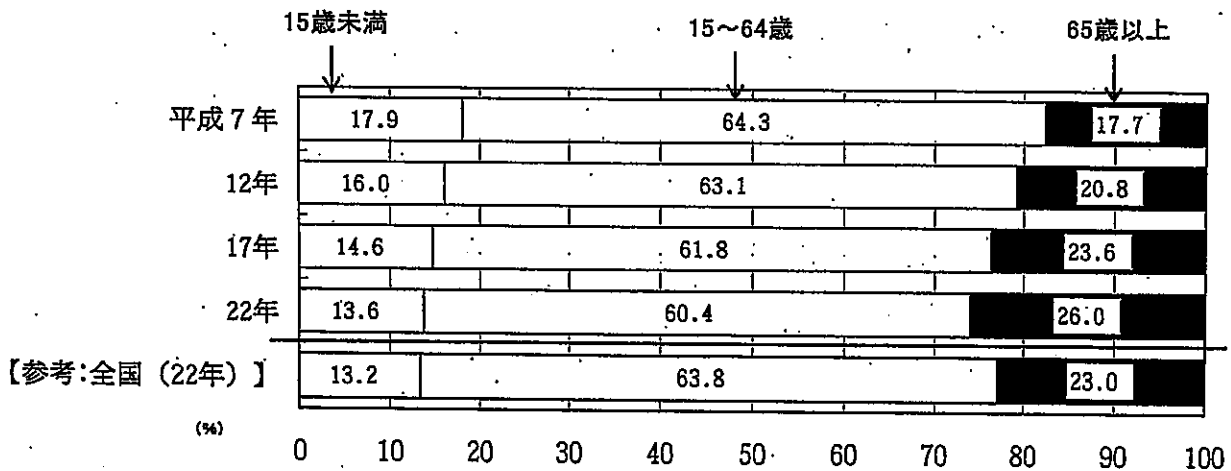
- 65歳以上人口（老年人口）の割合が26.0%となり、平成17年の23.6%から2.4ポイント増加した。
- 11市5町において老年人口割合が25%以上となった。

本県の人口を年齢別に見ると、65歳以上人口（老年人口）の割合が26.0%となり、大正9年の国勢調査開始以来初めて25%を超えた。

市町別に見ると、老年人口の割合が県内で最も高いのは小値賀町の43.4%であり、次いで新上五島町の33.4%、五島市の33.4%、平戸市の33.2%、東彼杵町の30.5%となっている。県内の市町のうち老年人口割合が25%未満であったのは諫早市、大村市、長与町、時津町、佐々町の5市町であり、その他の16市町においては老年人口割合が25%以上となった。

15歳未満人口（年少人口）の割合が県内で最も高いのは、時津町の17.1%であり、次いで大村市の16.9%、長与町の16.7%、佐々町の16.6%、川棚町の15.0%となっている。また、年少人口割合が最も低いのは、小値賀町の8.1%、次いで東彼杵町の11.5%、五島市の11.8%、西海市の11.9%、新上五島町の12.4%となっている。

図3 本県の年齢3区分別人口の割合の推移



4 世帯の状況 (図4・表7, 8, 9参照)

- 総世帯数は558,660世帯であり、平成17年から5,040世帯(0.9%)増加した。
- 一般世帯数は556,895世帯であり、平成17年から5,365世帯(1.0%)増加した。
- 一般世帯の1世帯あたり人員は2.47人。平成17年から0.12人減少。
- 世帯人員別で見ると、2人世帯の割合が30.0%と最も多い。

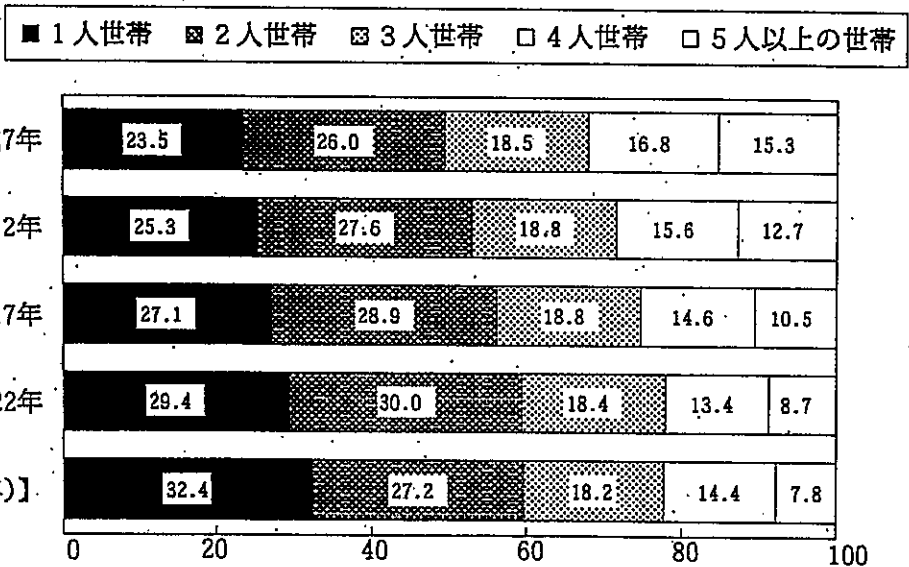
本県の総世帯数は558,660世帯で、平成17年に比べて5,040世帯(0.9%)増加した。そのうち一般世帯数は556,895世帯で、平成17年に比べて5,365世帯(1.0%)増加した。一般世帯1世帯あたり人員は2.47人で、平成17年の2.59人と比べて0.12人減少した。

一般世帯のうち、世帯数が最も多いのは2人世帯の167,321世帯(一般世帯のうち30.0%)であり、次いで1人世帯の163,899世帯(同29.4%)。これらの世帯で一般世帯数の半数以上(同59.5%)を占めている。

一般世帯の世帯人数別の増減をみると、1人世帯が平成17年と比べて2.3ポイント、2人世帯が同じく1.1ポイントと増加しているのに対し、3人世帯～9人世帯は減少している。

次に、一般世帯を家族類型別にみると、単独世帯が最も多く、163,899世帯(一般世帯のうち29.4%)となっている。次いで、夫婦と子供から成る世帯の145,837世帯(同26.2%)、夫婦のみの世帯の120,545世帯(同21.6%)となっている。

図4 本県の世帯人員別世帯の割合の推移



- 65歳以上1人暮らし人口は63,245人であり、平成17年から11.2%増加した。
- 65歳以上人口に占める1人暮らしの割合は17.1%であり、平成17年から0.8ポイント上昇した。

65歳以上人口のうち1人暮らしの人口は63,245人であり、平成17年と比べて

# 身延町地域公共交通活性化協議会（山梨県身延町）

## 概要

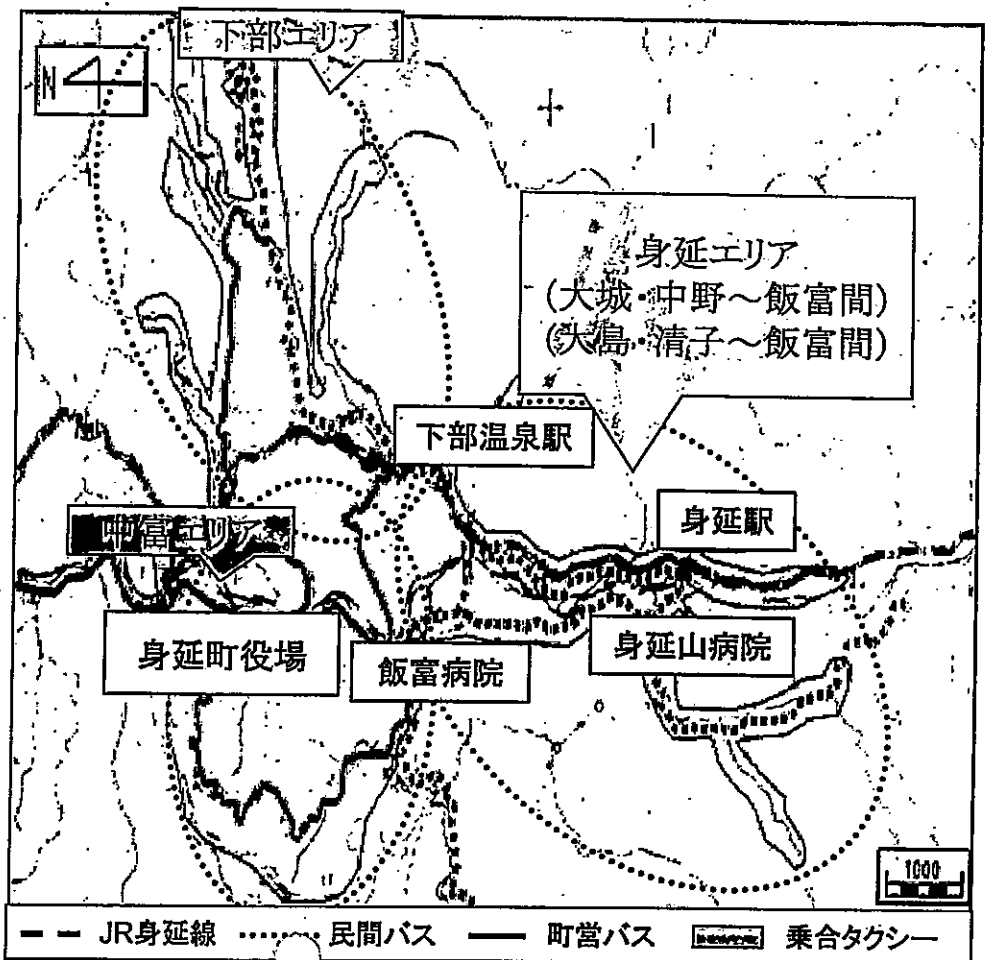
商工会と連携、デマンド型乗合タクシーで高齢者の買い物支援も実現！

身延町は、平成16年の三町合併(下部町、中富町、身延町)により誕生し、全域が過疎地域の指定を受け、高齢化率が40%弱と極めて高い地域である。

縮小傾向である民間バス路線や旧町単位で実施のコミュニティバスについて再編が検討され、地域公共交通確保維持改善事業(フィーダー系統)を活用して乗合タクシー運行事業を実施し、高齢者等の移動手段確保を図っている。

## ○身延町乗合タクシー運行事業

- 平成20年10月から平成23年6月まで実施した実証運行を踏まえ、同年7月より道路運送法第4条許可に切り替えて、地域公共交通確保維持改善事業(フィーダー系統)を活用し、下部エリア、中富エリア、身延エリア(大城・中野～飯富間、大島・清子～飯富間)の4系統を運行している。
- フィーダー路線4系統はJR身延線、バス路線と接続し、連携を図っている。
- 交通空白地域を解消するとともに、主な利用者である高齢者に適した車両を用い、通院・買物手段として地域内の生活交通を確保。
- 利用料金は大人300円/回
- 地域の商工会と連携し、買物ポイントカード(500円分)と回数券(600円分)の引き替えを行い、利用促進を図っている。
- デマンドシステムを活用して利用者への配車を行うとともに、実績データを蓄積して分析し、運行内容改善の検討に役立っている。



# まんのう町地域公共交通協議会(香川県まんのう町)

## 概要

デマンドタクシーと路線バスの共通パス券で利用促進実現!

まんのう町には鉄道(JR土讃線、琴電琴平線)、路線バス(地域間幹線:琴参バス)等の公共交通機関があり、デマンドタクシーの導入及び共通パス券の発行等により相互の連携強化を図りながら、住民のニーズに対応した効率的で利便性の高い公共交通サービスの確保を目指している。

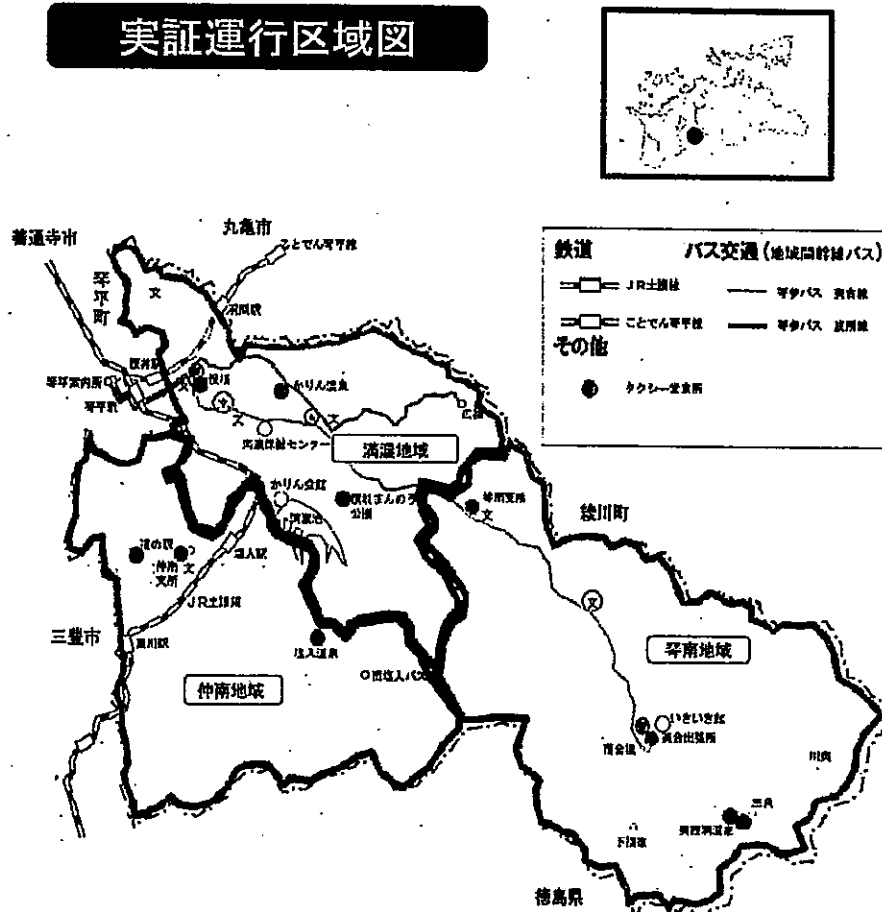
## デマンドタクシーの実証運行

- ・バス・乗合タクシー等の活性化・再生に係る事業として平成21年11月より実証運行を開始。満濃・仲南・琴南の各エリアごとにタクシー事業者1社が10人乗りのワゴンタクシーを各1台、合計18便運行。片道300円で自宅から町内の病院やスーパー、公共施設、鉄道駅等を結ぶ。
- ・登録者は平成24年4月現在、約1100名。60才以上の利用者が全体の9割を占め、通院に利用する人が利用者全体の約6割、買い物に利用する人は利用者全体の約2割。
- ・実証運行を行う中で、問題点の検証、事業の見直しを行った結果、乗継便の廃止、運行区域の変更(琴南号の満濃地区乗り入れ)等を行い、平成24年4月より町の事業として本格運行開始。

## 共通パス券の発行

- ・デマンドタクシーは10枚綴りの乗車券を販売。町商工会の協力により、町内全域での購入が可能となり、交通弱者の利便性が向上。
- ・デマンドタクシーと路線バス(琴参バス:美合線、炭所線)を自由に利用できる共通パス券(1ヶ月3000円)を販売することにより、路線バスの利用促進や公共交通利用者の運賃負担の軽減が図れた。

## 実証運行区域図



# 子育てタクシー

CASE  
90

子育てタクシーはママの味方  
-「子育て支援」の新しいカタチ-

実施主体・組織

- NPO法人わははネット
- 全国子育てタクシー協会

## プロジェクト概要

NPO法人わははネットは、地域密着型の子育て情報誌を発行。登録者に必要な情報を自動配信する携帯電話システムを構築し、登録者を約4,000人まで拡大。登録者を活用した企業のアンケート調査やマーケティング調査で収益も確保。また、タクシー会社と協働し、全国子育てタクシー協会を設立し、子育てタクシードライバーを約1,000名養成するなど、企業とのWin-Winの関係を積極的に構築している。

## 母親の声から子育てタクシーが誕生

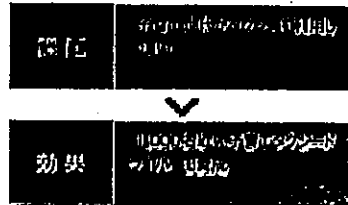
地域密着型の情報誌づくりや携帯電話を活用した情報サービスに取り組むNPO法人わははネットは、一方で人と触れ合う「井戸端」として、地元商店街の空き店舗を利用した親子の広場「わははひろば」を運営している。子育てタクシーは、「わはは広場」に集まった母親の何気ない会話から生まれた。「子どもとタクシーに乗ると運転手が不機嫌」、「破水してタクシーに乗ったら運転手に迷惑がられた」という声をヒントに、子育てタクシーのサービスを思いついた。

しかし、子育てタクシーの企画書を手元に、地元タクシー会社へ提案して回ったものの、ほとんど賛同を得られなかった。唯一、ワーキングマザーであったタク

シー会社社長の賛同を得られ、ドライバー5名で試験運行を開始した。

その結果、タクシー事業者の意識改革、子育てタクシー運行の情報提供、専門的なスキルを持つ運転手の養成が必要ことがわかった。そこで、全国均一のサービス提供を行うため、「全国子育てタクシー協会」を設立。延べ1,000人の子育てタクシードライバーを養成した。業界のイメージアップや活性化につながるだけでなく、母親から感謝されたドライバーからは「仕事に誇りを持てるようになった」という声も上がるようになった。

子育てタクシーは、全国のタクシー業界を巻き込み、23都道府県97社まで拡大した。地域によっては、自治体の支



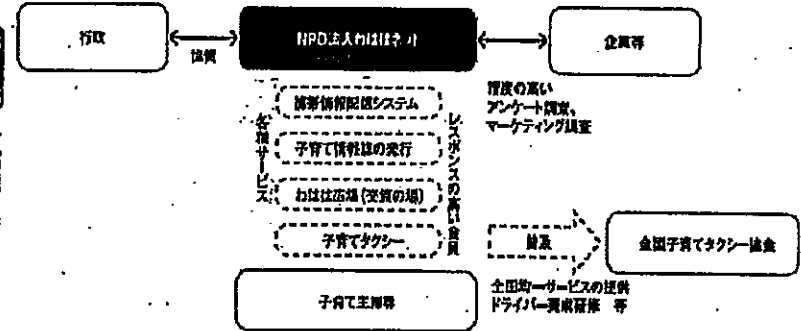
チャイルドシートを敷置して運送する子育てタクシードライバー

援も始まるなど、地域の企業や団体、行政を巻き込んだ独自のサービスが開始されている。

## POINT

- ① 地域の企業や団体、行政を巻き込んだサービスを展開
- ② タクシー業界全体の活性化・イメージアップに貢献
- ③ 産婦人科などのニーズに応えるベテランドライバーの養成も実施

## ビジネスモデル



資料出典：経済産業省「ソーシャルビジネス・ケースブック」

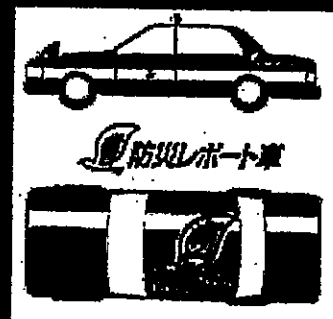


## 災害、犯罪防止対策に取り組んでいる事業者

### 災害情報ネットワーク

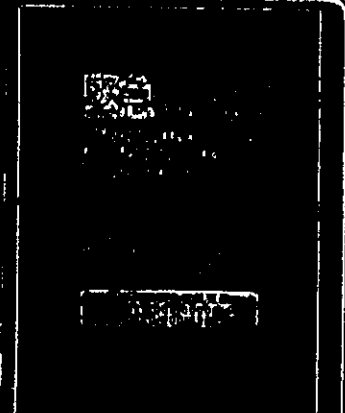
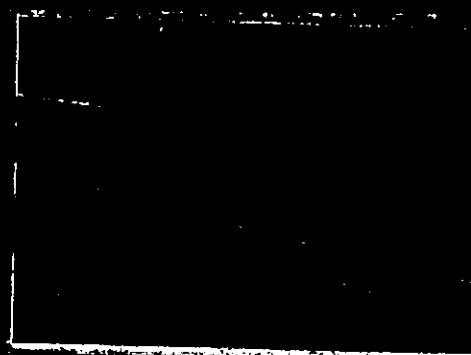
神戸の放送局と連携し、レポーター研修を受けた専従員によるタクシーが防災レポート車として地域の災害発生状況を通報（平成8年7月から実施）

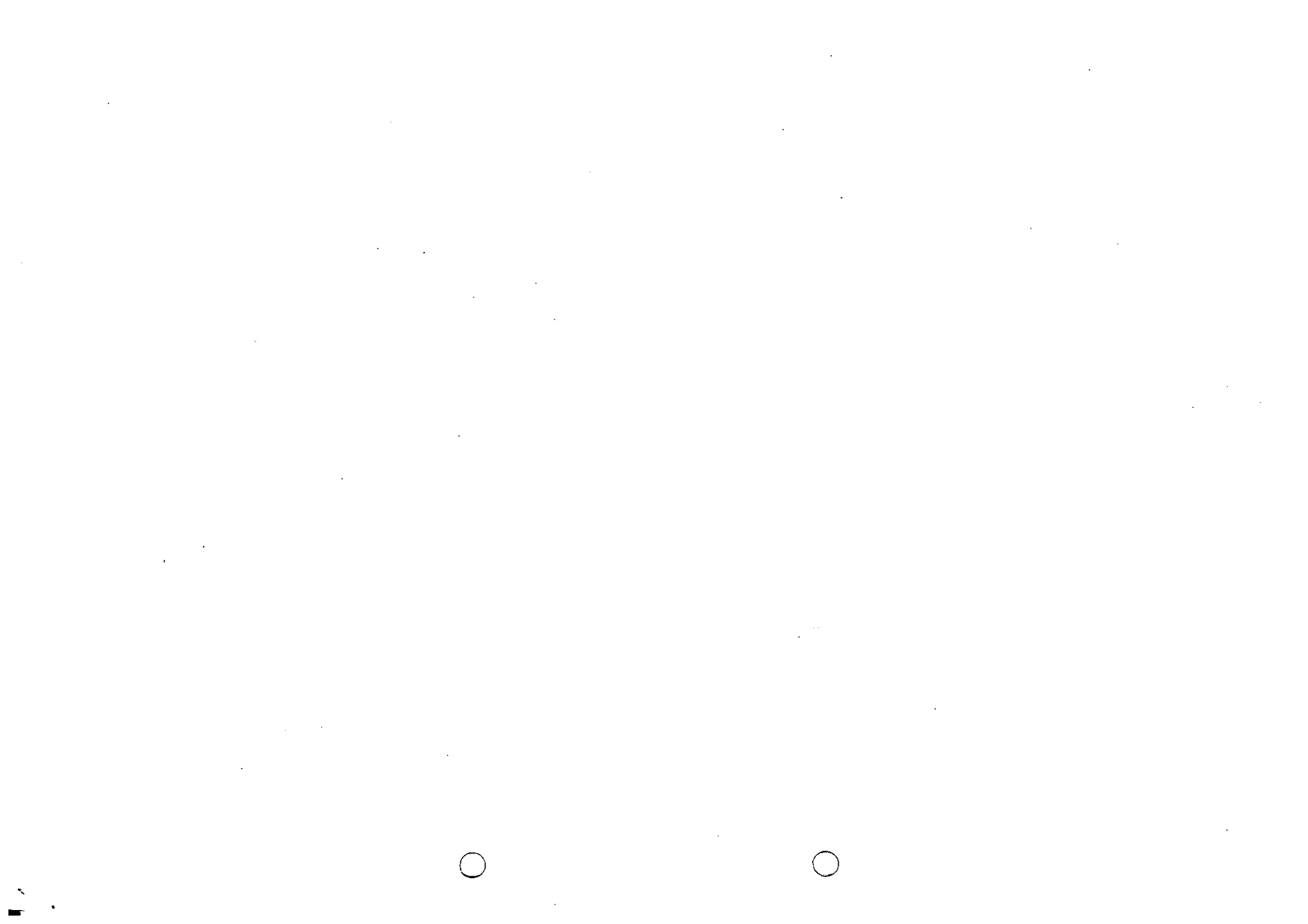
「タクシー防災レポート車」のしくみ



### S. O. S. 防犯タクシー

野暮が深夜に産まかれたため、追いかけて来た場合、追いかけてのタクシー乗客に苦情を言えると、乗客が無線を利用し、警察署と連絡の上、緊急の場所まで乗客を輸送（平成16年度から実施）





## 諫早市地域タクシー適正化・活性化協議会設置要綱

制定 平成21年12月25日  
一部改正 平成25年3月 日

## (目的)

第1条 諫早市地域タクシー適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、諫早市における関係者の自主的な取り組みを中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。  
2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業者の事業用自動車を用いる。  
3 この要綱において「タクシー運転者」とは、タクシー車両の運転者をいう。  
4 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。  
5 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー運転者の組織する団体をいう。  
6 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

## (実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 地域計画の作成
- (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整
  - ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
  - ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
  - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
  - ① 協議会の運営方法
  - ② その他協議会が必要と認める協議事項

## (協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、別紙協議会委員名簿のとおりとし、その任期は平成27年9月30日までとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 事務局は、長崎運輸支局輸送部門及び長崎県タクシー協会並びに諫早市タクシー協会に置く。
- 6 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 役員を選出を議決する場合

法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員の種別ごとに1個の議決権とし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 九州運輸局長が合意していること。
- ② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
- ③ 設置要綱の変更に合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 設置要綱の変更に合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑦ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画の作成を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2)の①②及び④から⑥を満たしていること。
- ② 地域計画の作成に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されているタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
- ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意していること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 会長が合意していること。

② 会長以外の構成員の過半数が合意していること。

7 協議会は、地域計画作成後も定期的を開催することとする。

8 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。

9 協議会は原則として公開とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

会長に事故がある場合の職務代理者として指名する者（協議会要綱 第5条第4項）

諫早市タクシー協会会長



平成25年1月25日

自動車局

**国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律  
施行規則の一部を改正する省令について**

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）に基づく自動車運転代行における利用者保護等のあり方の詳細は、国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第62号。以下「施行規則」という。）において定めています。

平成14年6月の法の施行以降、警察庁及び国土交通省では、20年2月に「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」をとりまとめ、これを踏まえた自動車運転代行業の損害賠償措置の拡充等の施策を講じてきましたが、その後も、運転代行業者にはタクシー類似行為（以下「白タク行為」という。）を始めとする違法行為を行っている業者が多い等の指摘が各方面よりなされてきました。

このため、警察庁及び国土交通省では、23年10月に自動車運転代行業における諸問題を把握するための実態調査を実施し、随伴用自動車（自動車運転代行業者が利用者に代わって運転する自動車の随伴に用いられる自動車をいう。以下同じ。）による白タク行為等の悪質な違法行為を根絶するための改善等に向けてこれまで以上に効果的な対策をとることが必要となっている状況を確認するとともに、昨年3月に改善等のための具体的な方策を盛り込んだ「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」を策定・公表したところです。

同健全化対策の実施の一環として、今般、施行規則の見直しを行い、以下のとおり改正しましたのでお知らせします。

### ■概要

法第17条は自動車運転代行業者に対し随伴用自動車に一定の事項の表示等を義務づけ、表示等の具体的な方法について、施行規則第7条は、随伴用自動車に事業者名等を表示（ペンキ等による表示）すること（第1項）、ただし、専ら自動車運転代行業の用に供する随伴用自動車以外の自動車を用いる場合には、事業者名や認定番号等を表示した表示板（マグネット板）の装着をもって足りること（第2項）等を定めています。

今回の改正では、表示板（マグネット板）を外した随伴用自動車による白タク行為を防止するため、随伴用自動車に自家用自動車等を用いる場合にはペンキ等による表示によらなければならないこととします（別紙のとおり）。

### ■スケジュール

|   |   |               |
|---|---|---------------|
| 公 | 布 | 平成25年1月25日（金） |
| 施 | 行 | 平成25年3月31日（日） |

#### 【問い合わせ先】

国土交通省自動車局旅客課 青木 大村

TEL: 03-5253-8111（内線41-273）

TEL（直通）: 03-5253-8572

Fax: 03-5253-1636

# 自動車運転代行業の概況

参考資料

## 自動車運転代行業とは

盛り場等で飲酒し運転できなくなった者等の自動車にその者を乗せその者に代わって運転（随伴自動車が随伴）する事業



代行業者



今回の改正により、自家用自動車等を随伴用自動車に用いる場合における表示方法を以下のおり変更。  
現行 マグネット板でも可  
施行後 ペンキ等による表示のみ

① 代行業者が利用者の自動車を取りに行く

② 代行業者が利用者の自動車を運転してくる



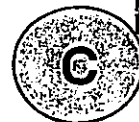
利用者の自動車

駐車場

B



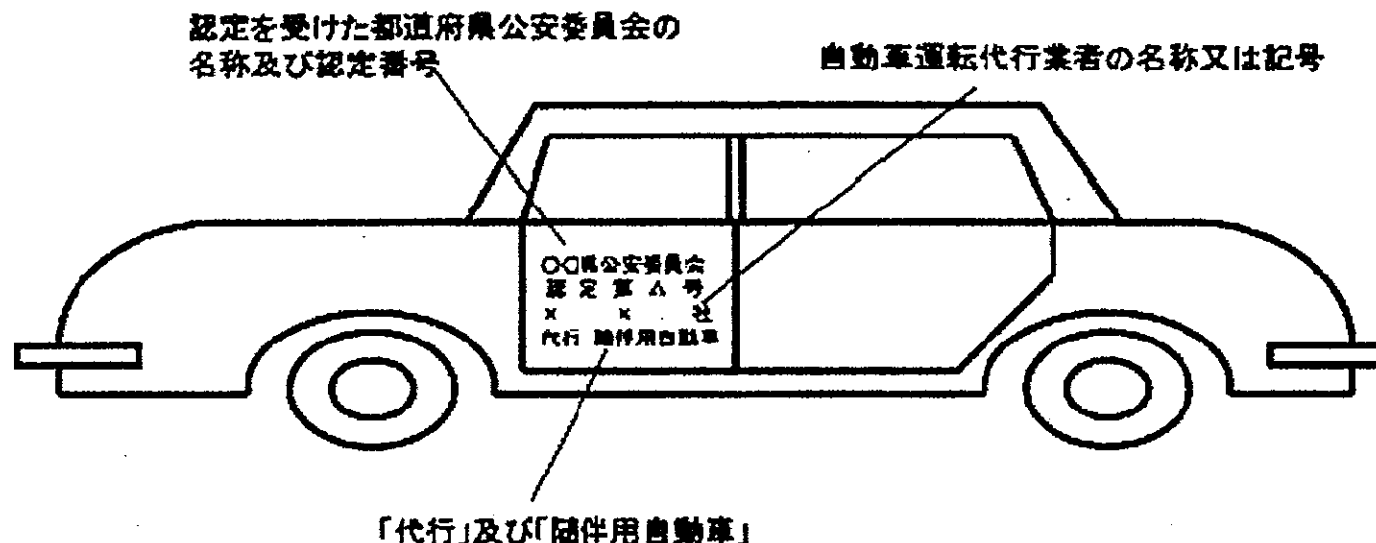
③ 代行業者が利用者の自動車に利用者を乗せて運転する



利用者自宅



## 別表



- 注(1) 規則第7条第1項による場合にあつては、自動車運転代行業者の名称又は記号、認定を行った都道府県公安委員会の名称及び認定番号、「代行」及び「随伴用自動車」の表示は、ペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。
- (2) 規則第7条第2項による場合にあつては、(1)に掲げる事項の表示は、見やすく横書きした表示板によるものとし、はがれないようマグネット等により自動車の両側面に行うこと。
- (3) (1)に掲げる事項の各文字の大きさは原則として同じとし、縦横それぞれ5センチメートル程度以上を目安とする。

## ◇ 随伴用自動車の表示に関する改正概要 ◇

随伴用自動車の表示等が定められた施行規則の改正に伴い、今まで認められていた自家用使用などと併用する随伴用自動車のマグネット板での表示が認められないこととなりました。なお、法令の適用は平成25年3月31日より適用されます。

## 改正前

|   |                             |
|---|-----------------------------|
| 随伴用自動車を専用車として使用する場合<br>(施行規則第7条第1項の適用)    | → ペイント等による表示                |
| 自家用自動車と随伴用自動車を併用する場合<br>(施行規則第7条第2項の適用)   | → マグネット表示でも可                |
| タクシー車両を随伴用自動車として使用する場合<br>(施行規則第7条第2項の適用) | → 認定番号及び認定年月日のみの<br>マグネット表示 |

## 改正後

|  |                                  |
|--|----------------------------------|
| 随伴用自動車を専用車として使用する場合<br>(施行規則第7条第1項の適用)       | → ペイント等による表示                     |
| 自家用自動車と随伴用自動車を併用する場合<br>(施行規則第7条第1項の適用となる改正) | → ペイント等による表示<br>(改正によりマグネット表示不可) |
| タクシー車両を随伴用自動車として使用する場合<br>(施行規則第7条第2項の適用)    | → 認定番号及び認定年月日のみの<br>マグネット表示      |

## ○ 表示の方法

容易に剥がせない方法(ペイントやステッカーなど)により自動車の両側面に横書きで表示します。また、文字の大きさは1辺が5センチメートル程度以上で表示して下さい。

## 表示の例

長 崎 県 公 安 委 員 会  
認 定 番 号 第 ○ ○ ○ 号  
× × 代 行 社  
代 行 随 伴 用 自 動 車

※ 表示は「自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険契約等の補償限度額及び随伴用自動車の表示事項等の表示方法を定める告示」により定められた方法で表示することとなりますので、文字の大きさなどの変更は無く、マグネット表示で行っていたものをそのままペイント等の表示に移行させるものです。

※ 法令条文は、国土交通省ホームページより見る事が出来ます。

アドレス [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03\\_hh\\_000135.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000135.html)

○国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成十四年国土交通省令第六十二号)

(傍線の部分は改正部分)

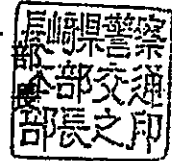
| 改正   | 現行   |
|--|--|
| <p>3 (略)</p> <p>第七條 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>旅客自動車運送事業の用に供する自動車</u>を随伴用自動車として用いる場合にあつては、<u>法第十七条第一項の国土交通省令で定める装置として、前項第二号及び第四号に掲げる表示事項を表示した表示板を告示で定めるところにより装着することをも</u>つて足りる。</p> | <p>3 (略)</p> <p>第七條 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、もつぱら自動車運転代行業の用に供する<u>随伴用自動車以外の自動車</u>を随伴用自動車として用いる場合にあつては、<u>法第十七条第一項の国土交通省令で定める装置として、前項に規定する表示事項(旅客自動車運送事業の用に供する自動車を随伴用自動車として用いる場合にあつては、同項第二号及び第四号に掲げるものに限る。)</u>を表示した表示板を告示で定めるところにより装着することをもつて足りる。</p> |



平成25年3月1日

九州運輸局長崎運輸支局長 様

長崎県警察本部  
交通部



高齢者交通死亡事故多発警報第9号（長崎ブロック警報）発令に伴う交通死亡事故抑止対策への協力依頼について

早春の候、貴台におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。平素から、警察業務各般にわたり、深い御理解と御協力を賜っておりますことに對し、厚くお礼申し上げます。

さて県内では、2月中に高齢者関連の交通死亡事故が相次いで発生し、2月16日に高齢者交通死亡事故多発警報第7号（県北ブロック警報）、2月19日に同警報第8号（全県警報）を発令して、高齢者の交通死亡事故抑止対策を推進してきたところであります。

しかしながら、発令期間中の21日に東彼杵郡川棚町、23日に対馬市美津島町、25日に長崎市高浜町、28日に西彼杵郡時津町と4件の交通死亡事故が発生しています。特に、

○ 2月25日（月）午後7時02分ころには、長崎市高浜町の国道上において、普乗と横断歩行者（83歳、女性）との事故で歩行者が死亡

○ 2月28日（木）午前4時55分ころには、西彼杵郡時津町の長崎漁港臨港道路において、普貨（65歳、男性）と横断歩行者との事故で歩行者が死亡と、長崎ブロック（長崎市、西海市、長与町、時津町）において4日間に2件の高齢者関連の交通死亡事故が発生しました。

そこで県警では、3月1日から10日間、高齢者交通死亡事故多発警報第9号を長崎ブロックに発令し、引き続き高齢者の交通死亡事故抑止対策を推進することとしております。

今年、県内の交通死亡事故は11件となり、その内、高齢者の交通死亡事故が7件と全体の63.6%を占めています。

また、7件の高齢者の交通死亡事故は、6件が夜間事故（うち4件が薄暮時間帯）、5件が道路横断中の事故（うち4件が自宅から1キロメートル以下）となっております。

全県警報発令時にも関係機関・団体の皆様に対し御協力をお願いしていたところでありますが、非常に厳しい交通情勢であることを認識していただき、

○ 高齢者を含めたドライバーに対しては、

- ・ 運転中は運転に集中し、脇見運転やぼんやり運転をしないように注意する
- ・ 交差点やカーブでは他の車や歩行者に注意するとともに、道路状況に応じて減速・徐行する
- ・ 体調が悪い時は運転を控える

○ 高齢者を含めた歩行者に対しては、

- ・ 道路横断の際は、近くに横断歩道があれば横断歩道を渡る
- ・ 道路横断時（横断前、横断中）の安全確認を十分行うとともに、夜間の外出の際には反射材を活用するなど、運転者から見えやすい服装に心掛ける

ということなどを街頭指導や会議等のあらゆる機会を通じ、県民への広報啓発を引き続き推進して頂きますようお願い申し上げます。

